



船橋市

子ども・子育て 支援事業計画

平成 27 年度 ～ 平成 31 年度



平成 27 年 3 月

船 橋 市



船橋市

子ども・子育て 支援事業計画

平成 27 年度 ～ 平成 31 年度

平成 27 年 3 月

船 橋 市

はじめに



一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度では、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」や、「待機児童対策の推進」、「地域での子育て支援の充実」を目指しています。

市では、新制度を円滑に進めるため、平成27年度から平成31年度までの5か年間の「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、『子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし』をめざして」を基本理念としています。次代を担う子どもたちが心豊かに笑顔にあふれ生き生きと育つことは、船橋の未来を創ることにほかなりません。

今後、本計画に基づき、様々な子ども・子育て支援施策の充実に積極的に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「船橋市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」やパブリック・コメントなどにご協力くださいました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

船橋市長 松戸 徹

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨等	3
1	背景と趣旨	3
2	新制度の概要	4
2	計画の位置づけ	7
1	法的位置づけ	7
2	計画体系における位置づけ	8
3	計画の期間	9
4	教育・保育提供区域の設定	10
1	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容	10
2	事業別の教育・保育提供区域設定	12
第2章	船橋市における子どもと子育てにかかる現状と課題	13
1	現状	15
1	人口等の状況	15
2	子育て支援サービスの提供と利用の動向	24
3	各教育・保育提供区域の状況	26
2	課題	33
第3章	計画の基本的方向	45
1	基本理念	47
	「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして	
2	基本方針	48
3	施策の体系	50

第4章 施策の展開 53

1 基本方針1 54

次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

基本施策1 幼児期の学校教育・保育の充実 55

基本施策2 子どもの居場所づくり 62

基本施策3 障害児支援の充実 64

2 基本方針2 67

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。

基本施策1 母子保健の充実 68

基本施策2 親子のふれあいの場づくり 71

基本施策3 多様な子育て支援サービスの充実 73

基本施策4 情報提供・相談体制の整備 75

基本施策5 ひとり親家庭等の自立支援の推進 78

基本施策6 経済的支援の実施 80

3 基本方針3 81

地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

基本施策1 子育てを支援する地域社会づくり 82

基本施策2 児童虐待防止対策の充実 84

基本施策3 仕事と家庭の両立支援の推進 86

施策の展開にあたって 87

第5章 計画の推進方策 89

1 計画期間の量の見込みと確保方策 91

1 教育・保育 91

2 地域子ども・子育て支援事業 101

2 教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策 115

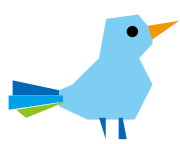
3 計画の進捗状況の点検・評価 121

4 計画の推進体制 121

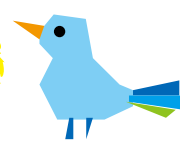
参考資料	123
計画の策定体制	125
策定経過	129
子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要	130
用語解説（50音順）	132

【本計画における統計上の数値について】

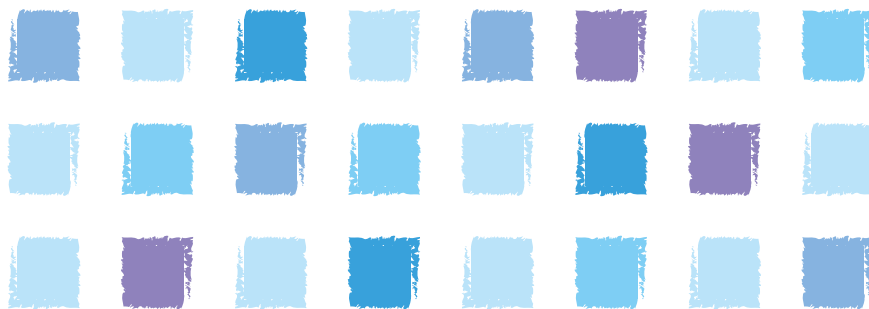
各種統計調査・アンケート調査結果に基づき算定した割合につきましては、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならないものがあります。



第1章



計画の策定にあたって





1 計画策定の背景と趣旨等

1 背景と趣旨

●少子化の進行と地域における課題

出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを踏まえ、国は、平成6年にエンゼルプラン、平成11年に新エンゼルプランを策定し、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた対策を進めてきました。平成15年には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が、また、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定されました。しかし、その後も少子化の進行は止まらず、平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録したことから、少子化対策の抜本的な拡充・強化を図る子育て支援策の検討が進められてきました。

ここ数年、合計特殊出生率はやや回復し、減少傾向には歯止めがかかりつつありますが、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域の子育て力・教育力の低下が懸念されています。また、経済状況の悪化、就労形態の変化などにより、共働き家庭が増加し、親の就労状況による幼児期の学校教育・保育の提供体制の違いや、保育所における待機児童の増加・仕事と子育てを両立できる環境の整備等が課題となっています。

●子ども・子育て支援新制度の創設

これらの課題に対処し、子どもや子育て家庭を支援する支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法¹⁾」が成立し、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）が創設されました。新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取組が推進されます。

また、市町村には、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

●船橋市における取組

本市では、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「船橋市次世代育成支援行動計画ふなばし・あいプラン」、また、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする同計画の後期計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

今後は、平成27年4月よりスタートする新制度への対応として策定した「船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」）により、待機児童の解消といった喫緊の課題の解決と併せ、地域の子ども・子育て支援の充実に向けた施策を推進していきます。

1) 子ども・子育て関連3法：P4参照。



2 新制度の概要

新制度とは…

子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援する新しい仕組みです。

※「子ども・子育て関連3法」…「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号。通称：認定こども園法の一部改正法）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のこと。

（i）新制度のポイント

新制度において推進される子ども・子育て支援施策の主なポイントは以下の3つです。

【子ども・子育て支援新制度の3つのポイント】

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。
- 認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、処遇改善により教育・保育の質を向上します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。



(ii) 新制度における給付・事業

新制度に組み込まれる給付・事業は以下のとおりです。

【給付・事業の全体像】

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
《子どものための教育・保育給付》 ■施設型給付 ＜給付の対象＝教育・保育施設＞ ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所（定員20人以上） ■地域型保育給付 ＜給付の対象＝地域型保育事業＞ ・小規模保育事業（定員6～19人） ・家庭的保育事業（定員5人以下） ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 《子どものための現金給付》 ■児童手当	①時間外保育事業 ②放課後児童健全育成事業 ③子育て短期支援事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤妊婦健康診査事業 ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪利用者支援事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

新制度では、就学前の子どもに教育・保育を行う際、「子どものための教育・保育給付」として、幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付」が、小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付」が支給されます。この新制度の給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

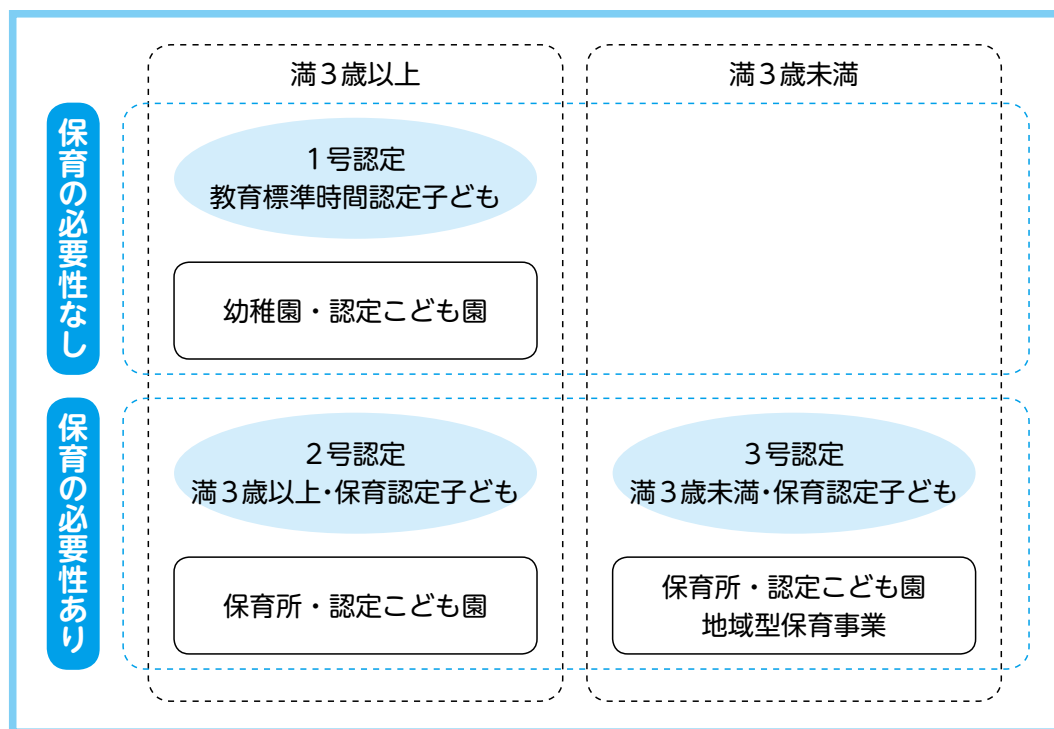
また、市町村は在宅で子育てを行っている家庭などの支援も対象とする「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

なお、各給付・事業の概要及び本市の実施状況については、第2章「船橋市における子どもと子育てにかかる現状と課題」に記載しています。

**(iii) 保育の必要性の認定**

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

【保育の必要性の認定区分と利用できる教育・保育施設等】**【保育の必要性を認定する際の客観的基準】****(1) 保育を必要とする事由**

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ①月48～64時間の範囲で市町村が定める時間以上の就労をしていること
※本市においては月64時間以上の就労をしていること
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動
- ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 保育必要量

保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。

※最大時間は時間外保育を除きます。



2 計画の位置づけ

第1章

計画の策定にあたって

1 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第2条の基本理念を踏まえ、国が定める基本指針に即して策定するものです。

子ども・子育て支援法

(基本理念)

- 第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」としても位置づけられるものです。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

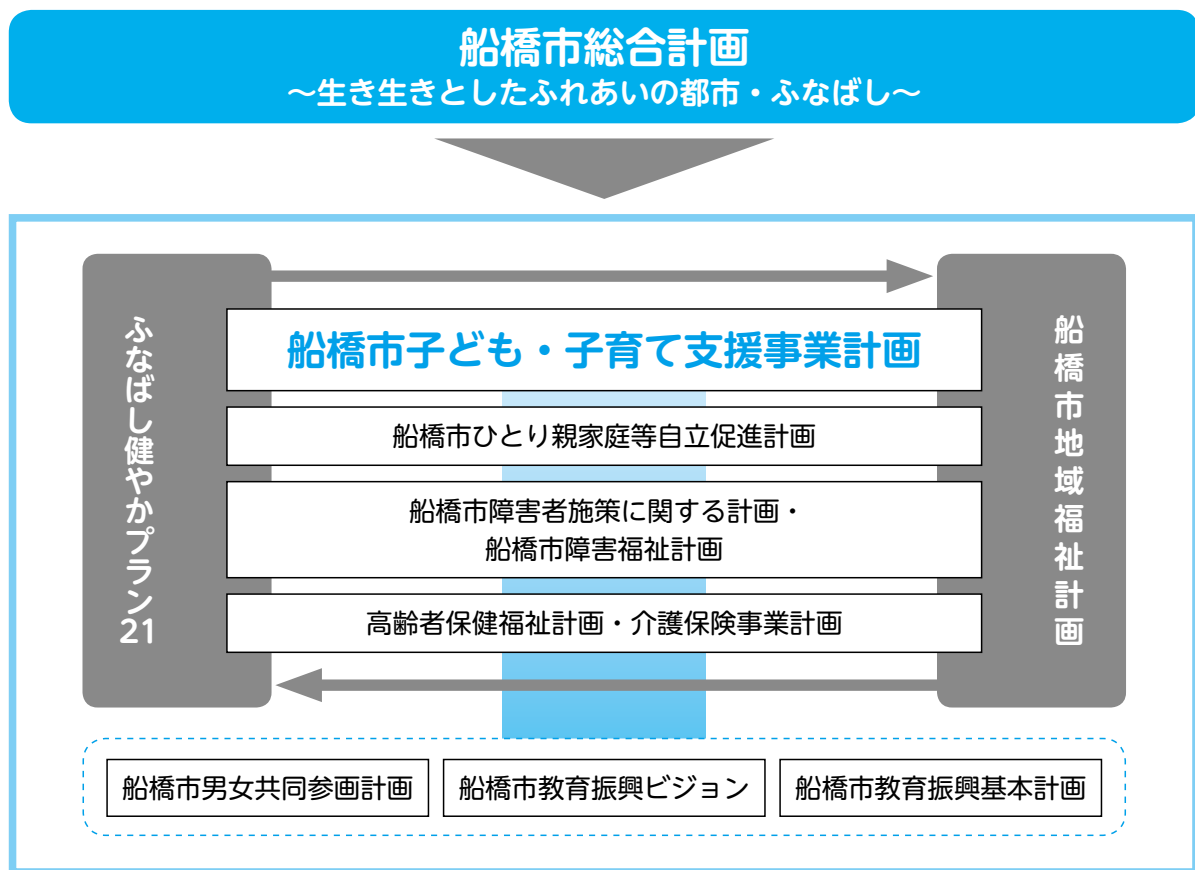


2 計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「船橋市地域福祉計画」、「船橋市教育振興ビジョン」、「船橋市教育振興基本計画」、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」、「船橋市障害者施策に関する計画」、「船橋市障害福祉計画」のほか、「船橋市男女共同参画計画」、「ふなばし健やかプラン21（母子保健計画、食育推進計画）」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の関連諸計画と調和を保ち策定したものです。

【船橋市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ】





3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

【関連計画との計画期間の比較】

H22	23	24	25	26	27	28	29	30	31年度
船橋市総合計画 基本構想 (H12～32)									
船橋市総合計画 基本計画 (前期：H12～23)		船橋市総合計画 後期基本計画 (後期：H24～32)							
船橋市次世代育成支援行動計画（後期計画） ふなばし・あいプラン（後期：H22～26）									
						船橋市子ども・子育て支援事業計画 (H27～31)			
船橋市母子家庭等自立促進計画 (H22～26)					船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (H27～31)				
第2次船橋市障害者施策に関する計画 (H20～26)					第3次船橋市障害者施策に関する計画 (H27～32)				
第2期船橋市 障害福祉計画 (H21～23)		第3期船橋市障害福祉計画 (H24～26)			第4期船橋市障害福祉計画 (H27～29)				
第5次高齢者保健福祉計画・ 第4期介護保険事業計画 (H21～23)		第6次高齢者保健福祉計画・ 第5期介護保険事業計画 (H24～26)			第7次高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 (H27～29)				
ふなばし健やかプラン21 (H17～26)					ふなばし健やかプラン21（第2次） (H27～36)				
第2次船橋市地域福祉計画 (H22～26)					第3次船橋市地域福祉計画 (H27～32)				
船橋市 男女共同参画計画 (H13～23)		第2次船橋市男女共同参画計画 (H24～28)							
船橋市教育振興ビジョン (H22～31)									
船橋市教育振興基本計画 (H22～26)					船橋市教育振興基本計画 (H27～31)				



4 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

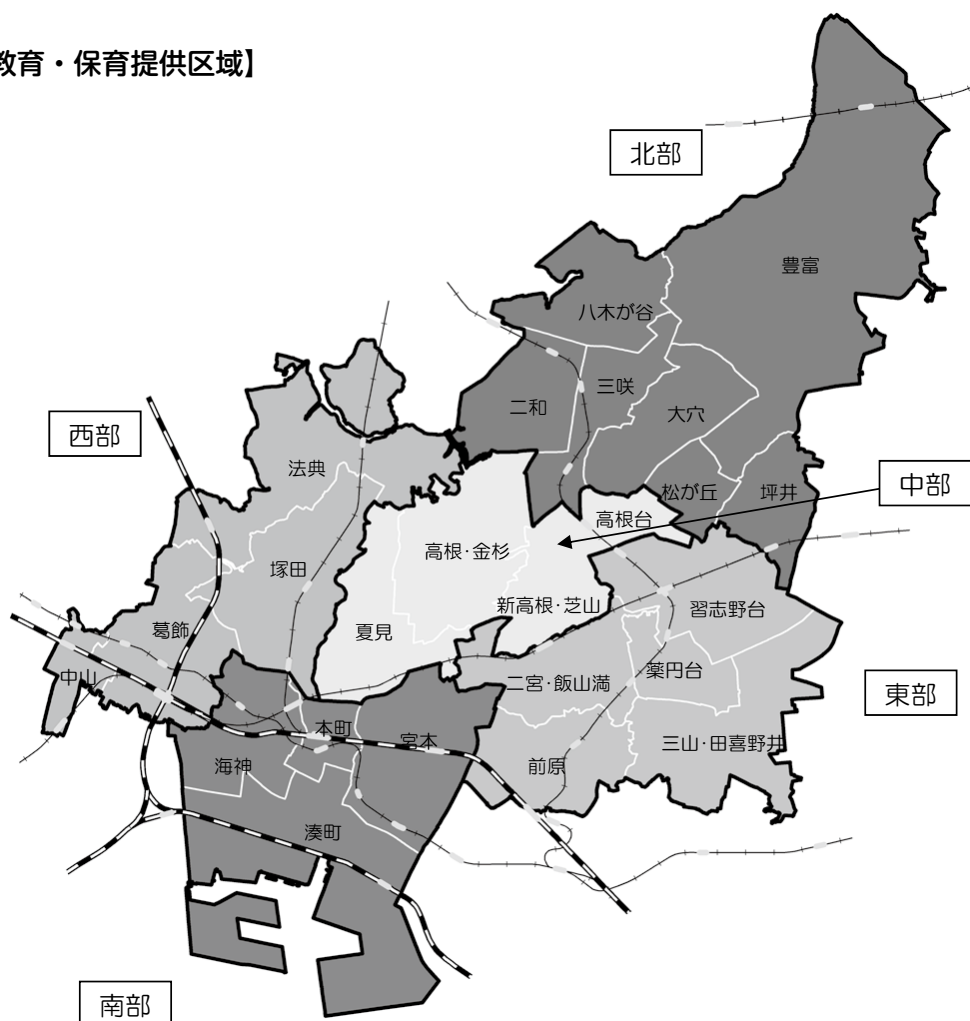
本市では子ども・子育て支援法の基本指針に基づく教育・保育提供区域を5行政ブロックに設定します。

この教育・保育提供区域とは、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するために定めるものです。各市町村はこの教育・保育提供区域ごとに、提供する量の見込みと確保方策を設定します。

本市では、総合計画において、「地域的な視点にたって行政を行うとともに、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定する区域」として、24の地区コミュニティを設定し、併せて「地区コミュニティを束ねる概念」として、市域を5つの区域に分ける行政ブロックを設定しています。

教育・福祉に関する事業や、他の計画などに共通して用いられている最も一般的な区域単位が5行政ブロックであることから、他計画・事業等との整合を図るという基本指針の趣旨を踏まえ、本計画では、5行政ブロックを教育・保育提供区域としました。

【本市における教育・保育提供区域】





【教育・保育提供区域の区域別町丁目】

区域	地区 コミュニティ	町丁目
南部	湊町	本町3丁目、若松1～3丁目、浜町1～3丁目、湊町1～3丁目、日の出1～2丁目、西浦1～3丁目、栄町1～2丁目、潮見町、高瀬町
	宮本	宮本1～9丁目、市場1～5丁目、駿河台1～2丁目、東船橋1～7丁目、東町
	本町	本町1～2丁目・4～7丁目
	海神	海神1～6丁目、海神町2～3丁目、海神町西1丁目、海神町東1丁目、海神町南1丁目、南海神1～2丁目、南本町
西部	葛飾	印内1～3丁目、印内町、葛飾町2丁目、古作1～4丁目、古作町、山野町、西船1～7丁目、東中山1～2丁目、本郷町
	中山	二子町、本中山1～7丁目
	塚田	旭町1～6丁目、旭町(住居表示外)、行田1～3丁目、行田町、山手1～3丁目、前貝塚町、北本町1～2丁目
	法典	丸山1～5丁目、上山町1～3丁目、藤原1～8丁目、馬込町、馬込西1～3丁目
中部	夏見	夏見1～7丁目、夏見台1～6丁目、米ヶ崎町、夏見町2丁目
	高根・金杉	金杉1～9丁目、金杉台1～2丁目、金杉町、高根町、緑台1～2丁目
	高根台	高根台1～6丁目
	新高根・芝山	芝山1～7丁目、新高根1～6丁目、高根台7丁目
東部	前原	前原西1～8丁目、前原東1～6丁目、中野木1～2丁目
	三山・田喜野井	三山1～9丁目、習志野1～5丁目、田喜野井1～7丁目
	二宮・飯山満	滝台1～2丁目、滝台町、二宮1～2丁目、飯山満町1～3丁目
	薬円台	七林町、薬円台1～6丁目、薬園台町1丁目
	習志野台	習志野台1～8丁目、習志野台4丁目(住居表示外)、西習志野1～4丁目
北部	二和	二和西1～6丁目、二和東1～6丁目
	三咲	三咲1～9丁目、三咲町、南三咲1～4丁目
	八木が谷	みやぎ台1～4丁目、高野台1～5丁目、咲が丘1～4丁目、八木が谷1～5丁目、八木が谷町
	松が丘	松が丘1～5丁目
	大穴	大穴町、大穴南1～5丁目、大穴北1～8丁目
	豊富	金堀町、古和釜町、車方町、小室町、小野田町、神保町、大神保町、楠が山町、豊富町、鈴身町
	坪井	坪井西1～2丁目、坪井町、坪井東1～6丁目



2 事業別の教育・保育提供区域設定

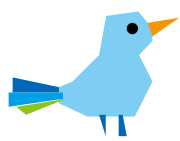
教育・保育提供区域は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本としていますが、利用の実態により、実態に即した設定を行うことが可能となっています。

本市では、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定しました。

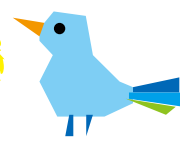
【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定】

事業名等 ※（ ）は市の事業名、〔 〕は量の見込み及び確保方策設定上の区分。			区 域
教育・保育			5行政ブロック
地域子ども・子育て支援事業	①	時間外保育事業（延長保育事業）	5行政ブロック
	②	放課後児童健全育成事業	5行政ブロック
	③	子育て短期支援事業〔ショートステイ〕	市全体
	④	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全体
	⑤	妊婦健康診査事業	市全体
	⑥	養育支援訪問事業	市全体
	⑦	地域子育て支援拠点事業	5行政ブロック
	⑧	一時預かり事業〔幼稚園在園児対象型〕	5行政ブロック
		A. 保育所における一時預かり事業（一時保育）	5行政ブロック
		B. ファミリー・サポート・センター事業〔就学前児童のみ〕	市全体
		C. 子育て短期支援事業〔夜間養護等〕	市全体
	⑨	病児保育事業	5行政ブロック
	⑩	ファミリー・サポート・センター事業〔就学児のみ〕	市全体
	⑪	利用者支援事業	市全体

なお、量の見込みと確保方策については、第5章「計画の推進方策」に記載しています。



第2章



船橋市における 子どもと子育てにかかる 現状と課題





1 現状

1 人口等の状況

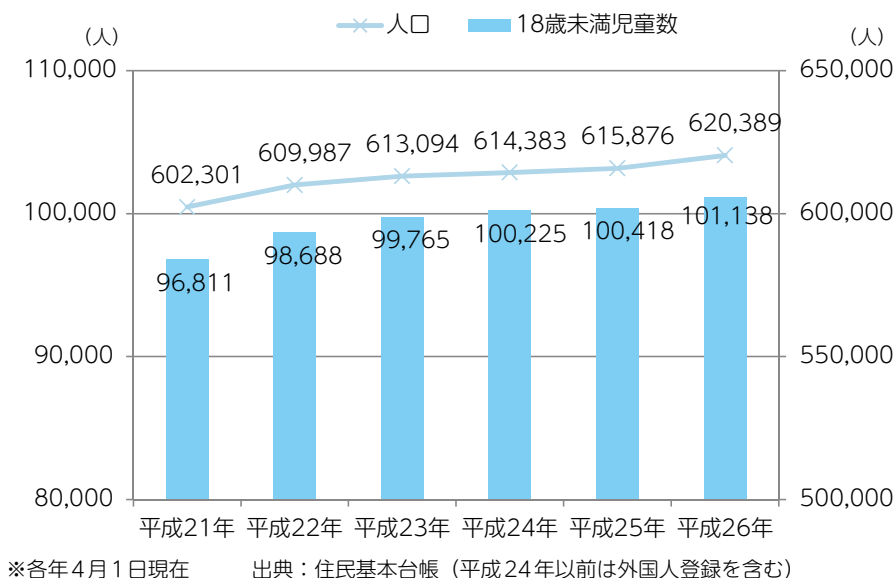
(i) 過去の人口等の推移

[児童数の推移]

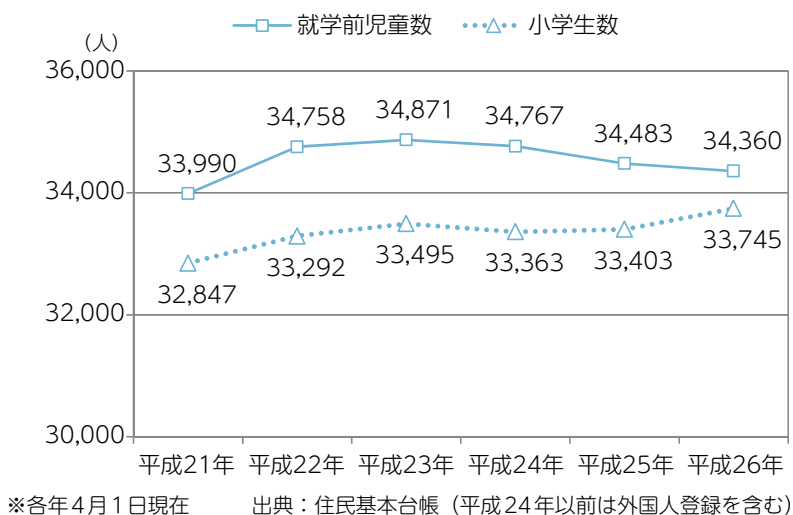
児童数の推移をみると、総人口が増加する傾向にあるのと同様に18歳未満の児童数も増加傾向で推移しています。

就学前児童数は、近年は微減傾向で推移し、平成26年では34,360人となっていますが、小学生数については、増加傾向で推移しており、平成26年では33,745人となっています。

■人口・18歳未満児童数の推移



■就学前児童数・小学生数の推移

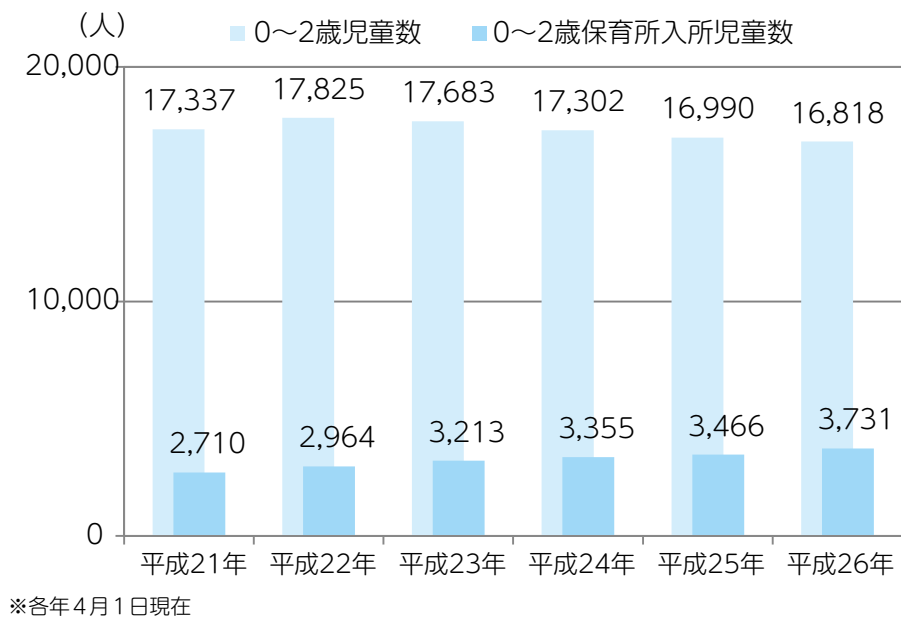




[0～2歳児童数の傾向]

0～2歳の児童数は平成22年以降、減少傾向で推移していますが、0～2歳の保育所入所児童数は近年増加傾向で推移しており、平成26年には3,731人となっています。

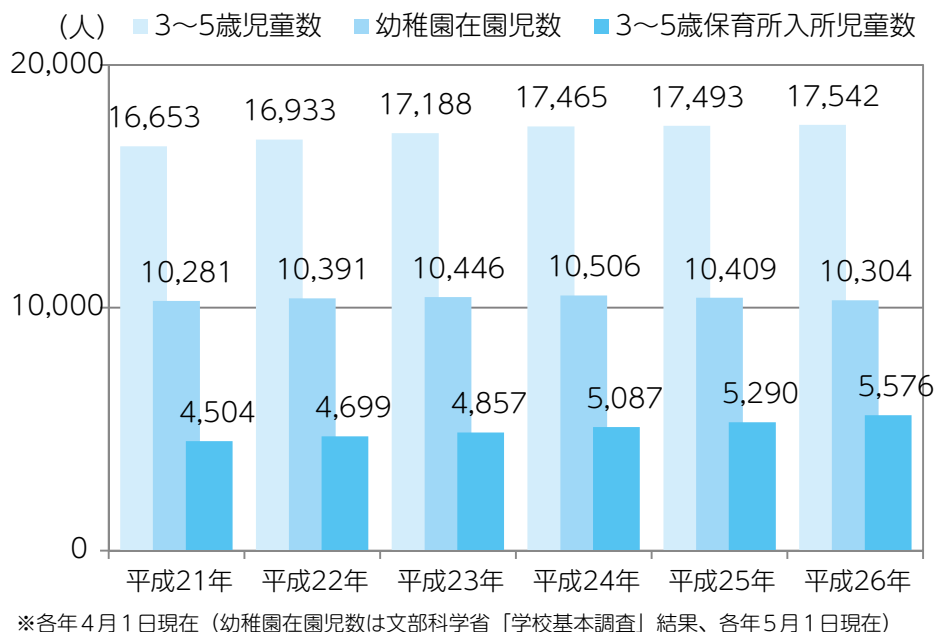
■0～2歳保育所入所児童数の推移



[3～5歳児童数の傾向]

3～5歳の児童数は増加傾向で推移していますが、幼稚園在園児数は平成24年の10,506人をピークに減少に転じています。一方、3～5歳の保育所入所児童数は増加傾向で推移しています。

■3～5歳幼稚園在園児数・保育所入所児童数の推移

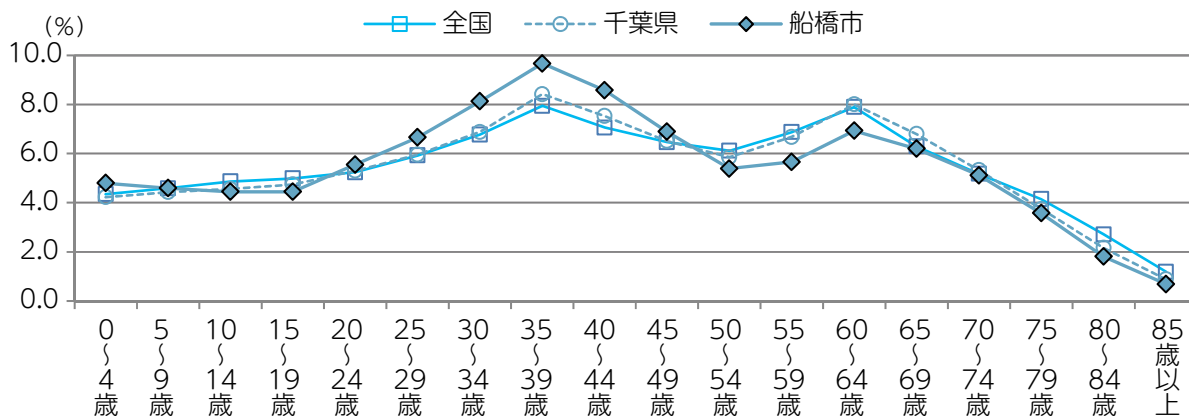




[性別年齢別人口比率]

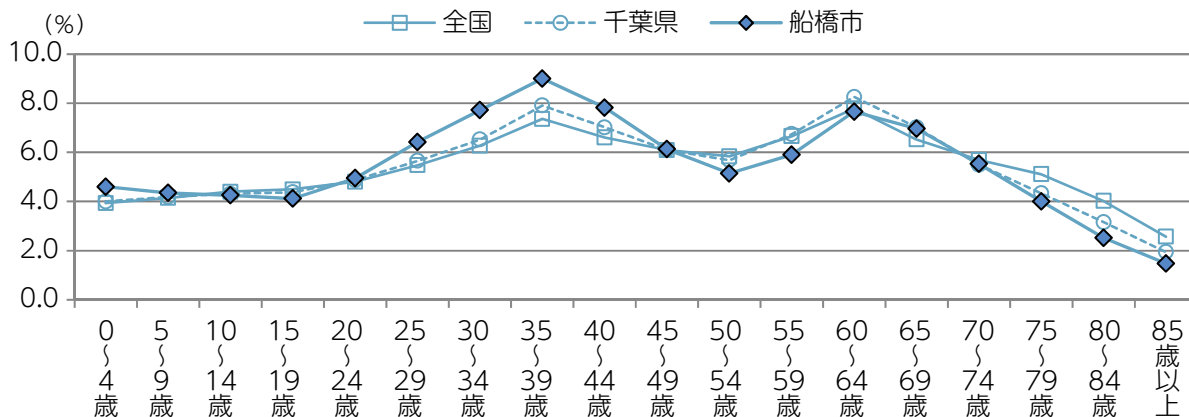
平成22年における本市の性別年齢別人口構成をみると、男女ともに25～44歳の人口比率が全国・千葉県水準よりも高く、いわゆる団塊ジュニア世代を中心とする年齢層が多くなっています。一方で、55～64歳の人口比率が全国・千葉県水準を下回っています。

■男性の年齢階層別人口比率



出典：平成22年総務省「国勢調査」結果

■女性の年齢階層別人口比率



出典：平成22年総務省「国勢調査」結果



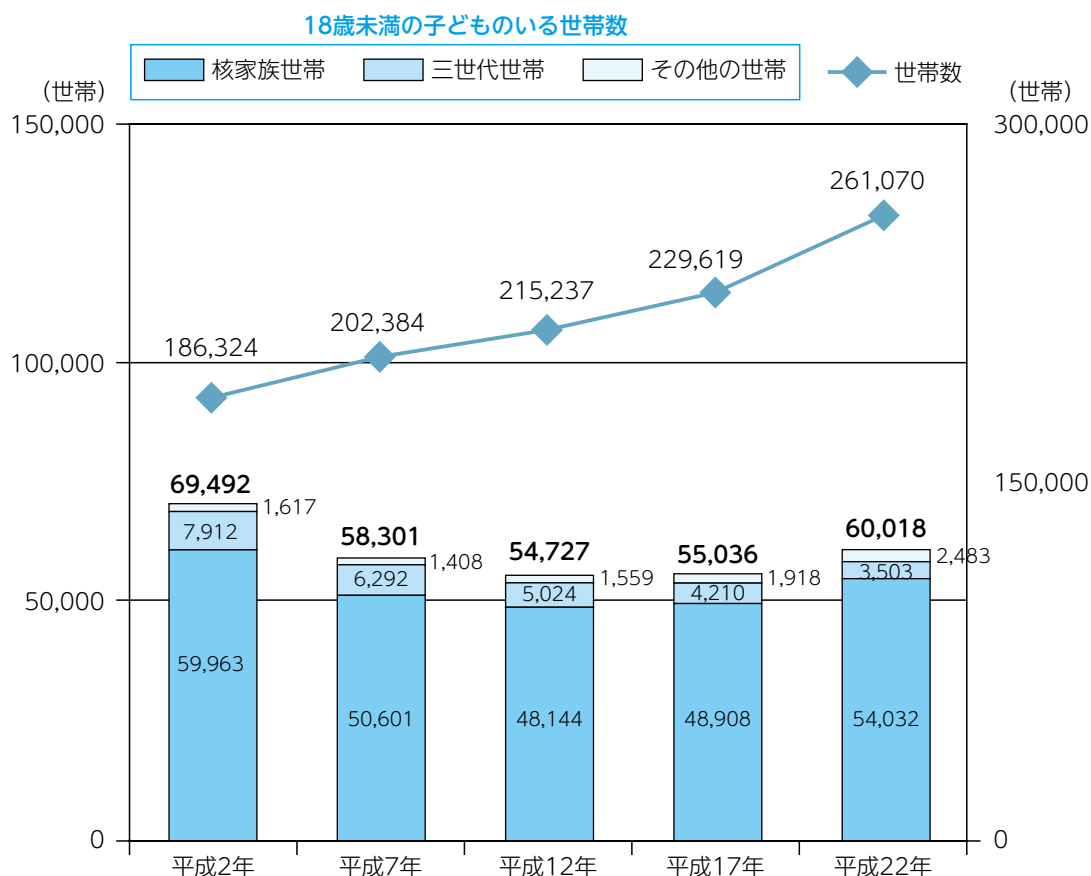
[世帯数]

核家族化の進行、人口の増加等を背景に、本市の世帯数²⁾は増加を続けており、平成22年には261,070世帯になっています。

このうち、18歳未満の子どものいる世帯は60,018世帯で、平成12年の54,727世帯から近年は増加傾向で推移しています。

■ 18歳未満の子どものいる世帯の動向

世帯類型	内 訳
核家族世帯	夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯 女親と子どもから成る世帯
三世帯世帯	夫婦・子どもと夫（妻）の両親から成る世帯 夫婦・子どもと夫（妻）の男（女）親から成る世帯 夫婦・子ども・夫（妻）の親と他の親族から成る世帯
その他の世帯	上記以外



出典：総務省「国勢調査」結果

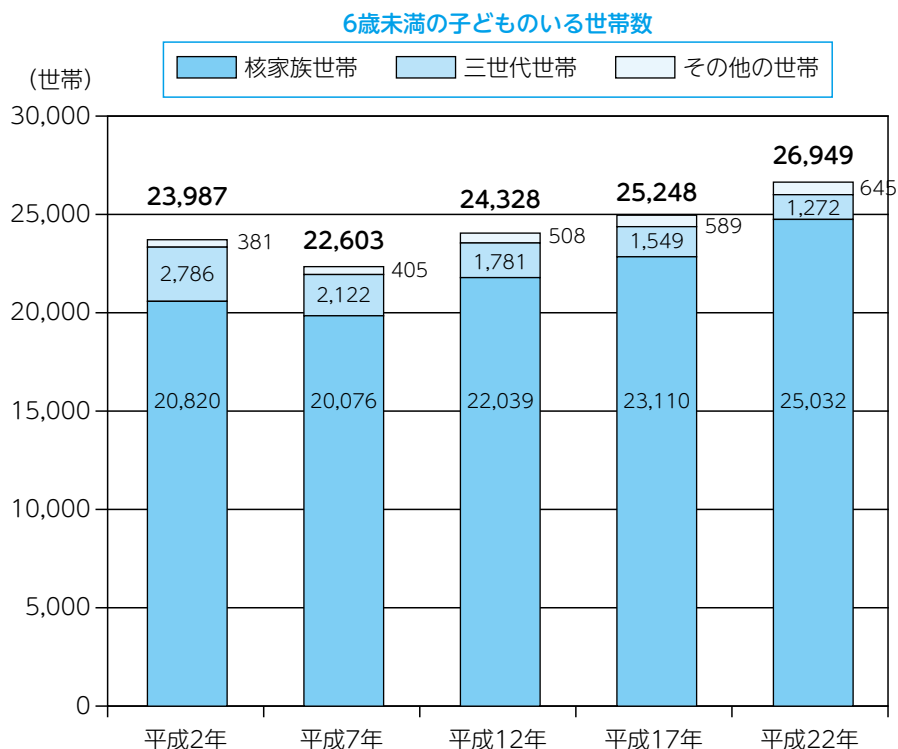
2) 世帯数：国勢調査では、世帯を「一般世帯」と社会施設の入所者等の「施設等の世帯」に分類しており、ここで示す世帯数とは「一般世帯数」のことである。



6歳未満の子どものいる世帯は、平成22年は26,949世帯で、平成7年の22,603世帯から増加傾向で推移しています。

■6歳未満の子どものいる世帯の動向

※世帯類型の内訳は18歳未満の子どものいる世帯の動向のグラフに同じ



出典：総務省「国勢調査」結果

世帯類型別の割合の推移を見ると、核家族世帯の割合は、6歳未満の子どものいる世帯では平成12年に、18歳未満の子どものいる世帯では平成22年に9割に達しています。また、三世帯世帯の割合が減少している一方で、その他の世帯の割合が増加傾向にあります。

■世帯類型別の割合の推移

区分	世帯類型	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
18歳未満の子どものいる世帯	核家族世帯	86.3%	86.8%	88.0%	88.9%	90.0%
	三世帯世帯	11.4%	10.8%	9.2%	7.6%	5.8%
	その他の世帯	2.3%	2.4%	2.8%	3.5%	4.1%
6歳未満の子どものいる世帯	核家族世帯	86.8%	88.8%	90.6%	91.5%	92.9%
	三世帯世帯	11.6%	9.4%	7.3%	6.1%	4.7%
	その他の世帯	1.6%	1.8%	2.1%	2.3%	2.4%

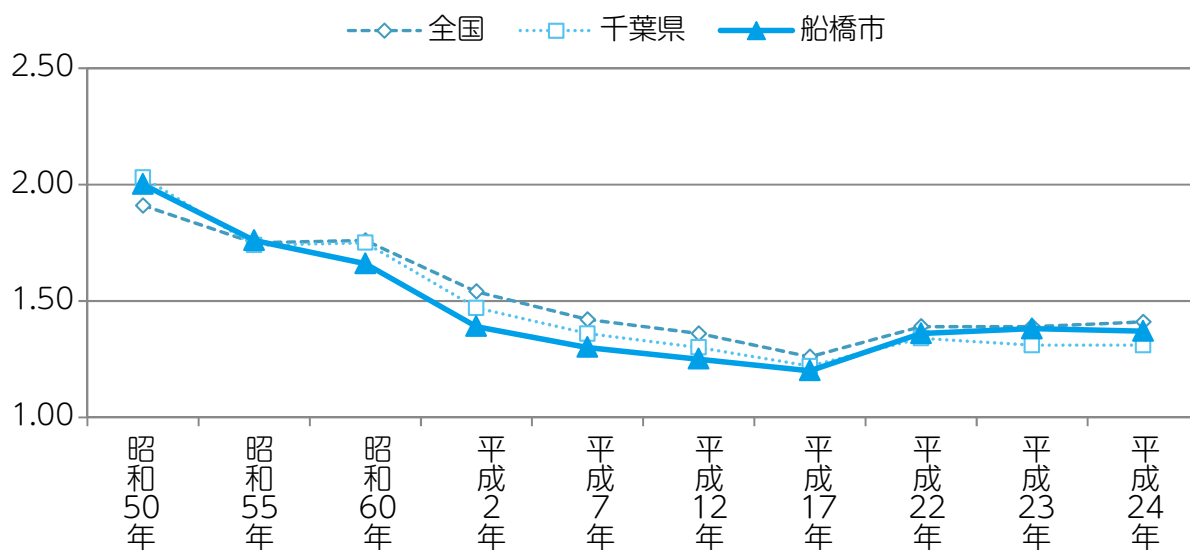
出典：総務省「国勢調査」結果



[合計特殊出生率]

本市の合計特殊出生率をみると、平成24年は1.37で、全国の平均の1.41と比べ下回っていますが、千葉県の平均の1.31に比べ上回っています。また、現在の人口を維持するのに必要とされる人口置換水準³⁾である2.07に対して大きく下回っているものの、平成17年の1.20より回復しつつあると考えられます。

■合計特殊出生率



	全国	千葉県	船橋市
昭和50年	1.91	2.03	2.00
昭和55年	1.75	1.74	1.76
昭和60年	1.76	1.75	1.66
平成2年	1.54	1.47	1.39
平成7年	1.42	1.36	1.30
平成12年	1.36	1.30	1.25
平成17年	1.26	1.22	1.20
平成22年	1.39	1.34	1.36
平成23年	1.39	1.31	1.38
平成24年	1.41	1.31	1.37

出典：厚生労働省「人口動態統計」、船橋市については市統計書による

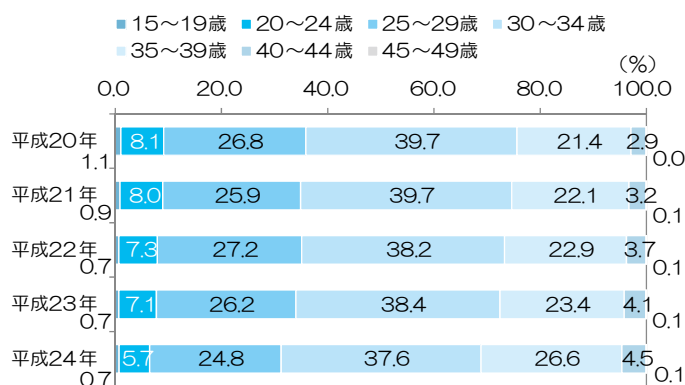
3) 人口置換水準：日本における平成24年の値（国立社会保障・人口問題研究所算出）は2.07となっている。



【出生時の母親の年齢5歳別割合と女性の労働力率の推移】

本市の出生時の母親の年齢5歳別割合をみると、平成24年では、最も多い年代は30歳代前半（37.6%）、次いで30歳代後半（26.6%）で、30歳以上が68.8%となっており増加傾向を示しています。

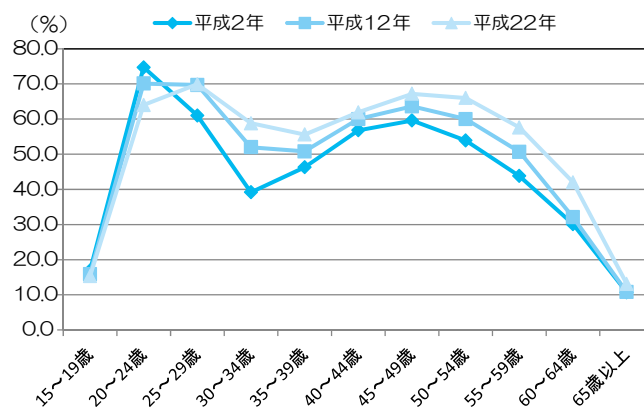
■出生時の母親の年齢5歳別割合



出典：船橋市保健所事業年報

一方、本市の女性の労働力率は、出産・子育て年齢である30歳代で労働力率が下がる、いわゆるM字カーブとなっていますが、平成2年から平成22年までの10年ごとの推移を見ると、30歳代の労働力率が上昇傾向にあるため、カーブは緩やかになってきています。

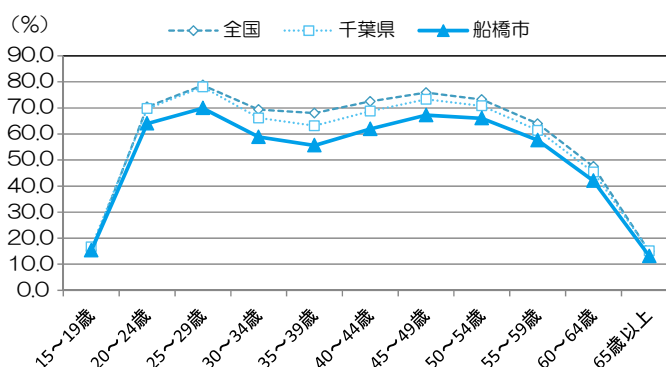
■女性の労働力率の推移



出典：総務省「国勢調査」結果

女性の労働力率を全国・千葉県と比較すると、全体として本市は下回る水準となっています。

■女性の労働力率の比較



出典：平成22年総務省「国勢調査」結果



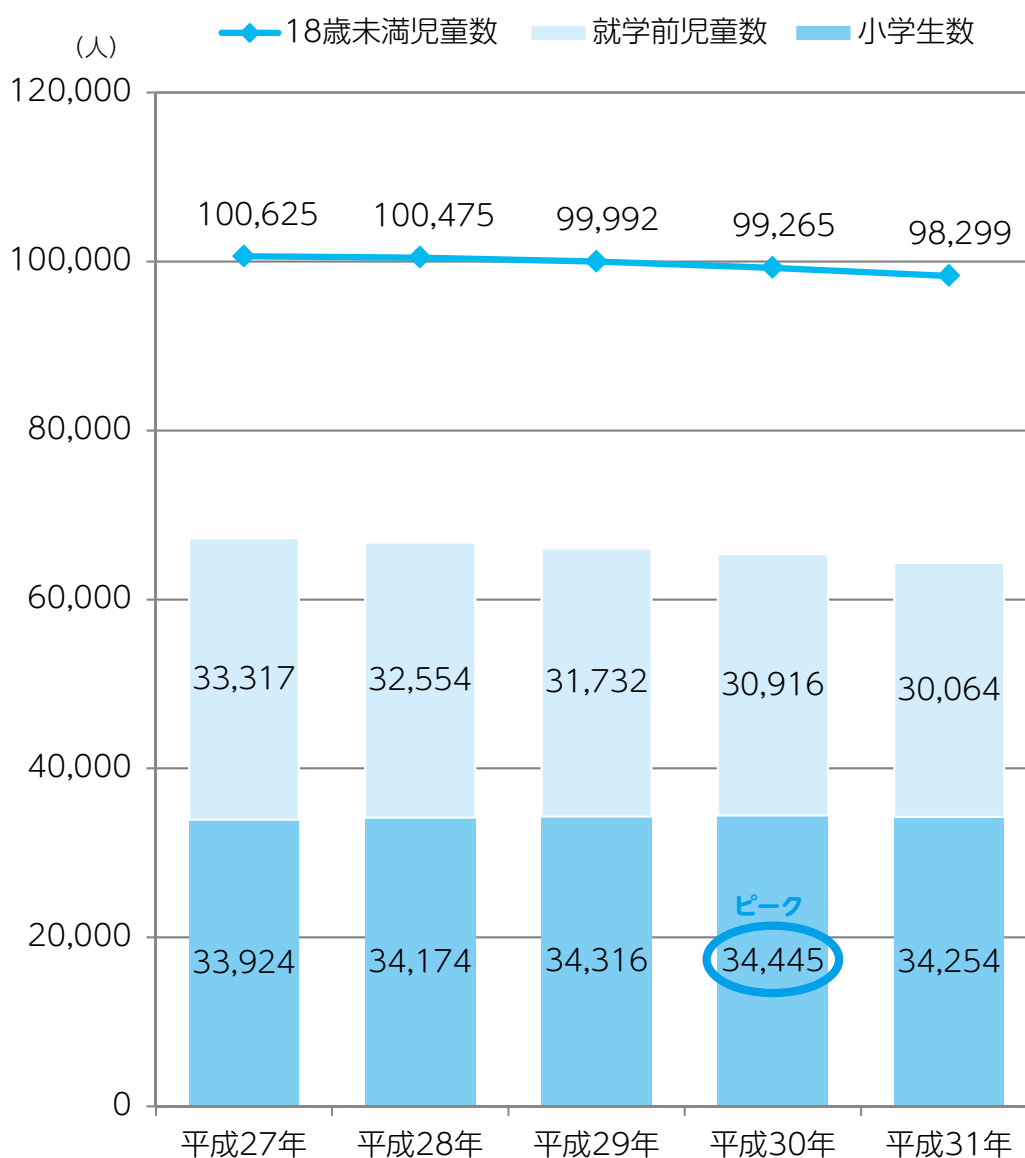
(ii) 今後の児童数の推計

18歳未満の児童数の将来見通しをコーホート要因法⁴⁾により推計すると、以下のとおりとなります。

18歳未満の児童数は減少傾向で推移し、平成31年には98,299人になると見込まれます。そのうち、就学前児童数は減少傾向で推移し、平成31年には30,064人になると見込まれます。

また、小学生数は平成30年の34,445人がピークとなり、平成31年には34,254人になると見込まれます。

■ 18歳未満児童数・就学前児童数・小学生数の推計



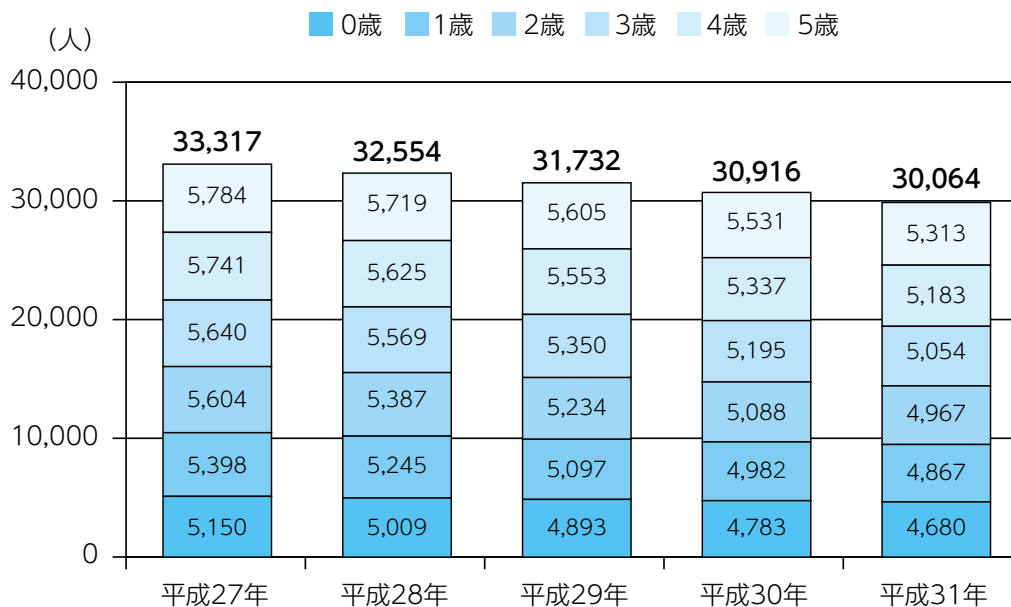
※各年4月1日現在

4) コーホート要因法：コーホートとは、同年（同期間）に出生した集団のことで、コーホート要因法とはコーホートごとに出生、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法。



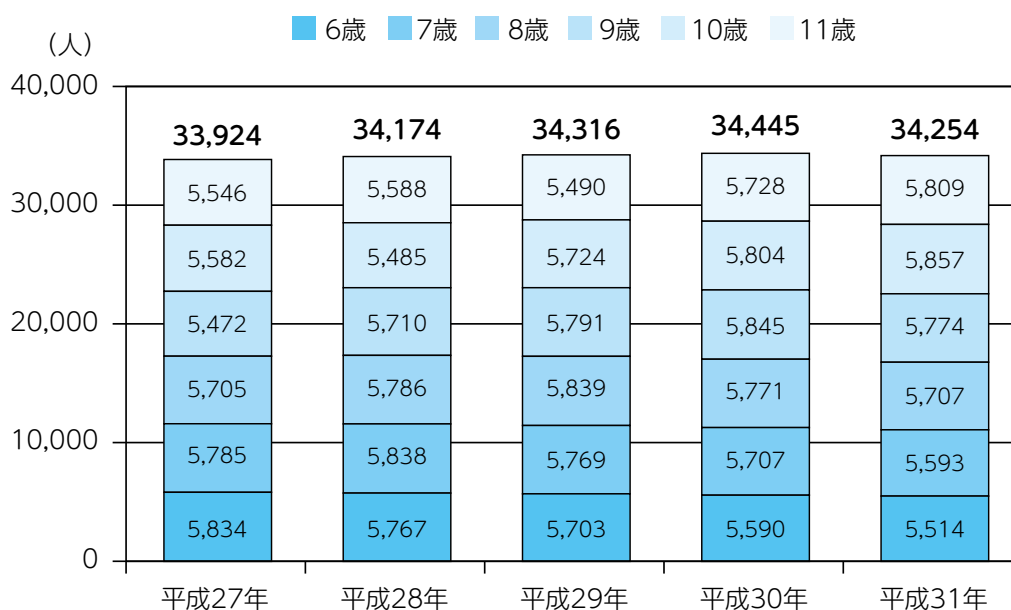
就学前児童数の推計を各歳別に見ると、平成27年から平成31年にかけて各年齢とも減少傾向となっています。

■就学前児童（0～5歳）の推計



小学生数の推計を各歳別に見ると、6歳は減少傾向にあり、7歳～9歳は全体として増加した後には減少に転じ、10歳以上では増加傾向で推移すると見込まれます。

■小学生（6～11歳）の推計





2 子育て支援サービスの提供と利用の動向

新制度における「教育・保育施設等（施設型給付、地域型保育給付）」、「地域子ども・子育て支援事業」、及びその他の事業の概要とサービス提供状況等は、以下のとおりとなります。

(i) 教育・保育施設等の現状

教育・保育施設等の概要及び本市における利用状況等は以下のとおりです。

〔教育・保育施設〕（施設型給付）

①幼稚園

学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設であり、1日4時間を標準として子どもの教育を行います。対象年齢は満3歳から就学前までです。
※平成27年度以降は、新制度に移行する幼稚園と現行制度のままの幼稚園の2つに分かれます。

◎45園（私立のみ） ◎定員12,330人

◎在園児童数10,304人

（平成26年5月1日現在）

②認可保育所

児童福祉法に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受けて設置・運営される施設です。対象年齢は生後57日目から就学前までです。

◎76園（公私立） ◎定員8,603人

◎入所児童数9,302人

（平成26年4月1日現在）

③認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）に基づき、幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備えるものとして都道府県知事からの認定を受けた施設です。

※新制度では、幼保連携型認定こども園は、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受ける学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられます。

◎市内未設置 （平成26年4月1日現在）

〔地域型保育事業〕（地域型保育給付）

④家庭的保育事業

児童福祉法に基づき、市長が認定した家庭的保育者が、自宅の居室などを保育室として使い、保護者に代わって、子どもの保育を行う事業です。対象年齢は生後6か月以上3歳未満です。

※新制度では、市町村認可事業となります。

◎14事業者 ◎利用児童数31人

（平成26年4月1日現在）

⑤小規模保育事業

比較的小規模な人数（6～19人）を対象に保育を行う事業です。対象年齢は3歳未満です。

※新制度では、市町村認可事業となります。

◎市内未設置

（平成26年4月1日現在）

⑥事業所内保育事業

事業者が、小学校就学前の子どもを保育する従業員向けに、事業所内または事業所の近辺に設けた施設で保育を行う事業です。

※新制度では、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する場合には、市町村認可事業となります。

◎19施設

（平成26年4月1日現在）

⑦居宅訪問型保育事業

障害・疾病などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1を基本とする保育を行う事業です。対象年齢は3歳未満です。

※新制度では、市町村認可事業となります。

◎市内未設置

（平成26年4月1日現在）

〔その他〕（給付制度に入らないその他の事業）

⑧認可外保育施設

保育を行うことを目的とする認可保育所以外の施設です。

◎27施設（⑨の認証保育所を除く）

◎定員1,031人 （平成26年4月1日現在）

⑨認証保育所

認可外保育施設のうち、一定の基準を満たし、市から認証された施設です。

◎11施設

◎定員300人

（平成26年4月1日現在）

(ii) 地域子ども・子育て支援事業の現状

「地域子ども・子育て支援事業」の概要及び本市における利用状況等は以下のとおりです。

①時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態等の事情により、通常の保育時間を超えて子どもを預かる事業です。

◎私立・公立の全ての認可保育所で実施
(平成26年4月1日現在)

②放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)

児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気などで、昼間家庭で世話をすることができない小学生を預かる事業です。子どもに遊びと生活の場を用意して、その健全な育成を図ります。
※新制度では、小学校6年生まで対象となります。

◎54校78施設（全小学校区）
◎定員4,509人（平成26年4月1日現在）

③子育て短期支援事業

保護者が病気や出産、仕事等で一時的に子どもの養育が困難となったときに、宿泊または日帰りで子どもを預かる事業です。対象年齢は、1歳以上18歳未満です。

◎児童養護施設「晴香園」(松戸市内の施設を利用)

④乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

生後60日までの乳児のいる全家庭に、助産師・看護師・保健師のいずれかが訪問し、乳児の体重測定や健康状態の把握、育児不安や悩みなどの相談、子育ての支援に関する情報提供を行う事業です。

※乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン(厚生労働省)における訪問期間は4か月となっています。

⑤妊婦健康診査事業

妊娠中の方が、市と契約している医療機関で妊婦健康診査を受けた場合に、その費用を助成します。

⑥養育支援訪問事業、要保護児童及びDV対策地域協議会その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

■養育支援訪問事業

児童虐待を未然に防止するため、育児ストレスや育児不安を抱える養育者等を支援員が定期的に訪問し、育児相談・指導等を行う事業です。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童及びDV対策地域協議会の機能強化を図るため、職員等の専門性強化とネットワーク機能間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

⑦地域子育て支援拠点事業
(子育て支援センター、児童ホーム)

子育て支援の拠点として、子育ての相談や情報提供、保護者同士の交流会の開催、子どもの遊び場の提供などを通じて、子育てする方を支援する事業です。子育て支援センターには、保育士などの資格を持つ「子育て支援コーディネーター」を配置しています。

◎子育て支援センター2か所(南本町、高根台)
◎児童ホーム20か所(平成26年4月1日現在)

⑧一時預かり事業

保護者が仕事や病気などで子どもを保育することができない場合や、育児の疲れをリフレッシュしたい場合に、就学前の子どもを一時的に預かる事業です。

※新制度では、幼稚園においても在園児を対象に実施します(これまでは市の実施事業ではありません)。

◎一時保育(認可保育所) 市内18か所
◎幼稚園の預かり保育 市内34か所
(平成26年4月1日現在、幼稚園の預かり保育については平成26年6月施設調査時点)

⑨病児保育事業

病気回復期の子ども(病後児)や入院治療の必要はないが安静が必要な子ども(病児)が、まだ保育所・小学校等に通えない場合や保護者の都合(仕事や病気、冠婚葬祭など)で保育できない場合に、子どもを一時的に預かる事業です。対象年齢は、生後57日目から小学校3年生までです。

◎病児・病後児保育 4施設
◎病後児保育 1施設(平成26年8月1日現在)

⑩ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と、子育てに協力したい人(協会員)との会員組織をつくり、幼稚園、保育所等への送迎や、通院の際の預かりなど、地域で子育てを支援する事業です。対象(利用会員)は、概ね生後6か月から小学校6年生までの子どもの保護者です。

⑪利用者支援事業

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
※新制度では、新規事業として実施します。



3 各教育・保育提供区域の状況

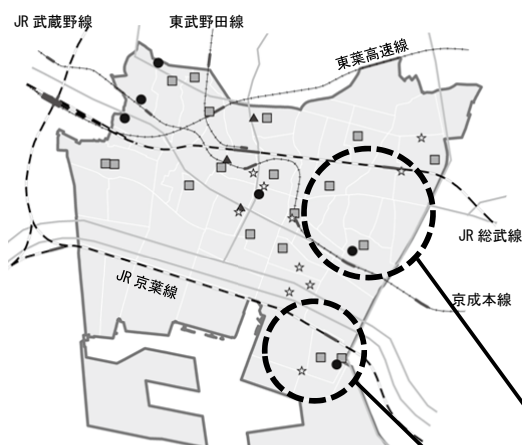
平成26年4月1日現在の各区域の状況は以下のとおりです。

※幼稚園の定員及び定員充足率は平成26年5月1日現在、病児・病後児保育施設数は平成26年8月1日現在です。

[南部地域]

■地域概要

- 船橋駅周辺の本町地区では、中心的な商業業務地が形成されており、その周辺に大規模マンションや低層住宅地が形成されています。
- 地域南部の湊町地区では、主に大規模商業施設や企業、工場等の産業系の土地利用がされており、南船橋駅周辺では大規模マンションが建設され、更に地区内では低層住宅地が形成されています。
- 地域北部にJR総武線、京成本線、東武野田線、東葉高速線、南部にJR京葉線が通り、またターミナルである船橋駅を有するなど、交通利便性が高くなっています。



[施設凡例]

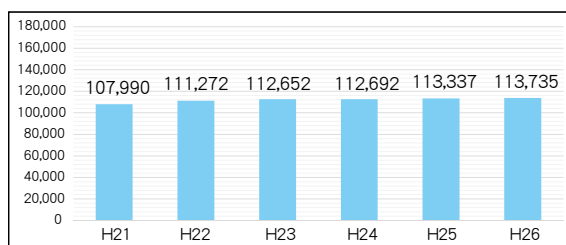
- 幼稚園
- 認可保育所
- ▲ 認証保育所
- ☆ 認可外保育施設

■人口動向

- 地域の人口は増加傾向で推移しています。
- 0～5歳の就学前児童数全体では平成25年をピークに平成26年は減少しました。3～5歳児は年々増加しているものの、0歳児は平成22年を、1～2歳児は平成23年をピークに、その後減少しています。

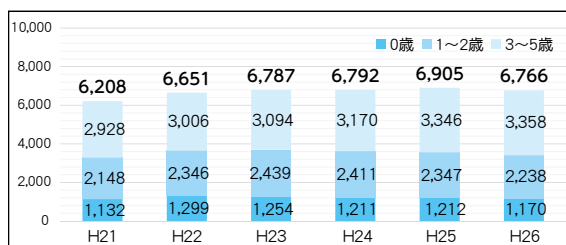
【人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



【0～5歳人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



船橋競馬場駅周辺でのマンション開発など、子育て世帯の転入が予想されます。

湊町地区では、南船橋駅周辺で大規模マンションが建設されたため、地域内に多くの待機児童（特に1～2歳）が発生しています。

■教育・保育施設等の状況

- 認可保育所は地域内にバランスよく立地していますが、幼稚園は施設数が少なく地域の北西部に比較的集中して立地しています。待機児童数の状況等を踏まえ、大規模な住宅開発による教育・保育ニーズの動向には十分に留意する必要があります。
- 幼稚園の定員は1,420人で他地域に比べ最も少なく、定員充足率は約87%となっています。
- 認可保育所の定員は2,070人で、入所率は100%を超えています。
- 認証保育所や認可外保育施設も立地しています。

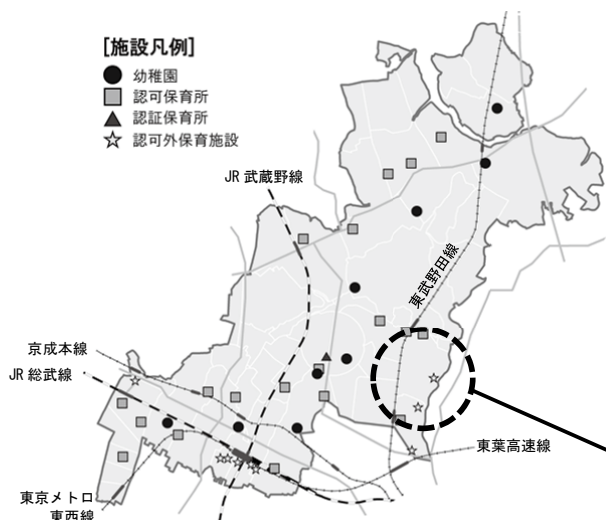
施設・事業等	実施か所数
幼稚園	6
認可保育所	18
認証保育所	3
認可外保育施設	10
事業所内保育所	4
家庭的保育者	2
一時保育（保育所）	1
病児・病後児保育施設	1
子育て支援センター	1
児童ホーム	3

※上記「認可外保育施設」には「認証保育所」を含みません。

[西部地域]

■地域概要

- 地域北部の法典地区では、緑豊かな台地部に住宅地が広がっています。地域東部の塚田地区では、近年、新船橋駅周辺の工場跡地の大規模開発に伴いマンションや病院、商業施設が建設され、急激な人口増加が見られます。
- 地域南部の葛飾地区及び中山地区は、複数の鉄道路線を有し、通勤に便利な住宅地として急激に市街化が進行し、生活道路などの基盤整備が不十分なエリアも見られます。
- JR総武線、JR武蔵野線、東京メトロ東西線、東葉高速線、東武野田線、京成本線など多くの鉄道路線が通り、ターミナルである西船橋駅を有するなど、交通利便性が高くなっています。



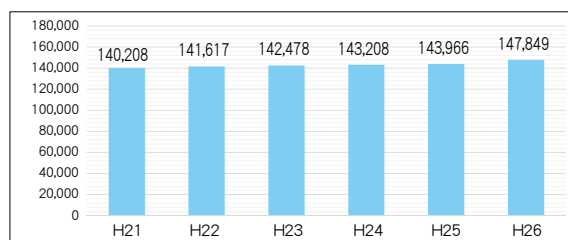
新船橋駅周辺では、近年大規模開発に伴いマンションが建設されたため、子育て世帯の転入により、地域内の子どもの数が急増しています。そのため、塚田地区周辺では認可保育所の待機児童数の増加が顕著となっています。

■人口動向

- 地域の人口は増加傾向で推移しています。
- 0～5歳の就学前児童数は、平成22年以降減少していましたが、平成25年を底に平成26年は増加しました。平成25年から平成26年にかけて、0歳児は横ばいでしたが、1～2歳児と3～5歳児は増加しました。

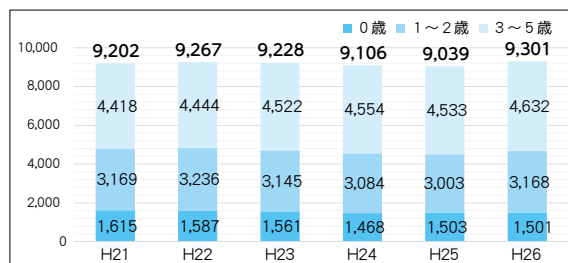
【人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



【0～5歳人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



■教育・保育施設等の状況

- 幼稚園と認可保育所はバランスよく立地していますが、保育所待機児童数が市内で最も多い地域となっており、また、大規模な住宅開発が進められているため、児童数の状況や教育・保育ニーズの動向に十分に留意する必要があります。
- 幼稚園の定員は2,680人で、定員充足率は約90%となっています。
- 認可保育所の定員は1,900人で、入所率は110%を超えています。
- 認証保育所や認可外保育施設も立地しています。

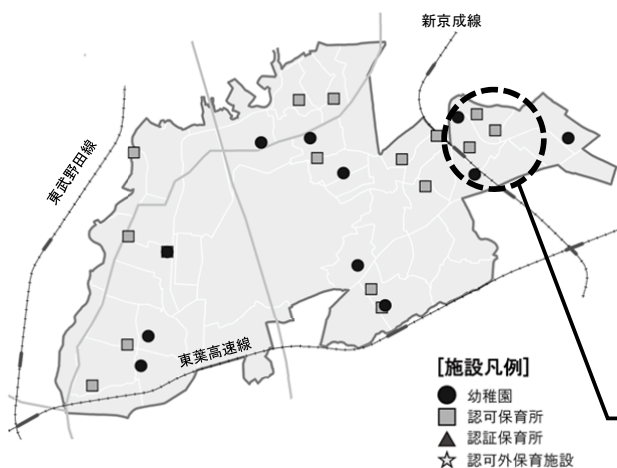
施設・事業等	実施か所数
幼稚園	9
認可保育所	19
認証保育所	1
認可外保育施設	10
事業所内保育所	3
家庭的保育者	5
一時保育（保育所）	7
病児・病後児保育施設	1
子育て支援センター	—
児童ホーム	4

※上記「認可外保育施設」には「認証保育所」を含みません。

[中部地域]

■地域概要

- 地域東部の高根台地区では、大規模な高根台団地の建替えが進められています。また、新高根・芝山地区の飯山満駅周辺で土地区画整理事業による新たな市街地が形成されつつあります。
- 地域西部の夏見地区では、海老川などの河川に沿った谷津に農地や斜面林が残されており、住宅地が台地の一部に形成されています。
- 地域内に新京成線と東葉高速線が通っているものの、地域の多くは鉄道駅との距離が遠く、公共交通の利用が不便な地域となっています。



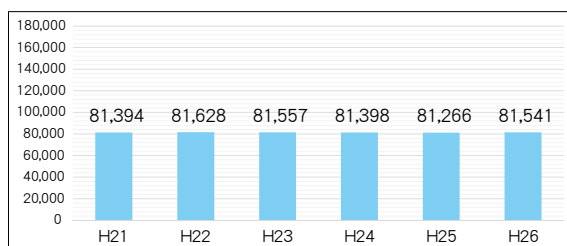
高根台地区では、高根台団地の建替えに伴い、マンションや分譲住宅が建設されており、子育て世帯の転入が予想されます。

■人口動向

- 地域の人口は、平成22年以降減少傾向にありましたが、平成25年を底に平成26年は増加しました。
- 0～5歳の就学前児童数は近年減少していましたが、平成25年を底に平成26年は増加しました。その一方で0歳児は、平成26年が近年最も少なくなっています。

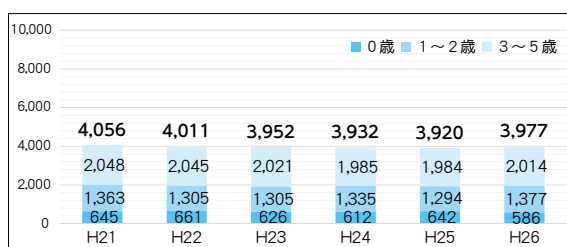
【人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



【0～5歳人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



■教育・保育施設等の状況

- 中部地域では、幼稚園や認可保育所が多く立地していますが、地域内では外縁部に立地する傾向にあります。
- 幼稚園の定員は2,500人となっていますが、定員充足率は68.8%と7割を切っており、他の地域よりも低い水準となっています。
- 認可保育所の定員は、0～5歳人口が少ない中部地域で1,749人と高い水準となっていますが、入所率は100%を超えています。
- 認証保育所や認可外保育施設の立地はありません。

施設・事業等	実施か所数
幼稚園	11
認可保育所	16
認証保育所	—
認可外保育施設	—
事業所内保育所	5
家庭的保育者	1
一時保育（保育所）	3
病児・病後児保育施設	2
子育て支援センター	1
児童ホーム	4

※上記「認可外保育施設」には「認証保育所」を含みません。

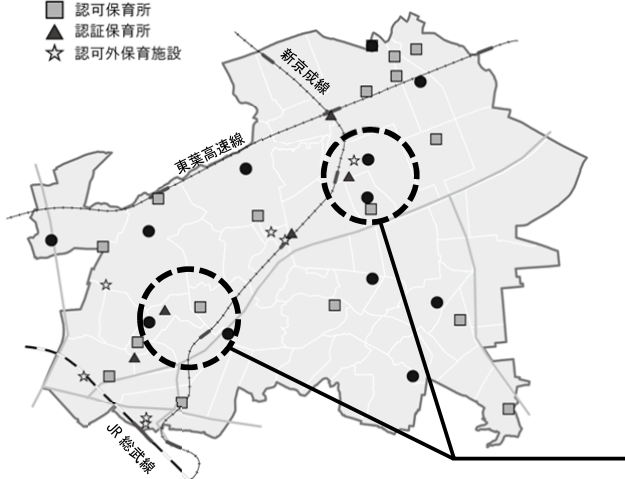
[東部地域]

■地域概要

- 地域北部の習志野台地区では、大規模な住宅団地や低層住宅地が形成され、北習志野駅周辺は地域拠点商業地となっています。また、地区東部には大学も立地しています。
- 地域南部の前原地区では、津田沼駅周辺や成田街道沿いに市街地が形成され、その後背に住宅地が広がっています。地域中部の薬円台地区では自衛隊駐屯地が、地域東部の三山・田喜野井地区では、工業団地、大学が立地するなど、多様な市街地が展開されています。
- JR総武線、新京成線や東葉高速線など、地域内に鉄道駅が多く、ターミナルとなる北習志野駅と津田沼駅も有しています。

【施設凡例】

- 幼稚園
- 認可保育所
- ▲ 認証保育所
- ☆ 認可外保育施設

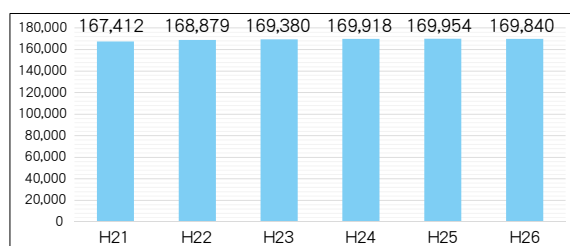


■人口動向

- 地域の人口は平成25年まで年々増加していましたが、平成26年は減少しました。
- 0～5歳の就学前児童数は、平成24年まで横ばい傾向でしたが、その後減少しています。平成25年から平成26年にかけては、1～2歳、3～5歳が減少する中で、0歳児は増加しました。

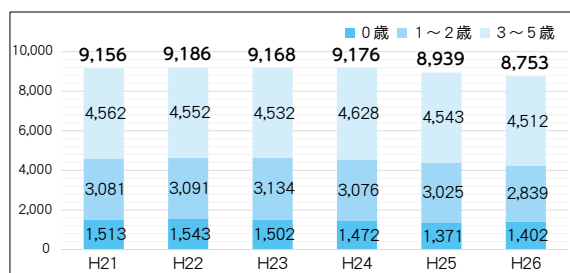
【人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



【0～5歳人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



東部地域は、西部地域と同様に0～5歳人口が市内でも多い地域となっているため、認可保育所においては、1～2歳を中心に、各年代で待機児童が多く発生しています。

前原地区や薬円台地区でマンション建設が続いたため、多くの子育て世帯が転入しています。

■教育・保育施設等の状況

- 東部地域では、幼稚園と認可保育所はバランスよく立地していますが、今後の保育所待機児童数の状況等を踏まえる必要があります。大規模な住宅が開発されており、教育・保育ニーズの動向にも十分に留意する必要があります。
- 幼稚園の定員は3,610人で他地域に比べ最も多く、定員充足率は約87%となっています。
- 認可保育所の定員は1,809人で、入所率は100%を超えています。
- 認証保育所や認可外保育施設も立地しています。

施設・事業等	実施か所数
幼稚園	12
認可保育所	17
認証保育所	5
認可外保育施設	7
事業所内保育所	4
家庭的保育者	3
一時保育（保育所）	5
病児・病後児保育施設	1
子育て支援センター	—
児童ホーム	5

※上記「認可外保育施設」には「認証保育所」を含みません。



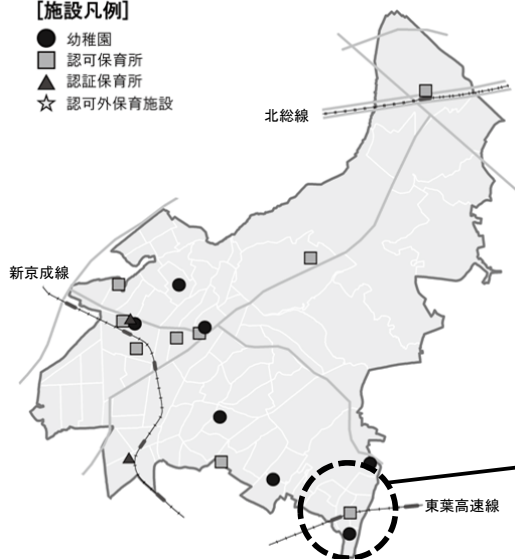
[北部地域]

■地域概要

- 地域北部の豊富地区では、農地が広がる中に千葉ニュータウン小室地区や船橋ハイテクパークなどが開発され、また坪井地区では土地区画整理事業による大規模な住宅地が形成されています。
- 地域西部の二和、三咲、八木が谷地区では、新京成線の鉄道駅を中心に住宅地が形成されており、その後背には緑豊かな環境が広がっています。
- 地域北部に北総線、西部に新京成線、南部に東葉高速線が通っているものの、豊富地区は面積が広いことから鉄道駅との距離が遠いエリアも多く、バスの便数も少ないなど公共交通の利用が不便な地域となっています。

【施設凡例】

- 幼稚園
- 認可保育所
- ▲ 認証保育所
- ☆ 認可外保育施設

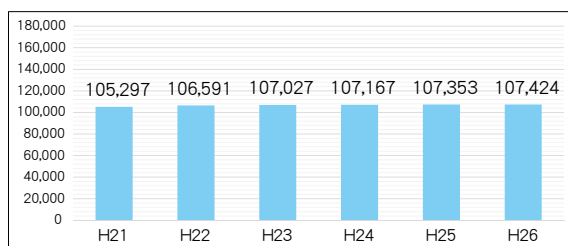


■人口動向

- 地域の人口は、増加傾向で推移しています。
- 0～5歳の就学前児童数は、平成24年をピークに減少しています。0歳児は平成25年まで年々減少していましたが平成26年は増加しました。1～2歳児は平成22年、3～5歳児は平成24年をそれぞれピークに、その後減少しています。

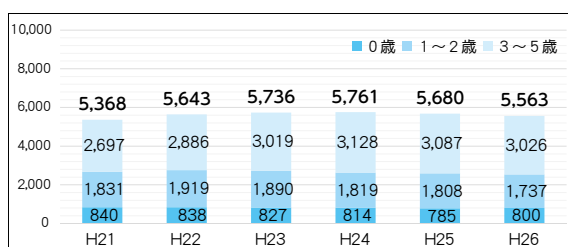
【人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



【0～5歳人口動向】

単位：人 ※各年4月1日現在



北部地域は、認可保育所の待機児童数は比較的小さい傾向にありますが、坪井地区では、船橋日大前駅周辺でマンション建設や大規模分譲住宅地開発が進んでおり、今後も子育て世帯の転入が予想されます。

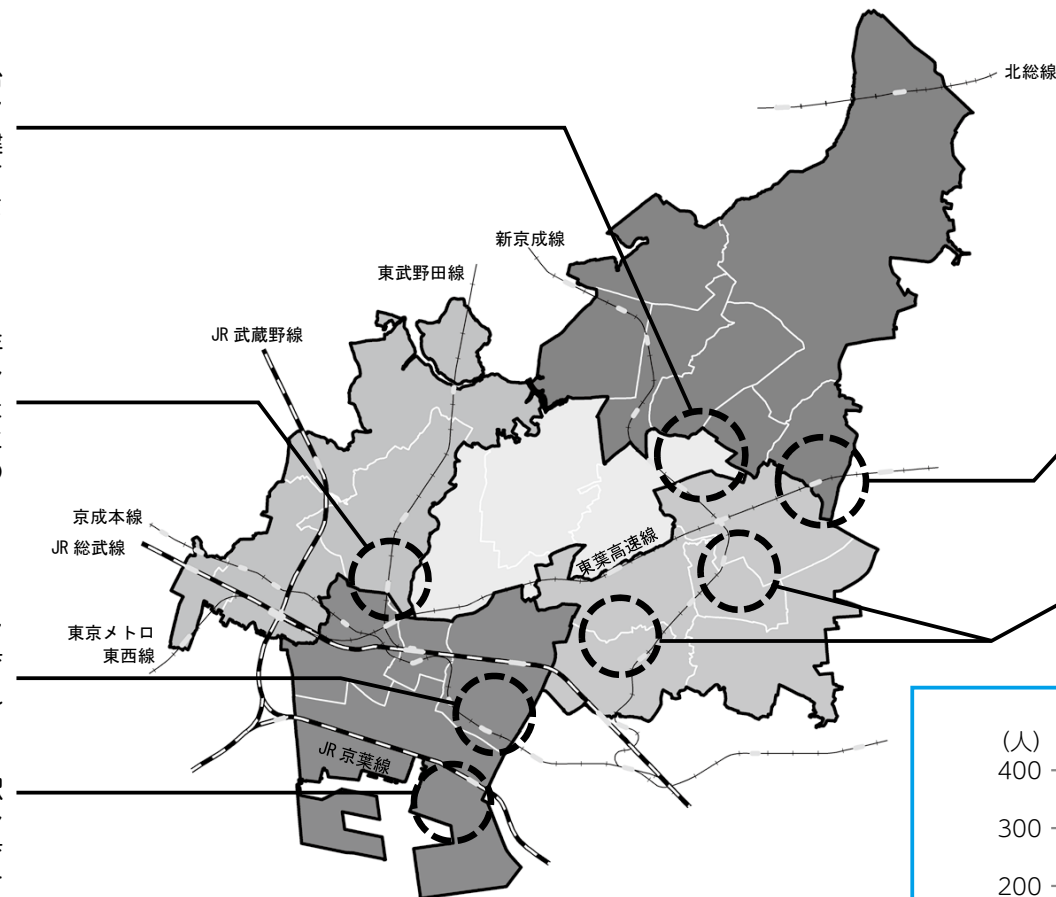
■教育・保育施設等の状況

- 北部地域の施設は、地域内の南部に比較集中しており、人口の少ない地域内北部には少なくなっています。幼稚園においては園バスの運行が行われていることを踏まえるとサービス利用上の不便さはそれほど大きくはないと考えられます。待機児童数の状況や大規模な住宅開発の動向等を踏まえ、教育・保育ニーズの動向には十分に留意する必要があります。
- 幼稚園の定員は、2,120人となっており、定員充足率は約85%となっています。
- 認可保育所の定員は1,075人で、入所率は100%を超えています。
- 認証保育所も立地しています。

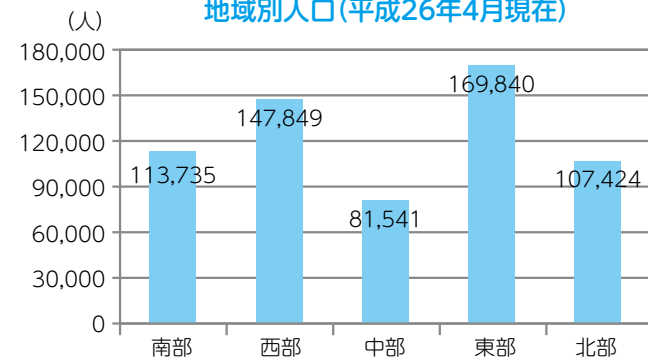
施設・事業等	実施か所数
幼稚園	7
認可保育所	9
認証保育所	2
認可外保育施設	—
事業所内保育所	3
家庭的保育者	3
一時保育（保育所）	2
病児・病後児保育施設	—
子育て支援センター	—
児童ホーム	4

※上記「認可外保育施設」には「認証保育所」を含みません。

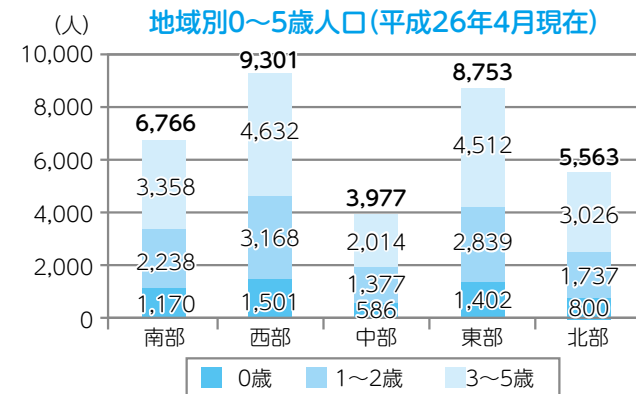
《教育・保育提供区域の比較》



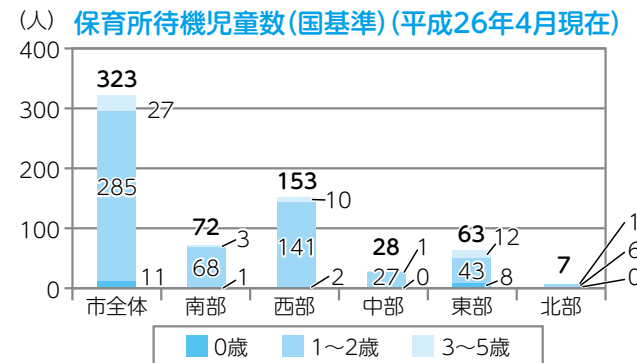
地域別人口(平成26年4月現在)



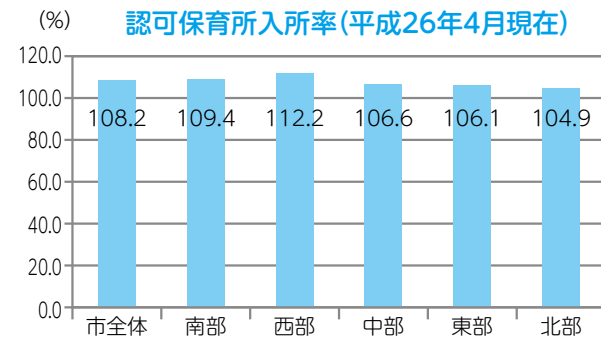
地域別0～5歳人口(平成26年4月現在)



保育所待機児童数(国基準)(平成26年4月現在)

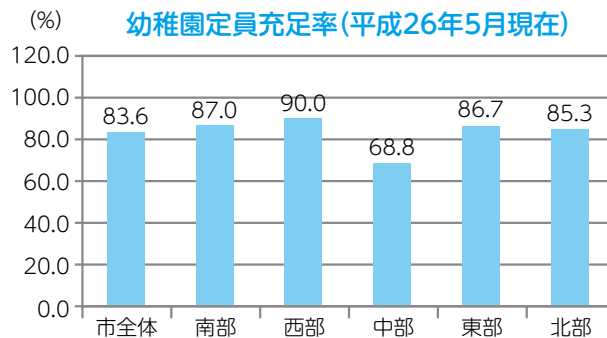


認可保育所入所率(平成26年4月現在)



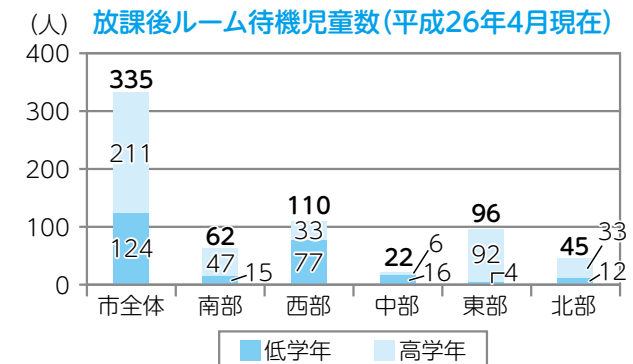
- 待機児童数は300人を超えており、西部地域で半数近くを占めています。
- 認可保育所入所率は、西部地域が112.2%、南部地域が109.4%で、他地域に比べ高くなっています。

幼稚園定員充足率(平成26年5月現在)

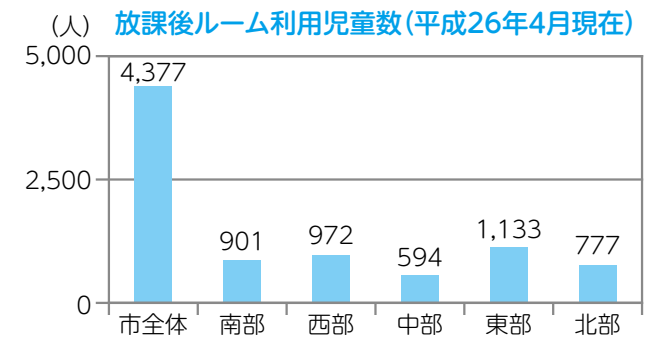


- 幼稚園の定員充足率は市全体で83.6%となっていますが、中部地域は68.8%と、他地域に比べ低くなっています。

放課後ルーム待機児童数(平成26年4月現在)



放課後ルーム利用児童数(平成26年4月現在)



- 放課後ルームの学年別待機児童数をみると、低学年は西部地域、高学年は東部地域で多くなっています。
- 利用状況を全学年で比較すると、各地域では約600～1,100人の利用がありますが、東部地域での利用者数が多くなっています。

放課後ルーム

幼稚園



2 課題

本市における子育て支援施策の毎年度の分析・評価結果や子育て支援サービスの提供と利用の動向等の現状、及び平成25年11月に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果等から導き出された主要な課題は以下のとおりです。

課題 1 幼児期の教育・保育の充実

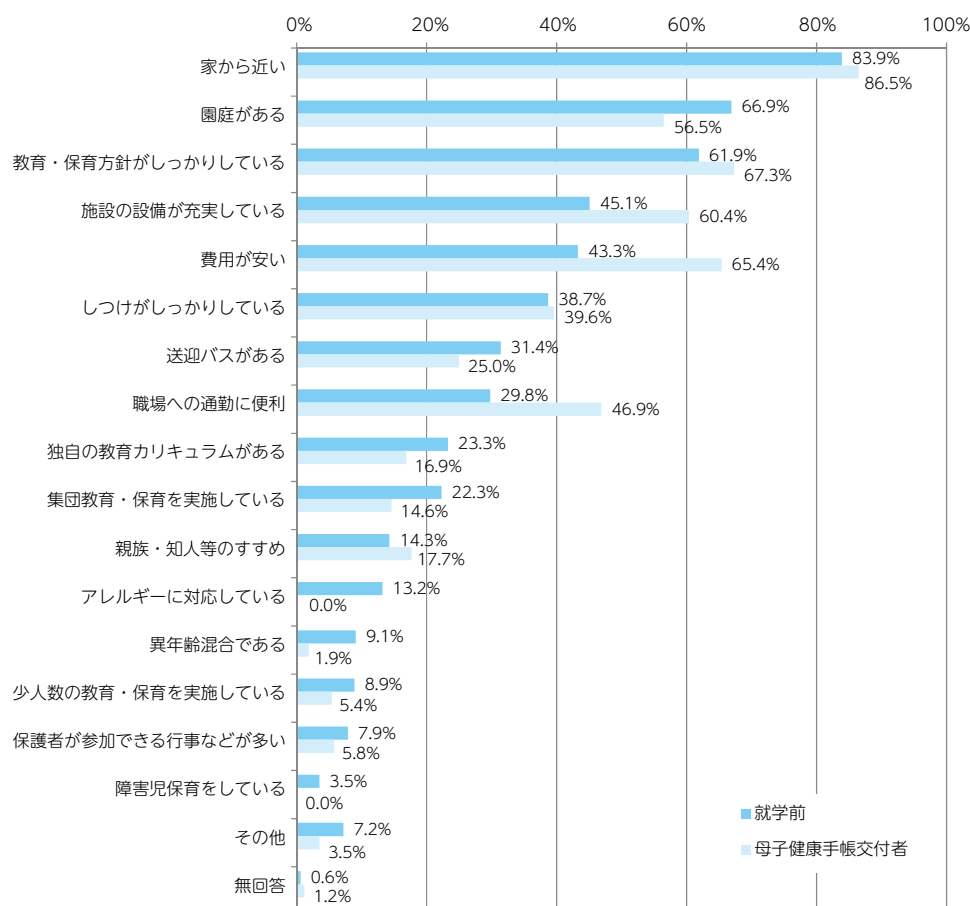
《教育・保育施設及び事業の充実》

就学前児童のいる保護者へのアンケートでは、幼稚園や保育所等を選ぶときに重視することは「家から近い」が最も多く、次いで「園庭がある」「教育・保育方針がしっかりしている」等、施設的环境や教育・保育方針についての関心が高いことがわかります。

一方、出産を控えた母子健康手帳交付者へのアンケートでは、就学前児童へのアンケートと概ね同様の回答が多い中、「費用が安い」「施設の設備が充実している」のほか、「職場への通勤に便利」という回答も、多くの割合を占めています。

家から通いやすい地域における教育・保育の確保が必要であると同時に、利便性や費用・設備といった面での充実も求められています。

■幼稚園・保育所等を選ぶときに重視すること（複数回答）



出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査、母子健康手帳交付者調査）結果

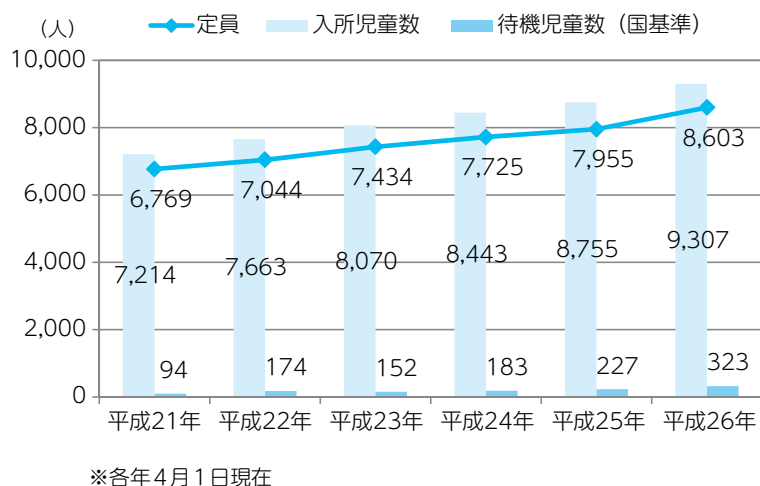


《保育所の待機児童解消》

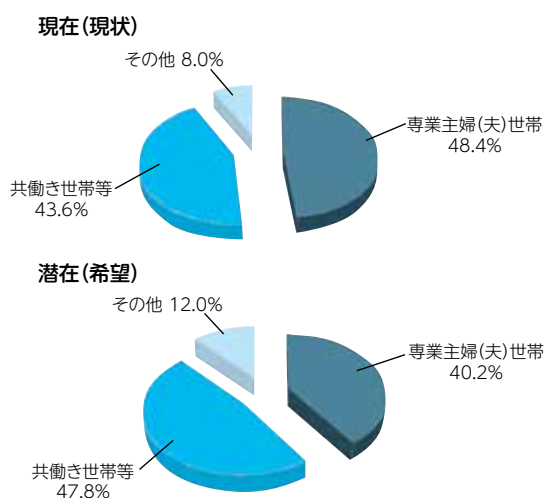
船橋市における認可保育所の定員は、過去6年間で約1,800人増加していますが、同時に保育需要の増加も著しいことから、待機児童の増加が続いており、平成26年4月1日現在の保育所待機児童数（国基準）は323人となっています。

また、就学前児童のいる保護者へのアンケートでは、保護者の現状の就労状況（現在）と今後の就労の希望（潜在）を比較すると、専業主婦（夫）の割合が希望では減り、共働き世帯となることを希望する割合が潜在的に多いことがわかります。一方で、保護者のニーズは多様化していることから、今後、こうした潜在需要も満たす保育の量の確保を多様な選択肢により進める必要があります。

■保育所の定員・入所児童数・待機児童数の推移



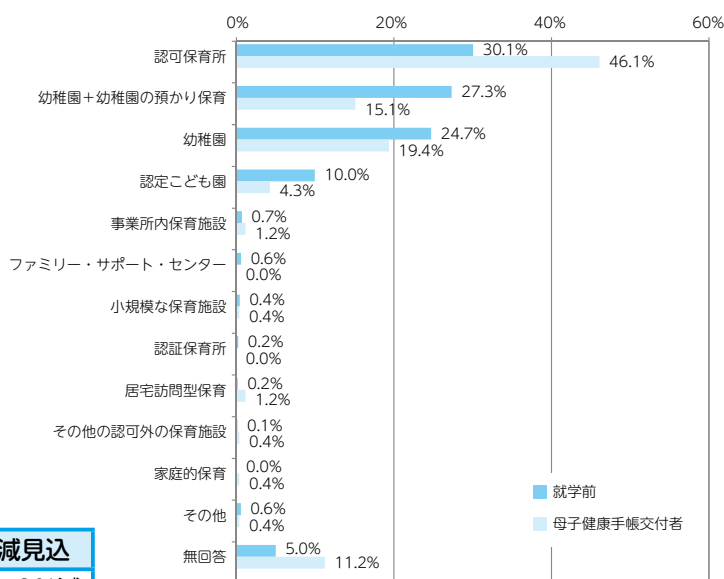
■保護者の就労状況と今後の就労希望



	現在(現状)	潜在(希望)	増減見込
専業主婦(夫)世帯の割合	48.4%	40.2%	▽ 8.2%減
共働き世帯等の割合	43.6%	47.8%	△ 4.2%増

出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査）結果

■幼稚園・保育所等の中でもっとも利用したいもの



出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査、母子健康手帳交付者調査）結果



課題2 放課後の居場所づくり

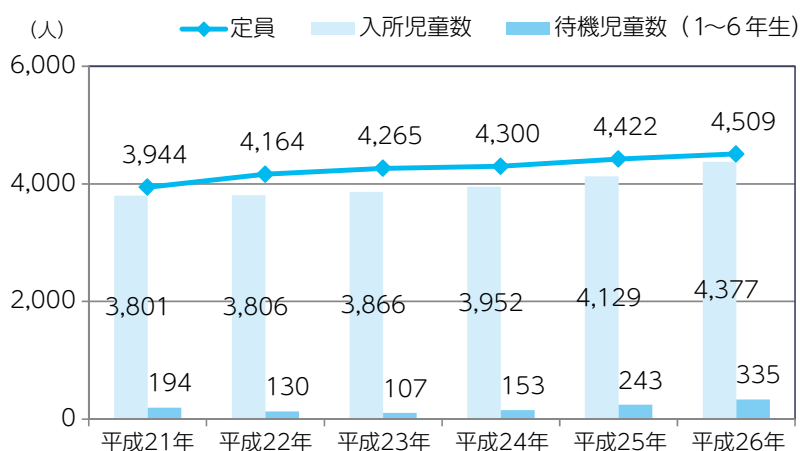
子どもが保育所から小学校に上がる際に、共働き家庭等の保護者が放課後の預け先に悩み、働き続けるのが難しくなる「小1の壁」という問題が近年言われています。こうした家庭に対する切れ目のない支援を継続するためには、学齢や親の就労状況等に応じた需要の把握に努め、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）をさらに充実させていくことが必要となります。

また、親の就労状況にかかわらず放課後の過ごし方が多様化している中で、総合的な放課後児童対策としての子どもの放課後の居場所づくりを地域との関わりの中で進めていくことも、今後の課題となります。

第2章

船橋市における子どもと子育てにかかる現状と課題

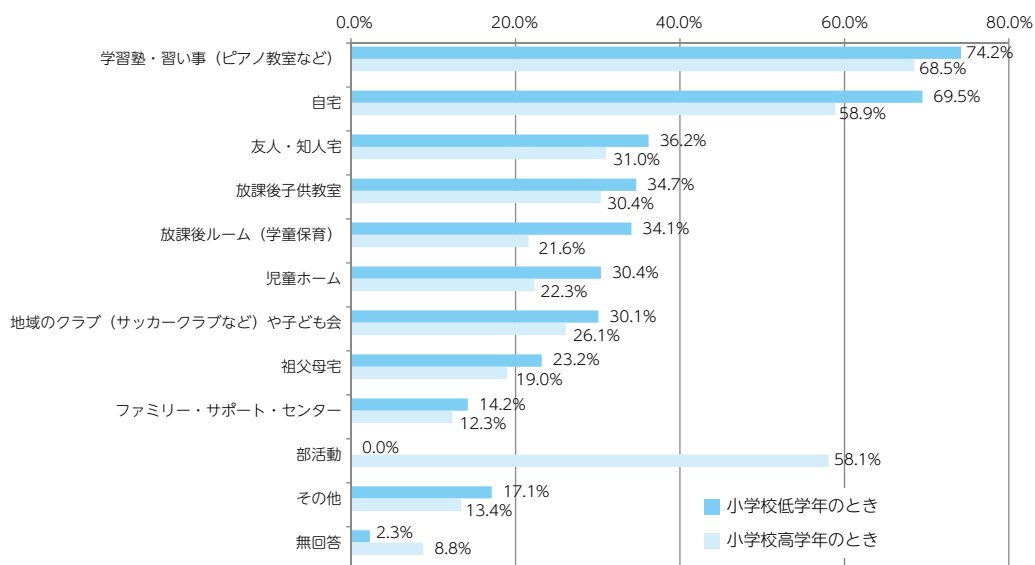
■放課後ルームの定員・入所児童数・待機児童数の推移



※各年4月1日現在

※定員に対して利用希望の多い放課後ルームでは待機児童が生じています。

■小学生調査 希望する放課後の過ごし方（複数回答）



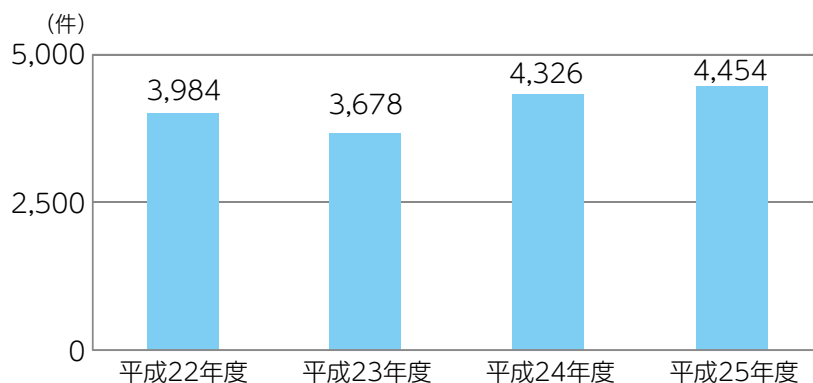
出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（小学生調査）結果



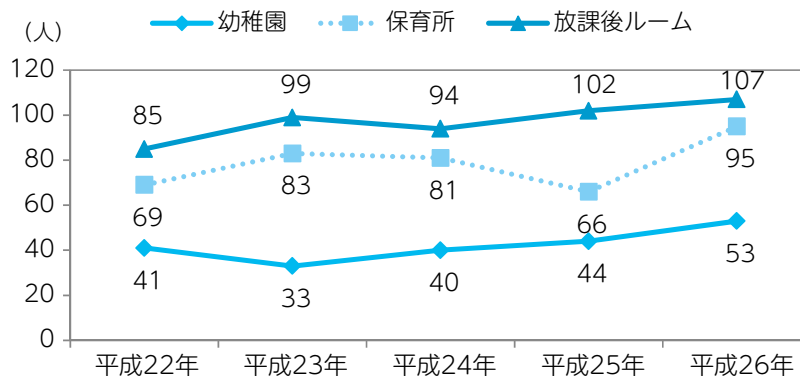
課題3 障害児支援等の充実

市内のこども発達相談センターにおける発達相談の件数は増加傾向にあります。こうした相談体制を含め、障害児等特別な支援が必要な子どもが身近な地域で安心して生活することのできる環境を地域全体で支援していく必要があります。

■こども発達相談センターにおける発達相談件数の推移

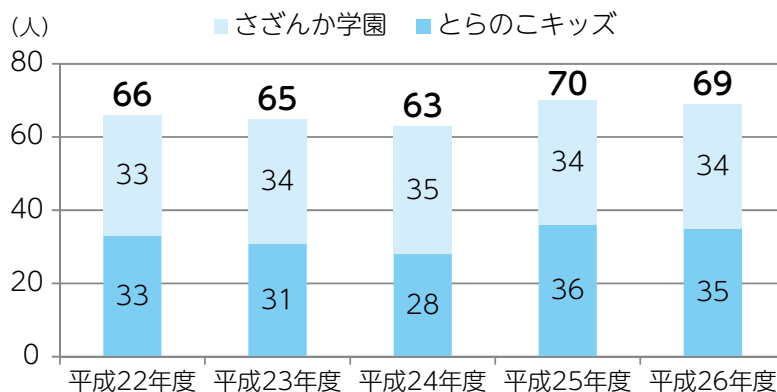


■障害児等の利用人数の推移



※幼稚園については、各年5月1日現在で私立幼稚園運営費補助（障害児指導補助）の対象となる人数。
 ※保育所・放課後ルームは各年4月1日現在の人数。

■児童発達支援センター在籍人数の推移





課題4 子どもと母親の健康増進と支援

子どもの健やかな育ちのためには、子どもや母親の健康の確保や増進が不可欠です。

また、健康診査や訪問指導を通じて、子育ての不安や悩みの相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげることも必要となります。

■妊婦健康診査受診率、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）訪問率の推移

	妊婦健康診査			乳児家庭全戸訪問事業	
	受診票交付者数 (妊娠届出者数)	妊婦健康診査回数 (公費負担件数)	妊婦健康診査 受診率	訪問件数	訪問率
平成22年度	6,408人	73,226件	95.6%	5,469件	93.8%
平成23年度	6,134人	70,758件	96.6%	5,482件	97.0%
平成24年度	6,125人	70,261件	96.0%	5,224件	93.8%
平成25年度	5,932人	69,162件	96.2%	5,467件	99.2%

※妊婦健康診査受診率は、初回の受診票利用者数／受診票交付数から算出。

※乳児家庭全戸訪問事業訪問率は、その年の0歳児人口を母数として算出。なお、乳児家庭全戸訪問は4か月以内に行うこととなっているため、月齢が4か月を超えた場合には訪問件数には算入していない（4か月を超えても訪問は実施）。

■乳児一般健康診査受診件数及び受診率の推移

	対象者数	3～6か月児の 受診件数	9～11か月児の 受診件数	受診率
平成22年度	5,926人	5,559件	5,104件	90.0%
平成23年度	5,791人	5,395件	5,038件	90.1%
平成24年度	5,738人	5,274件	4,803件	87.8%
平成25年度	5,765人	5,295件	4,753件	87.1%

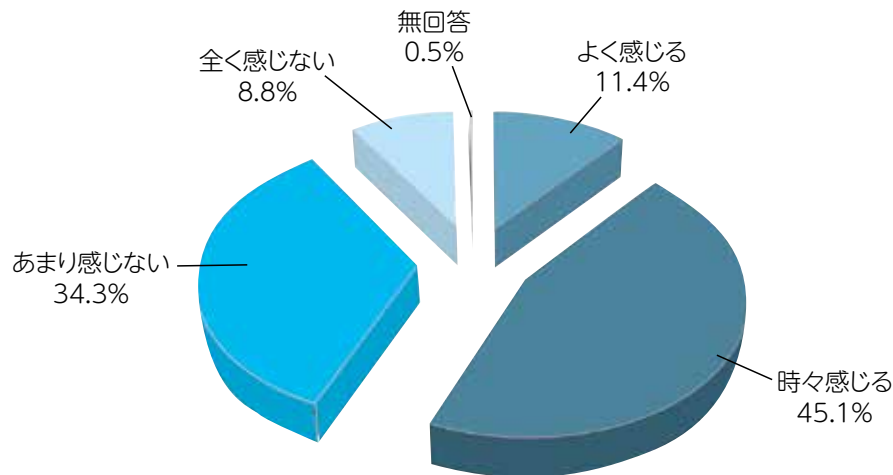
※受診率については、3～6か月児の受診件数と9～11か月児の受診件数の平均件数を対象者数（4か月児健康相談）で割り返して算出。



課題5 親子のふれあいの場づくり

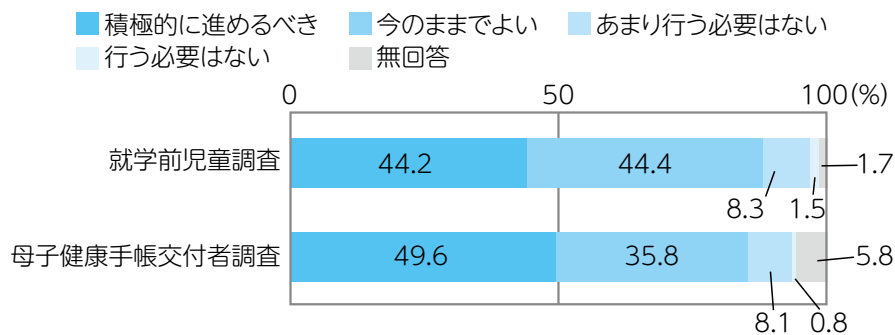
就学前児童の保護者へのアンケートでは、保護者の半数以上が子育てに不安や負担を感じているという結果が出ています。住み慣れた地域の中で孤立感を感じることなく、安心して子育てできる環境を整えていく必要があります。

■「親の責任として、子育てに不安や負担を感じる」割合



出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査）結果

■子育て中の親が集える場所の整備に係る国や自治体への期待



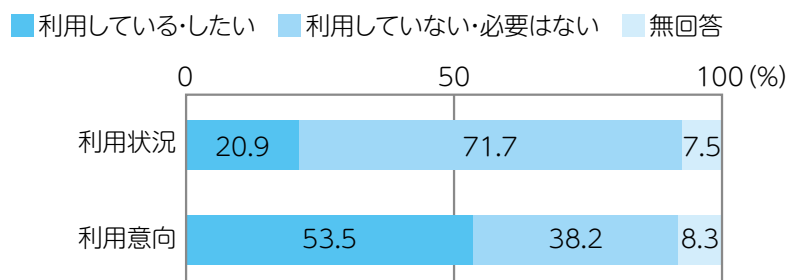
出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査、母子健康手帳交付者調査）結果



課題6 子育てを支える多様なサービスの充実

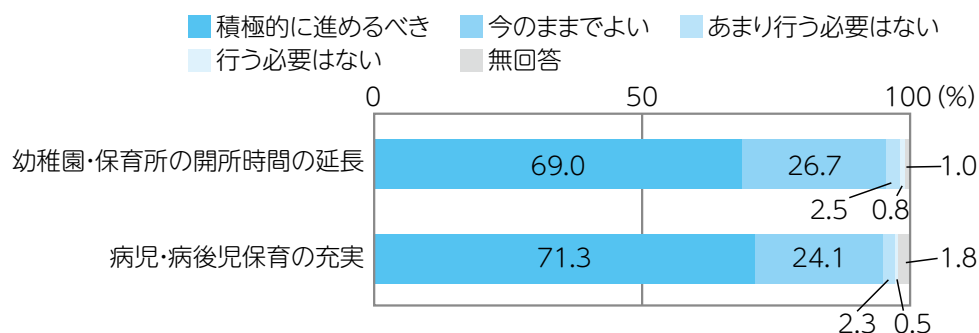
近年、就労形態の多様化が進んでおり、現在就労していない人も短時間等の勤務も含めた就労希望が増えていくことが見込まれます。また、不規則の就労や、日常生活の中での急用、病気やケガなどで一時的に保育が必要となるというケースもあり、今後、子育てを支える様々な形態のサービスの充実が必要となります。

■一時預かりの現在の利用状況と今後の利用意向



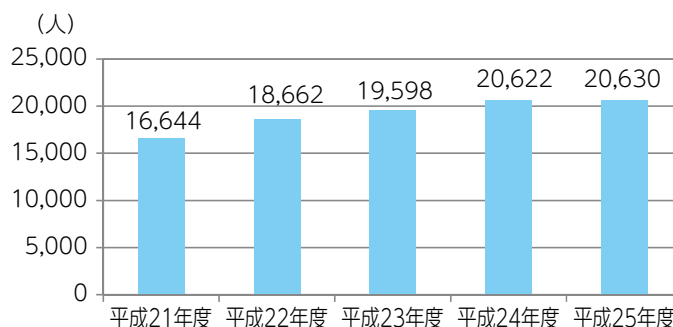
出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査）結果

■多様な保育サービスに係る国や自治体への期待

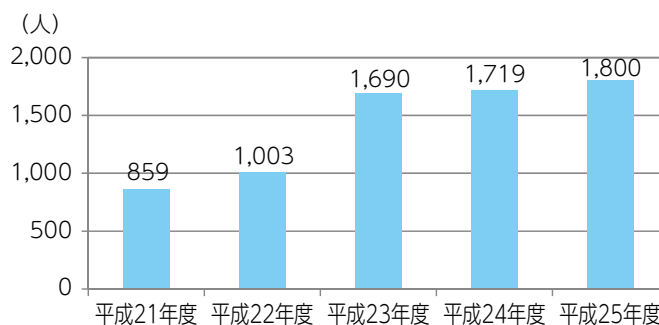


出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査）結果

■一時保育利用者延べ人数の推移



■病児保育利用者延べ人数の推移

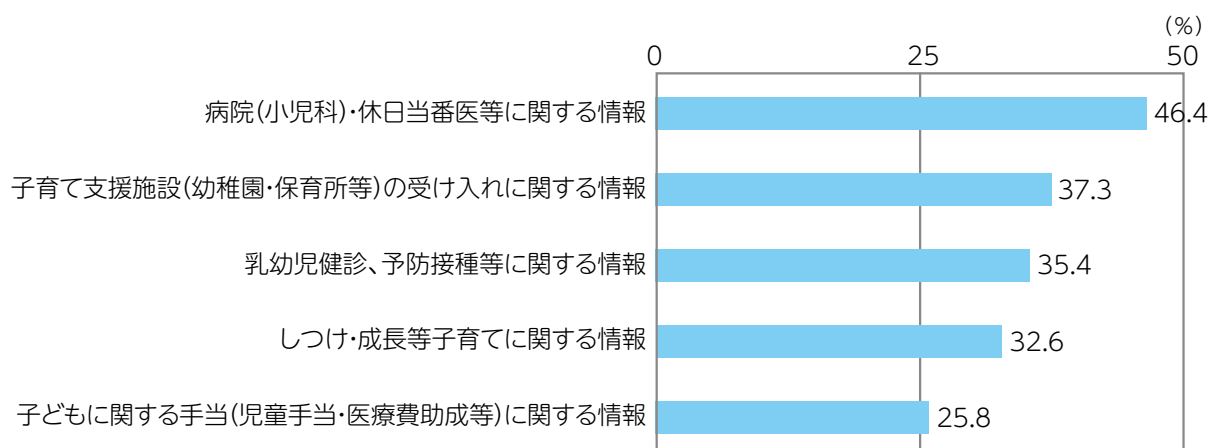




課題7 利用者支援と情報提供・相談体制の確保

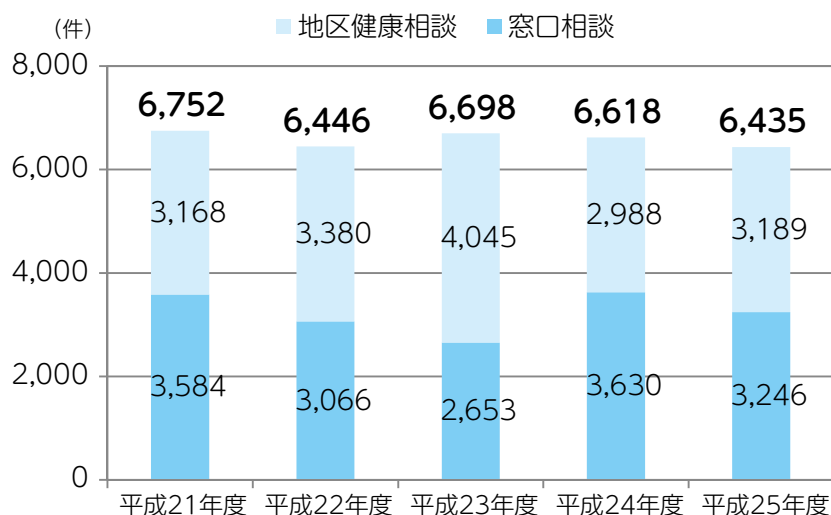
核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人から子育てに関する助言や支援を得ることが難しい状況となってきました。また、子ども・子育て支援新制度では新たな給付の仕組みが始まり、これまでよりも施設や事業の種別も増えるため、今後、相談や情報提供体制の充実はもちろん、円滑な利用につなげられるような利用者支援の体制を整えていく必要があります。

■どのような子育て情報を知りたいか（上位5位）



出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査）結果

■母子健康相談の延べ相談者数





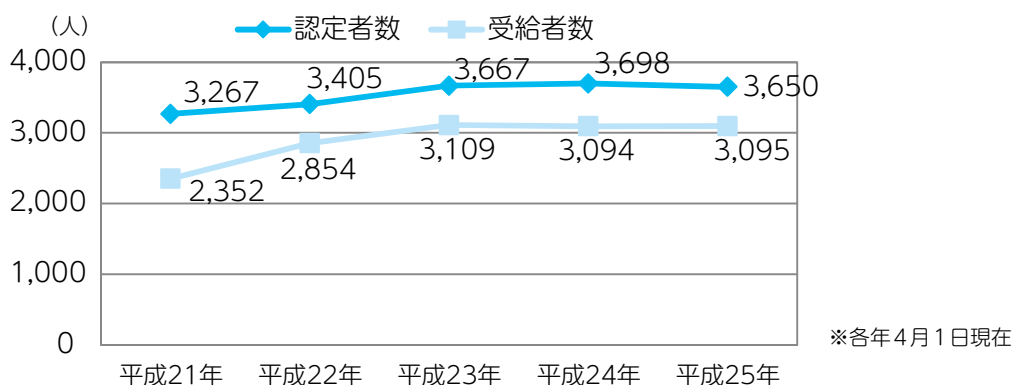
課題8 ひとり親家庭への支援

本市の児童扶養手当認定者⁵⁾数は、平成21年から平成25年までの5か年で11.7%増加しています。このうち、父子家庭の認定者数は、平成23年から平成25年までの3か年で34.6%増加しています。また、平成25年8月に実施したひとり親家庭を対象としたアンケートによれば、ひとり親家庭における子どもの年代別割合は、13.0%が就学前児童となっており、小学生は全体で最も多い29.4%を占めています。こうした状況を踏まえ、親の就労支援等による自立の促進なども含め、支援の推進が必要です。

第2章

船橋市における子どもと子育てにかかる現状と課題

■児童扶養手当認定者数及び受給者数の推移

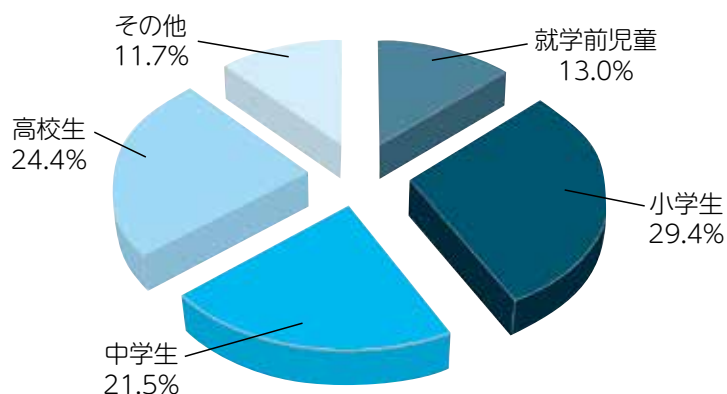


上記のうち、父子家庭の児童扶養手当認定者⁶⁾数及び受給者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年
認定者数 (人)	136	177	183
受給者数 (人)	105	149	129

※各年4月1日現在

■ひとり親家庭の子どもの年代別割合



出典：「船橋市母子家庭等の支援に関するアンケート調査H25」結果

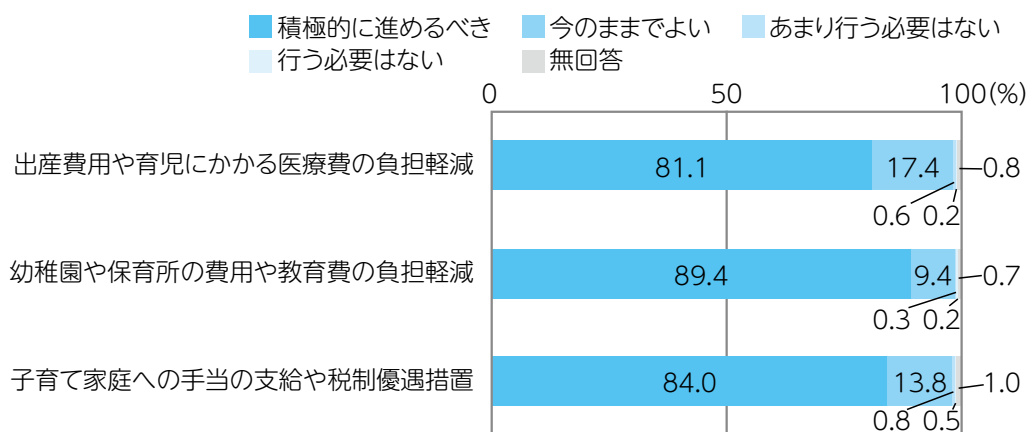
- 5) 児童扶養手当認定者：離別や死別等により、現に父、母、または両親と生計を同じくしていない児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、または祖父母等の養育者であって、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の認定請求を行い、市長が認定した者。なお、児童扶養手当認定者のうち、所得制限等の条件を満たした者が手当を受給できる。
- 6) 父子家庭の児童扶養手当認定者：児童扶養手当法の改正により、平成22年8月1日より認定対象が父子家庭の父へ拡大された。



課題9 経済的な支援

就学前児童や小学生の子どもがいる保護者へのアンケートでは、子どもの医療費の助成や手当等、経済的支援に対するニーズが高くなっています。今後も引き続き、子育て家庭への支援を行っていく必要があります。

■経済的支援に係る国や自治体への期待



出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童調査）結果

■子ども医療費助成件数及び助成対象の推移

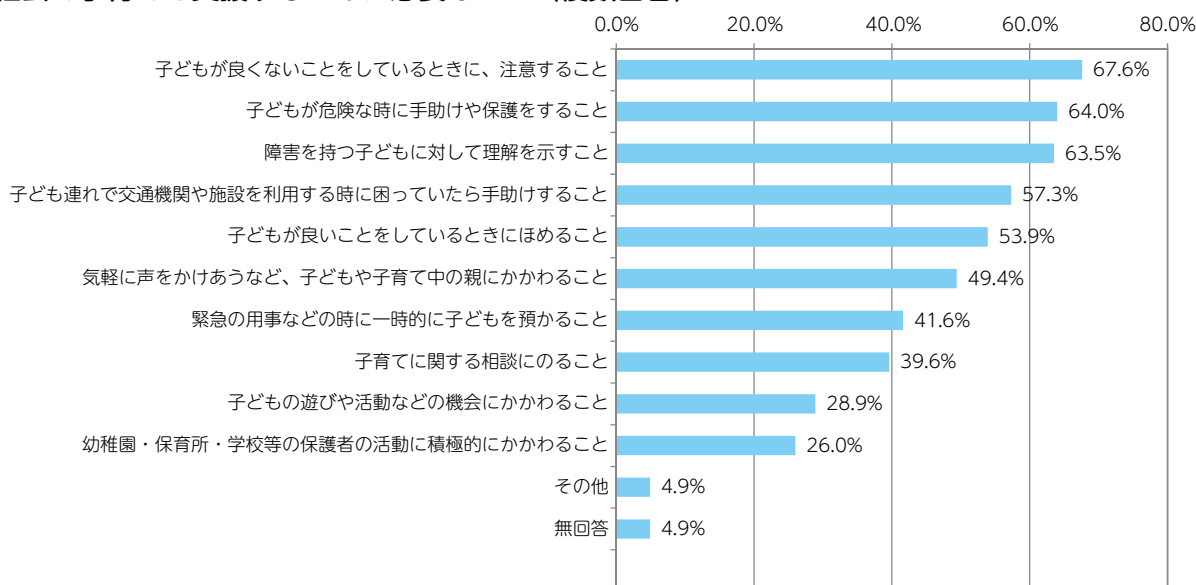
	子ども医療費 延べ助成件数（件）	市助成対象（所得制限なし）	
		入院	通院
平成21年度	631,699	～ 9月：小学校就学前まで 10月～：小学校6年生まで	小学校就学前まで
平成22年度	738,316	小学校6年生まで	12月～：小学校3年生まで
平成23年度	947,937	小学校6年生まで	10月～：小学校6年生まで
平成24年度	1,130,375	12月～：中学校3年生まで	小学校6年生まで
平成25年度	1,216,277	中学校3年生まで	8月～：中学校3年生まで



課題10 子育てを支援する地域社会づくり

少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化等により、地域の子育て力の低下が懸念されています。子どもの健やかな育ちを実現するために、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくりを進める必要があります。

■社会で子育てを支援するために必要なこと（複数回答）

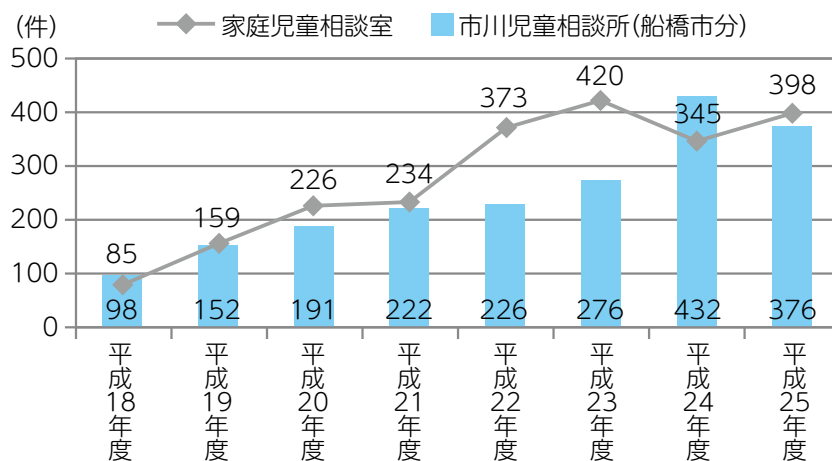


出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（市民調査）結果

課題11 児童虐待の予防・防止

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、経済状況や就労環境の変化等により、子育てに対する不安や負担を感じる保護者が多くなっています。また、児童虐待の相談受付件数は平成18年度以降増加傾向にあり、その発生予防及び早期発見・早期対応のため、関係機関との連携・強化をよりいっそう図っていく必要があります。

■児童虐待相談受付件数の推移

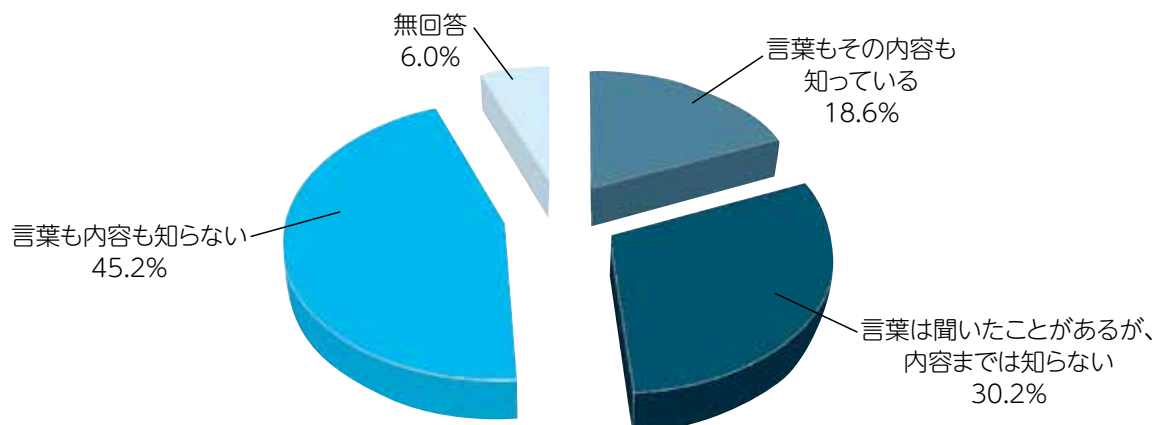




課題 12 仕事と家庭の両立支援

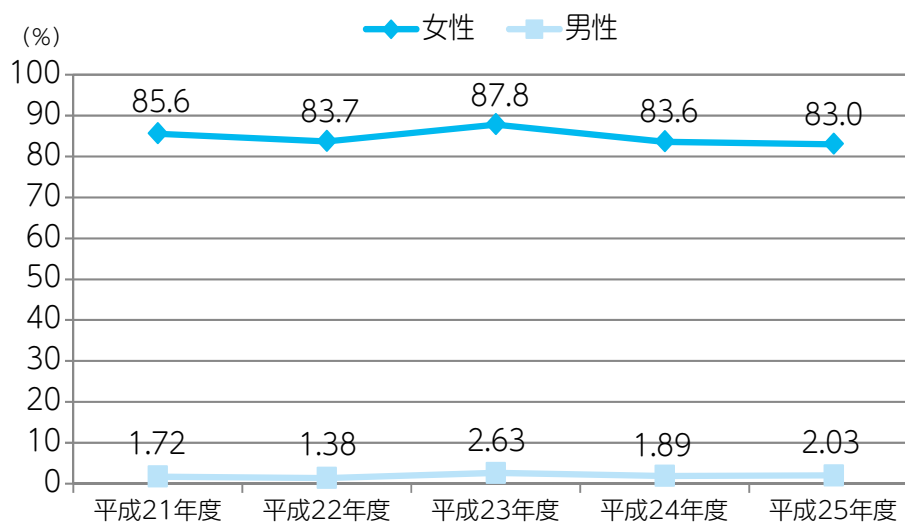
共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭生活・子育てなどの両立の難しさが問題となっています。仕事と家庭の調和を保ち充実させていくために、また地域における子育て家庭への理解を深めるためには「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の普及をよりいっそう図っていく必要があります。

■ワーク・ライフ・バランスの認知度

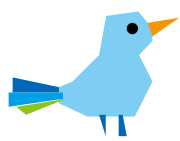


出典：船橋市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（市民調査）結果

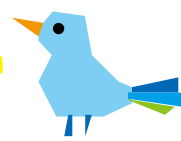
■育児休業取得率（全国）



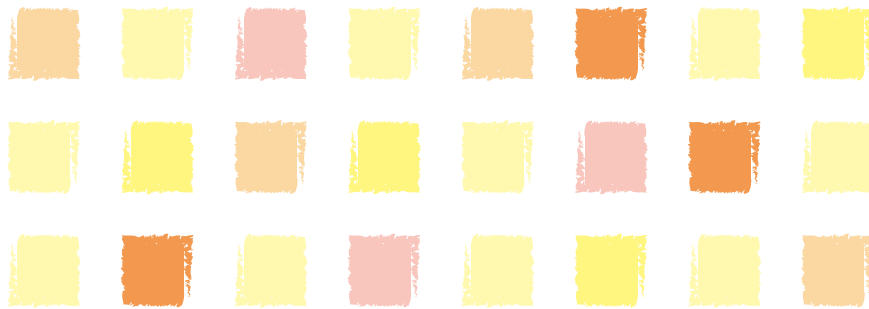
出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」結果



第3章



計画の基本的方向





1 基本理念

本計画の基本理念を以下のように定めます。

「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして

『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

子どもはまちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きる子ども一人ひとりが伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

その実現のために、市民と行政が一体となって、子どもと子育て家庭を支援していきます。



2 基本方針

基本理念に沿った子ども・子育て支援施策を推進するための基本方針を「子ども」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から以下のとおり設定します。

「子どもの笑顔が輝き、
生き生きと子育て
できるまち・ふなばし」をめざして

基本方針1

子ども

次代を担う子ども
一人ひとりが
夢と希望を持って、
心豊かに育つことのできる
まちをめざします。

基本方針2

親・家庭

保護者一人ひとりが、
喜びや生きがいを
感じながら、
子育てのできるまちを
めざします。

基本方針3

地域・社会

地域や社会を構成する
一人ひとりが、
子どもや子育て家庭への
理解を深め、
お互いに支え合えるまちを
めざします。



子どもが健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりの子どもが安心して過ごし、きめ細かで充実した教育・保育が受けられる環境を整備することが必要です。

本市では、すべての子どもが瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。

保護者が不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うには、すべての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。

本市では、子育て家庭のニーズに応じた支援を、妊娠・出産期から切れ目なく提供していく体制を整えます。

子どもの健やかな成長を実現するには、地域や社会における一人ひとりが、子どもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

本市では、関係機関との連携により、特別な配慮を要する子どもへの支援の充実を図るとともに、子どもが安全で安心して育つことのできる環境を整えます。また、仕事と家庭の両立支援の取組を推進し、子どもを産み育てやすい仕組みづくりを進めます。



3 施策の体系

基本理念

子どもの笑顔が輝き、
生き生きと子育て
できるまち・ふなばし」をめざして

基本方針

基本方針1

次代を担う子ども
一人ひとりが
夢と希望を持って、
心豊かに育つことのできる
まちをめざします。

子ども

基本方針2

保護者一人ひとりが、
喜びや生きがいを
感じながら、
子育てのできるまちを
めざします。

親・家庭

基本方針3

地域や社会を構成する
一人ひとりが、
子どもや子育て家庭への
理解を深め、
お互いに支え合えるまちを
めざします。

地域・社会

基本施策

1 幼児期の学校教育・保育の充実

2 子どもの居場所づくり

3 障害児支援の充実

1 母子保健の充実

2 親子のふれあいの場づくり

3 多様な子育て支援サービスの充実

4 情報提供・相談体制の整備

5 ひとり親家庭等の自立支援の推進

6 経済的支援の実施

1 子育てを支援する地域社会づくり

2 児童虐待防止対策の充実

3 仕事と家庭の両立支援の推進



施策

主な事業

1 教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進 (P56)	○教育・保育施設の整備促進 ○認定こども園への移行の推進 ○小規模保育事業の展開 ○家庭的保育事業の実施 ほか
2 教育・保育内容の充実 (P59)	○保育士の確保 ○保育所第三者評価システムの活用 ○保育所における質の向上アクションプログラム ほか
1 子どもの居場所づくり (P62)	○放課後児童健全育成事業の充実 ○放課後子供教室の推進 ○児童ホームの充実 ほか
1 発達・就学に関する相談体制の整備 (P64)	○発達相談の充実 ○巡回相談の充実 ○就学相談の充実
2 教育支援体制の整備 (P65)	○発達支援保育等の充実 ○障害児の幼児教育の充実 ○教育・保育施設等の利用支援 ○療育施設の充実
3 障害児在宅支援の充実 (P66)	○地域生活支援事業等在宅支援の実施 ○障害児を対象とした預かり事業の実施 ○障害児のいる家庭への各種手当の支給 ほか
1 健康診査の充実 (P68)	○妊婦健康診査の推進 ○妊婦歯科健康診査の推進 ○乳幼児健康診査の推進 ○各種予防接種事業の実施 ほか
2 訪問指導の充実 (P69)	○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進 ○妊婦訪問指導の推進
3 健康教育の推進 (P70)	○母子健康教育の推進 ○幼児の心の健康教室（幼児の心の発達についての健康講座）の充実 ○食育の推進
1 親子のふれあいの場づくり (P71)	○子育て支援センターにおける地域子育て支援拠点機能の充実 ○児童ホームにおける地域子育て支援拠点機能の充実 ほか
1 多様な子育て支援サービスの充実 (P73)	○時間外保育事業（延長保育事業）の充実 ○一時預かり事業の充実 ○ファミリー・サポート・センター事業の実施 ほか
1 利用者支援体制の整備 (P75)	○利用者支援事業の実施 ○子育て支援コーディネーターの配置 ○情報誌やホームページによる情報提供
2 相談体制の整備・充実 (P76)	○母子健康相談の充実 ○育児相談の充実 ○家庭児童相談の充実 ○家庭教育相談の充実 ○教育相談の充実 ほか
1 ひとり親家庭等の自立支援の推進 (P78)	○相談機能・支援体制の強化 ○教育・保育施設等の利用支援 ○学習支援事業の推進 ○就業支援事業の推進 ほか
1 経済的支援の実施 (P80)	○児童手当の支給 ○子ども医療費助成事業の実施 ほか
1 子育てを支援する地域社会づくり (P82)	○子育てサロンの実施 ○ふれあい・いきいきサロンの実施 ○民生委員・児童委員による支援 ○子育て支援ネットワークの構築 ほか
1 児童虐待発生予防の推進 (P84)	○児童虐待の未然防止策の充実 ○児童虐待防止啓発事業の実施 ○親支援グループ指導事業の推進 ○養育支援訪問事業の充実 ほか
2 早期発見・早期対応の推進 (P85)	○児童虐待相談体制の充実 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の充実 ○児童相談所の設置検討 ほか
1 男女共同参画の推進 (P86)	○男女共同参画促進のための講座等の開催
2 就業環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進 (P86)	○一般事業主行動計画策定の推進 ○ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発





第4章



施策の展開





基本方針

1

次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

基本施策 1	幼児期の学校教育・保育の充実	55
施策 1	教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進	56
施策 2	教育・保育内容の充実	59
基本施策 2	子どもの居場所づくり	62
施策 1	子どもの居場所づくり	62
基本施策 3	障害児支援の充実	64
施策 1	発達・就学に関する相談体制の整備	64
施策 2	教育支援体制の整備	65
施策 3	障害児在宅支援の充実	66



基本施策1 幼児期の学校教育・保育の充実

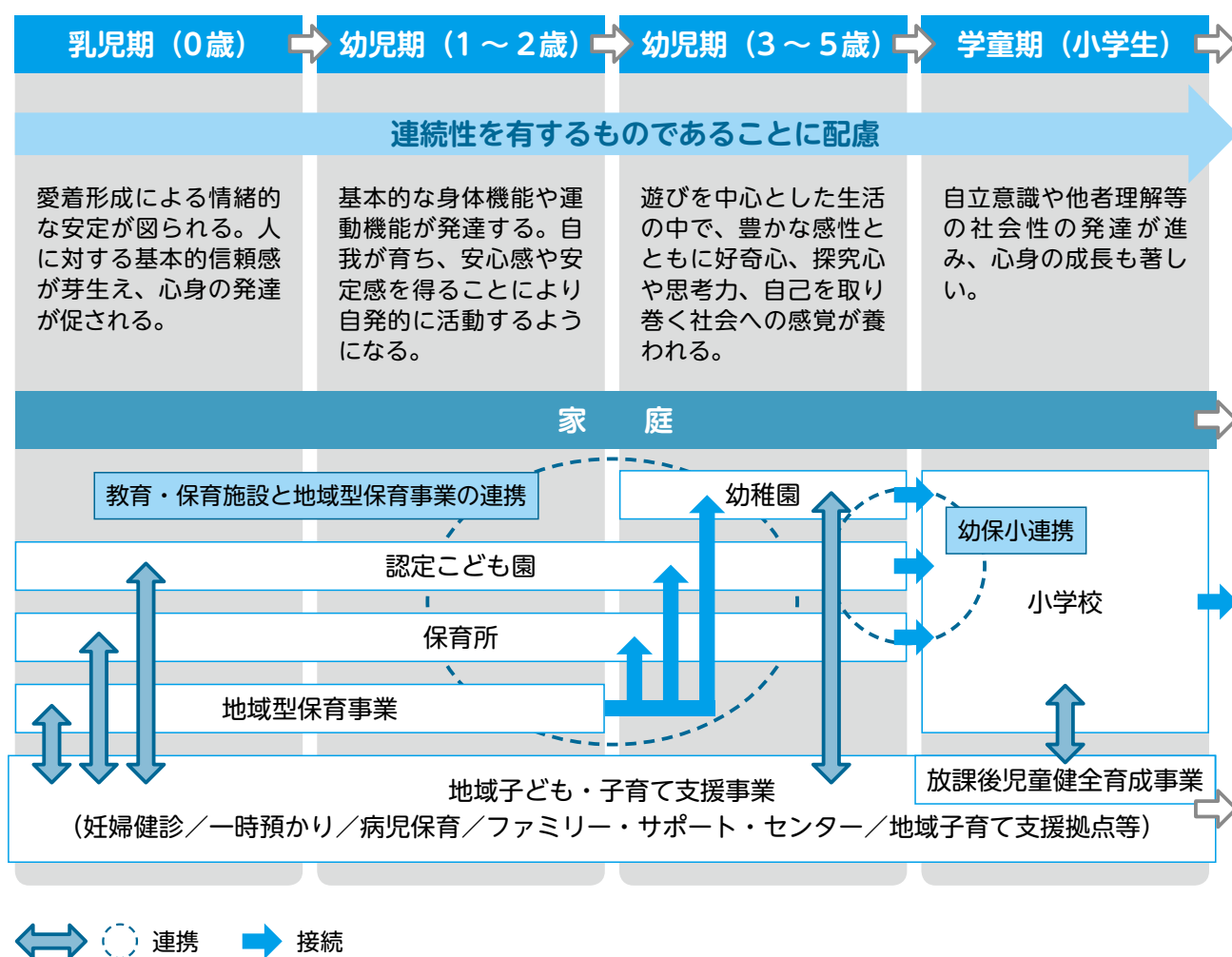
【基本施策の方向】

乳幼児期は、子どもの心身の発達が促され、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

次代を担う子ども一人ひとりが健やかで心豊かに成長していくためには、幼児期の学校教育・保育の充実や安定的な供給及び、施設や事業との連携が不可欠であり、同時に、乳幼児期の発達は連続性を有することに配慮していく必要があります。

本市では、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業など、多様な幼児期の学校教育・保育と併せ地域の子育て支援の充実を図り、子どもの笑顔が輝く教育・保育の実施や支援に努めます。

《子どもの成長過程における学校教育・保育や事業との接続・連携イメージ》





施策1 教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進

教育・保育の充実に向けて（Ⅰ）

【教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進にあたっての基本的な考え方】

◆教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業等で提供される教育・保育が、子どもの健やかな心身の発達を促す重要なものであることを踏まえ、その安定的な提供や、地域における連携等を円滑に行っていくことができるよう、適切な支援や情報提供を行っていきます。

◆教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の一体的提供の推進をめざし、地域における幼稚園教諭と保育士の交流や合同研修の実施を推進します。

また、新制度において認定こども園が果たす「教育・保育の一体的提供」「地域の子育て支援」等の役割を踏まえ、認定こども園の普及を総合的に促進します。特に幼保連携型認定こども園については、目標設置数を設定しその確保に努めます。

◆産後の休業及び育児休業明けからの施設や事業の円滑な利用の確保

0歳児の子どもが保護者が、保育所への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、教育・保育施設または地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できる環境の整備に努めます。

【主な事業】

（1）教育・保育施設の整備促進

今後さらに高まりが予測される教育・保育ニーズに対応していくために、認可保育所の整備や既存施設からの認定こども園移行等による保育の量的拡大をめざし、教育・保育施設の整備を促進します。

（2）認定こども園への移行の推進

11時間以上開園し長時間預かり保育を実施する幼稚園について、5年以内に認定こども園に移行することを要件に、施設の改修及び運営に係る費用の一部を補助します。



(3) 小規模保育事業の展開

新制度では、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもを対象とした小規模な保育事業として、新たに定員が6～19人の「小規模保育事業」が創設されました。本市では、小規模保育事業が、少人数できめ細かな保育を提供する事業であることや、本市の保育所待機児童の大半を占める1～2歳児を受け入れられることから、その推進を図ります。

(4) 家庭的保育事業の実施

原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもについて、家庭的保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気の下で、5人以下の少人数の子どもを対象にきめ細かな保育を実施します。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援

地域型保育事業は小規模かつ満3歳未満の子どもを対象とする事業であるため、日常的な保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う教育・保育施設との円滑な連携が図れるよう、必要な支援を行います。

(6) 幼保小連携の充実

就学前から小学校への子どもの成長や学びの円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした合同研修会を実施します。また、幼稚園・保育所・認定こども園の園児と小学生の交流活動も推進します。

(7) 認証保育所の推進

市が定める一定の基準を満たした認可外保育施設を「認証保育所」として認証し、乳幼児が良好な環境で保育されるよう、認証保育所の運営事業者に対し運営費を補助し、保育環境の維持・向上を図ります。



教育・保育の充実に向けて（Ⅱ）

【保育の量の拡大の基本的な考え方】

◆待機児童の早期解消及び1～2歳児の保育の量の拡大

市の保育所待機児童の増加が深刻な問題であり、その大半が1～2歳であることを踏まえ、特に1～2歳を重点化した整備を進め、待機児童の早期解消に努めます。

具体的には、教育・保育施設や地域型保育事業の積極的確保、定員構成の変更等により保育の量の拡大を行っていきます。

◆地域の実情及びニーズに応じた整備

教育・保育施設等の利用状況や保護者のニーズは地域により様々であることを踏まえ、地域ごとの保育所待機児童の状況を分析し、地域の実情に応じた整備を進めていきます。特に、待機児童の多い鉄道沿線や市街地形成区域等を整備の重点地区としていきます。

また、地域ごとの状況は今後の社会動向や宅地・マンションの開発等によっても変化していくものであることを踏まえ、毎年度地域の状況の分析やPDCAサイクル⁷⁾による計画の点検・評価を行い、地域の実情に即した具体的整備を進めていきます。

◆既存施設の活用

将来的な人口減少や児童数の減少傾向も視野に入れ、施設の新設だけでなく、既存の認可保育所の定員増や、幼稚園の長時間預かり保育実施の推進、また小規模保育事業の連携先確保など、既存施設の活用によっても保育の量の拡大を進めていきます。

7) PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。



施策2 教育・保育内容の充実

【主な事業】

(8) 保育士の確保

学生や、保育士の資格を持ちながら現在保育士として働いていない方を対象に、最新の保育事情の紹介や就職に関するアドバイスを行う講座を開き、保育士確保につなげます。また、厚生労働大臣の指定する保育士養成施設に就学し、将来市内の保育所等で保育士として勤務しようとする方に修学資金の貸付を行います。

さらに、現役の保育士等を対象に、実践的な研修を実施することで、保育の質の向上を図るとともに、就業を継続しやすい職場環境づくりをめざします。

(9) 保育所第三者評価システムの活用

保育所のサービスの質の維持・向上を図るため、第三者評価制度の活用を進めます。

(10) 保育所における質の向上アクションプログラム

国の策定する「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」及び本市の「船橋市保育ガイドライン」等を踏まえ、保育所における自己評価などの取組を推進し、保育の質の向上に努めます。

(11) 発達支援保育の充実

発達についての支援が必要な子どもも含めすべての子どもが共に育ちあえる保育を実施します。保育需要の増大とともに、発達支援児⁸⁾の受け入れも増加傾向にあり、受け入れ人数、症例、保育ニーズ等が変化していることを踏まえ、他機関との連携により保育の充実に努めます。

また、市内の幼稚園・保育所等の職員に対して専門職による巡回相談で支援方法の指導や、発達障害等の理解に関する研修を行い、職員の資質の向上を図ります。

(12) 認定こども園への移行の推進（再掲）

11時間以上開園し長時間預かり保育を実施する幼稚園について、5年以内に認定こども園に移行することを要件に、施設の改修及び運営に係る費用の一部を補助します。

(13) 幼稚園運営に対する補助

市内の私立幼稚園に対し、運営費の補助金を交付することにより、園の施設の整備拡充等、幼児教育の環境整備を支援します。

(14) 幼稚園在園児に対する補助

市内に在住し、新制度の給付体系に入らない私立幼稚園に通園する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、市独自の就園児補助金及び国の基準に基づいた就園奨励費補助金により支援します。

8) 発達支援児：「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、身体障害者手帳及び療育手帳の交付の有無を問わず、児童の心身の発達状況等を総合的に判断して、集団生活において支援が必要であると判定された児童のこと。



(15) 保育所運営費に対する補助

私立保育所に対して、設備運営基準を超えて配置した職員の人件費等に補助金を交付し、児童の処遇向上を図ります。

(16) 認可外保育施設に対する補助

認可外保育施設設置者に対し、職員及び通園する子どもの健康診断費を補助することにより、事業者に対し健康診断の実施を促すとともに、子どもの健全な発育の促進と衛生及び安全の確保を図ります。

(17) 認可外保育施設通園児に対する補助

認可外保育施設に通園する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設通園児補助金により支援します。





教育・保育の充実に向けて（Ⅲ）

【認定こども園の普及に係る基本的考え方】

◆認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

市内にはこれまで、認定こども園は設置されていませんが、新制度の開始にあたり、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず地域の子どもが共に通うことができる施設であることや、保護者の選択肢が拡大できること、また本市の抱える保育所待機児童対策の問題においても重要な役割を担うこと等を踏まえ、その普及に取り組めます。

◆幼保連携型認定こども園の目標設置数の設定

中核市である本市が認可権限を持つ幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として単一の認可とされた新制度の趣旨を踏まえ、地域で果たす役割や、地域ごとのバランスを考慮した上で、本市の教育・保育提供区域ごとの目標数を設定します。

＜幼保連携型認定こども園の目標設置数（平成31年度まで）＞

市全体	南部	西部	中部	東部	北部
20 か所	3 か所	6 か所	2 か所	5 か所	4 か所

◆認定こども園の確保の考え方

市における認定こども園の整備は、既存施設からの移行による確保をまず基本とします。

確保量については、今後、各地区の状況を見ながら、市の「教育・保育利用意向」等を満たすために必要な認定こども園の確保量をPDCAサイクルに基づき評価・検討し、地域ごとの配置や教育・保育施設及び地域型保育事業とのバランス等を勘案し、毎年度検討していきます。

◆認定こども園と地域子育て支援

認定こども園では、在宅で子育てをする家庭を含めた地域のすべての親子を対象とした子育て支援を行うことが求められます。

市では、認定こども園が行う地域の子育て支援事業の実施を推進し、地域の子育てに貢献することができる体制づくりを図ります。



基本施策2 子どもの居場所づくり

【基本施策の方向】

主に共働き家庭の子どもの居場所である放課後ルームについては、平成14年度までに市立小学校全校に設置を完了しました。その後も増設・増築・移転などにより施設定員を増加してきましたが、依然として入所率が100%以上の施設が生じています。

一方で、子どもの居場所は、子どもの成長に伴い、変化する傾向にあります。本市では、こうした個別の需要の変化等も踏まえ、すべての子どもが安全に安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。

施策1 子どもの居場所づくり

【主な事業】

(18) 放課後児童健全育成事業の充実

保護者の就労等により、放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学生に遊びと生活の場を用意して健全な育成を図るため、市立小学校全54校に分割運営を含め78施設の放課後ルームを開設しています。地域によって待機児童が発生している状況にあり、その状況は放課後ルームごとに異なっているので、学校ごとの児童推計や放課後子供教室の利用状況等を勘案し、必要などころについては、増設等整備を検討します。

また、届出により民間事業者が実施する事業についても推進していきます。

(19) 放課後子供教室の推進

放課後や夏休み等の子どもの安心・安全な活動場所を確保するため、市立小学校の施設を活用した放課後子供教室を開設します。平成26年度はモデル校5校で試行し、平成27、28年度で全54校での実施をめざします（うち、52校は放課後ルームとの一体型⁹⁾）。

(20) 児童ホームの充実

乳幼児親子や小学生等を対象に、誰でも自由に遊べる遊び場を提供するとともに、様々な教室を開催し、子育て支援や児童健全育成の充実を図ります。

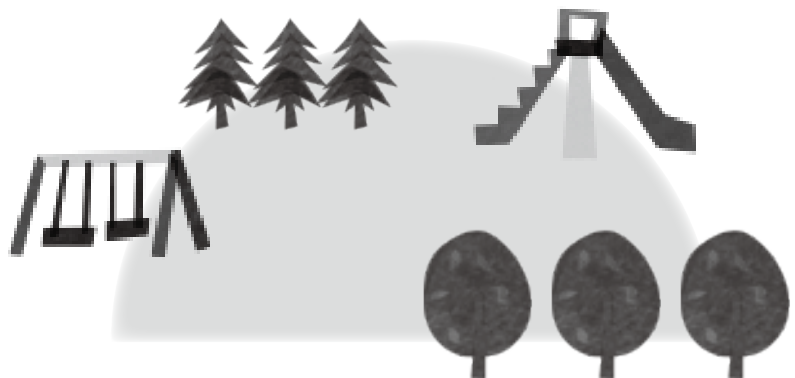
また、中高生の自主的な活動を支援し、地域社会との関わりを持てる子どもを育成するため、中高生の居場所として利用しやすい環境づくりに努めます。

9) 一体型の放課後ルーム及び放課後子供教室：すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの（『放課後子ども総合プラン』について」（平成26年7月31日26文科生第277号、雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）より）。



(21) ハッピーサタデー事業の実施

原則として毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、公民館が主体となり地域の団体等と連携を図りながら、子どもがスポーツや文化活動に親しめるような環境づくりを推進します。「地域の子は地域で育てる」という観点から、将来的には地域が主体となるようめざしていきます。





基本施策3 障害児支援の充実

【基本施策の方向】

障害児等特別な支援が必要な子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするため、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等総合的な取組を推進します。また、児童発達支援センター等による支援を強化するとともに、教育・保育施設等における受入体制を整えます。

施策1 発達・就学に関する相談体制の整備

【主な事業】

(22) 発達相談の充実

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が子どもの発達相談に応じます。

ことばの相談室では、就学前の難聴児及びことばの発達に不安のある幼児に対し、言語聴覚士等がことばの相談や指導を行います。

また、平成27年10月開設予定の（仮称）保健福祉センター内にこども発達相談センターとことばの相談室を統合し、相談体制のさらなる充実を図ります。

ひまわり・たんぽぽ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等各療育機関においても、こども発達相談センターとの連携のもとで、保護者からの相談に応じます。

(23) 巡回相談の充実

心理発達相談員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等の療育の専門家が、市内の幼稚園・保育所等の職員に対して年2回巡回相談を行うことにより、指導者の指導力の向上を図ります。行動面や対人関係において気になる園児や障害のある園児について、園の指導者がよりよく園児を理解し、園での生活がスムーズにいくよう、園の指導者と専門職が共に考え、支える体制を整えます。

(24) 就学相談の充実

総合教育センターにおいて、特別な配慮を要する子どもの就学及び教育について、こども発達相談センター等療育施設と連携を図り、就学相談会等を開催するなど、適切な教育が受けられるよう支援します。また、就学前の障害児の早期教育・相談体制の充実を図るとともに、幼稚園・保育所等に就学相談の案内を配布し、次年度の就学について、保護者からの相談に応じます。



施策2 教育支援体制の整備

【主な事業】

(25) 発達支援保育等の充実

発達についての支援が必要な子どもも含めすべての子どもが共に育ちあえる保育を実施します。保育需要の増大とともに、発達支援児の受け入れも増加傾向にあり、受け入れ人数、症例、保育ニーズ等が変化していることを踏まえ、他機関との連携により保育の充実に努めます。

また、市内の幼稚園・保育所等の職員に対して専門職による巡回相談で支援方法の指導や、発達障害等の理解に関する研修を行い、職員の資質の向上を図ります。

放課後ルームにおいては、特別な支援が必要な子どもの利用に際し、体験入所を通じて子どもの状況を把握し、特性に応じた支援ができるよう指導員に対して研修を行い、資質の向上を図ります。

(26) 障害児の幼児教育の充実

障害児を受け入れ、指導をしている幼稚園に対して補助金を交付し、障害児の幼児教育の充実を図ります。

(27) 教育・保育施設等の利用支援

発達に支援が必要な子どもの教育・保育施設等の利用にあたっては、発達支援保育審査会の意見を取り入れながら、その子が集団生活において楽しく過ごすための保育を提供できるよう支援します。

(28) 療育施設の充実

市内2か所の児童発達支援センターを療育の核とし、ひまわり・たんぼぼ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、子どもの発達状況や障害種別に応じた専門的な切れ目のない支援を実施します。

なお、児童発達支援センターについては、老朽化が進んださざんか学園に代わり、平成27年度に行田の国家公務員船橋体育センター跡地に新たな施設を民設民営により開設し、定員を30名から80名に拡大します。



施策3 障害児在宅支援の充実

【主な事業】

(29) 地域生活支援事業等在宅支援の実施

障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、移動支援等必要な支援を実施します。

(30) 障害児を対象とした預かり事業の実施

障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等のため、障害児を対象とした一時預かり事業である、短期入所（障害福祉サービス）、日中一時支援（地域生活支援サービス）、心身障害者一時介護料の助成を実施します。

(31) 障害児等療育支援事業の推進

在宅の重度心身障害児、知的障害児、身体障害児が地域で自立した生活を送れるよう、障害者福祉施設や療育施設の有する機能を活用し、訪問・外来による相談のほか、療育指導を行うことにより、療育・相談体制の充実を図ります。

(32) 障害児のいる家庭への各種手当の支給

日常生活で常時介護を必要とする在宅で20歳未満の重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給します。また、20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児福祉手当を支給します。

(33) 心のバリアフリーの推進

障害や障害がある子どもの行動等についての知識の普及と理解の促進を図るため、市民のための講演会を開催し、心のバリアフリーを推進します。



基本方針

2

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。

基本施策1	母子保健の充実	68
施策1	健康診査の充実	68
施策2	訪問指導の充実	69
施策3	健康教育の推進	70
基本施策2	親子のふれあいの場づくり	71
施策1	親子のふれあいの場づくり	71
基本施策3	多様な子育て支援サービスの充実	73
施策1	多様な子育て支援サービスの充実	73
基本施策4	情報提供・相談体制の整備	75
施策1	利用者支援体制の整備	75
施策2	相談体制の整備・充実	76
基本施策5	ひとり親家庭等の自立支援の推進	78
施策1	ひとり親家庭等の自立支援の推進	78
基本施策6	経済的支援の実施	80
施策1	経済的支援の実施	80



基本施策1 母子保健の充実

【基本施策の方向】

核家族化や少子化・女性の社会進出の増加等の母子を取り巻く社会環境の変化は地域の結びつきの希薄化に拍車をかけ、母親が出産・育児に伴う不安などを気軽に相談できる人が少なくなっています。

こうした母親の孤立化は、産後うつや子どもの虐待などにつながる可能性もあるため、早期発見、早期対応が必要です。

本市では、母子保健事業の充実により、妊娠・出産期から切れ目のない支援に努めます。

施策1 健康診査の充実

【主な事業】

(34) 妊婦健康診査の推進

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、健康診査として、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査や保健指導を実施します。

(35) 妊婦歯科健康診査の推進

妊娠中は歯科疾患が発生しやすく、歯周病菌に感染すると早産や低体重児のリスクが高まります。自らの口腔の状態を知り、歯科疾患の予防意識を高めることで、生まれてくる子どもを含む家族全体の歯・口腔の健康意識の向上につながるよう妊婦歯科健康診査（口腔内診査と保健指導）を実施します。

(36) 乳幼児健康診査の推進

乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。また、未受診の乳幼児家庭には、訪問指導等により、養育環境の把握を行うとともに、不安の解消と健全な育児を促します。

(37) ひよこ教室（1歳6か月健診後指導教室）の充実

1歳6か月児健康診査において継続的な支援が必要となった子どもについて、親が子どもと一緒に楽しく遊ぶ体験を通して子どもとの接し方を学ぶことにより、親子関係の改善を図り、子どもの発達を促進できるよう支援します。また、子どもの発達に応じた関係機関への連携に努めます。



(38) 乳幼児歯科保健指導、歯科健診の推進

1歳から3歳未満児を対象とした個別歯科保健指導として「ビバー教室」を開催し、乳歯萌出にともなう不安の解消と正しい知識の普及に努めます。

また、乳歯列完成の重要な時期である2歳6か月児を対象として、歯科健診を実施するとともに希望者にはむし歯の予防処置を行います。

さらに、永久歯へ生えかわる学童期においては、教育委員会と連携し、市内の小学校でフッ化物洗口を用いた予防事業を推進します。

(39) 各種予防接種事業の実施

予防接種法により、感染症の発生及びまん延を予防するために、乳幼児・小中高生を対象として予防接種を実施します。また、個別通知等により接種率の向上に努めます。

(40) 不妊治療費等助成事業の実施

一般不妊治療等及び特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図ることで早期受診・治療につなげ、より安心・安全な妊娠・出産への体制を整えます。

施策2 訪問指導の充実

【主な事業】

(41) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

こんにちは赤ちゃん事業として、生後60日までの乳児がいる全家庭に妊産婦・新生児訪問指導員、または保健師、看護師が訪問し、不安や悩みの傾聴、養育環境の把握、子育て支援情報の提供等を行うとともに、支援が必要とされた場合は、個々の状況に合わせ、不安の解消や健全な育児を促し、虐待の未然防止を図ります。

(42) 妊婦訪問指導の推進

母子健康手帳交付時の面接や「はじめてママになるための教室」等、各種母子保健事業を通じて、保健指導が必要な妊婦に対しては訪問指導等を行うことにより、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図ります。



施策3 健康教育の推進

【主な事業】

(43) 母子健康教育の推進

安全な妊娠・出産、乳幼児の健康の保持増進、乳幼児期に起こりやすい病気・事故予防などについての知識の普及や不安の解消のため、また、夫婦で協力して出産・育児に取り組めるよう、「はじめてママになるための教室」、「パパ・ママ教室」、健康講座、地区健康教育などを実施します。

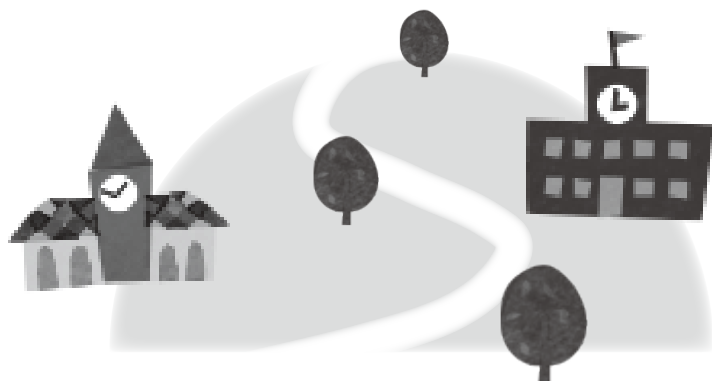
(44) 幼児の心の健康教室（幼児の心の発達についての健康講座）の充実

心の成長が著しい4～6歳の幼児の保護者が子どもの心理発達を理解し、生活習慣の自立や発達に見合ったしつけを適切にできるよう、講座を開催し、親子の関係づくりを促します。

(45) 食育の推進

乳幼児期から食べることに関心を持ち、一人ひとりが自分自身で健康を守ることを考え、自立的に豊かな生活を営むことができる能力を育むことを目的として、保健センターや児童ホームにおいて食育講座等による啓発を実施します。

また、保育所では、食育の基本となる「食を楽しむ」ための環境づくりや食の体験を推進します。





基本施策2 親子のふれあいの場づくり

【基本施策の方向】

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能の低下が懸念されています。

こうした状況の中、本市においては、子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、子育て支援センターと児童ホームの充実を図るとともに、地域の子育て支援を推進します。

施策1 親子のふれあいの場づくり

【主な事業】

(46) 子育て支援センターにおける地域子育て支援拠点機能の充実

子育て支援センターは、地域子育て支援拠点として、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、適切な子育て支援サービスが行き届くよう必要なアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会や子どもの遊びの場を提供します。

(47) 児童ホームにおける地域子育て支援拠点機能の充実

児童ホームは、地域子育て支援拠点として、「子育てが楽しい」と感じることができ、安心して遊ばせることができる場を提供するとともに、親子のつどいや親子教室などを開催し、親が子育てで孤独とならないよう親同士の交流、友達づくりを促進します。

(48) 子育て支援コーディネーターの配置

子育て支援センターでは、保育士などの資格を持つ職員が、子育て中の家庭を支援するために、子育てに関するアドバイスや情報提供を行い、必要に応じて専門機関への紹介をします。来所、電話による相談だけでなく、自宅、サークル等への出張相談も受け付けます。

(49) 保育所における地域子育て支援の推進

保育所において、就学前の子育て中の親子を対象に地域の子育て支援事業として、園庭開放、育児講座、出前保育、育児相談等を実施しています。

今後も地域に開かれた社会資源として、保育所の持つ専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を促進します。



(50) 認定こども園における地域子育て支援の推進

認定こども園では、在宅で子育てをする家庭を含めた地域のすべての親子を対象とした子育て支援を行うことが求められます。

市では、認定こども園が行う地域の子育て支援事業の実施を推進し、地域の子育てに貢献することができる体制づくりを図ります。

(51) 子育てサロンの実施

地域で孤立しがちな母親を支援するため、船橋市社会福祉協議会¹⁰⁾の支部である地区社会福祉協議会が24の地区コミュニティすべてにおいて、市の補助事業として「子育てサロン事業」を実施します。子育てサロンでは、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

(52) ブックスタート事業の実施

できるだけ早い時期に親子が絵本を通してふれあい、語り合うきっかけをつくることや子どもの社会への適応性・親子関係を向上させることを目的に、4か月児健康相談等において乳幼児と保護者に絵本を配布します。

10) 船橋市社会福祉協議会：正式名称は社会福祉法人船橋市社会福祉協議会。社会福祉法第109条において「地域福祉を推進するための中核となるべき団体」と法的にも明確に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の福祉団体。地区社会福祉協議会は同協議会の支部組織。



基本施策3 多様な子育て支援サービスの充実

【基本施策の方向】

就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。

こうした状況の中、本市においては、多様な子育て支援サービスを充実することにより、安心して子育てができる環境を整備します。

施策1 多様な子育て支援サービスの充実

【主な事業】

(53) 時間外保育事業（延長保育事業）の充実

保育必要量の認定において認定された保育利用時間¹¹⁾を超えて、保育を必要とする子どもについて、認定こども園、保育所等の全施設にて時間外保育を実施します。

(54) 一時預かり事業の充実

① 幼稚園における一時預かり事業

保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園の在園児について、通園する幼稚園において、教育時間を超えて一時的に預かり、必要な保護を行います。幼稚園における預かりの推進により、保育の利用を希望する保護者の選択肢を広げるとともに、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。

② 保育所における一時預かり事業（一時保育）

保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

(55) ファミリー・サポート・センター事業の実施

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

ファミリー・サポート・センターでは、保育所等の開始前後における児童の預かりや送迎、また保護者が体調不良や休養時等に児童の預かりを行うことにより、仕事と育児の両立や地域の子育てを支援します。

11) 保育利用時間：保育必要量の認定区分が「保育標準時間認定」である場合には1日最大11時間、「保育短時間認定」である場合には1日最大8時間となる。



(56) 子育て短期支援事業の充実

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等における短期入所（ショートステイ）や夜間養護等により、一定期間、養育及び保護を行います。現在は、松戸市にある児童養護施設を活用していますが、平成28年度には市内に新たに整備される母子生活支援施設に実施場所を移転するなど利用しやすい環境を整えます。

(57) 病児保育事業の実施

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

(58) 休日保育事業の実施

保育所の在園児が保護者の就労等により、日曜・祝日等（1月1日から1月3日は除く）及び年末（12月29日から31日まで）に、家庭において保育を受けることができない場合に、休日保育を実施します。





基本施策4 情報提供・相談体制の整備

【基本施策の方向】

子どもや保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業について、自由に選択ができ、円滑に利用できるような情報提供体制・利用者支援体制を整えます。また、不安や悩みを抱える保護者が家庭や地域の中で孤立することがないように、相談による支援体制の充実を図ります。

施策1 利用者支援体制の整備

【主な事業】

(59) 利用者支援事業の実施

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

(60) 子育て支援コーディネーターの配置（再掲）

子育て支援センターでは、保育士などの資格を持つ職員が、子育て中の家庭を支援するために、子育てに関するアドバイスや情報提供を行い、必要に応じて専門機関への紹介をします。来所、電話による相談だけでなく、自宅、サークル等への出張相談も受け付けます。

(61) 情報誌やホームページによる情報提供

子育てに関する市の各種サービス、相談窓口、教育・保育施設や地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、その他関係情報について、子育て情報誌「ふなばし子育てナビゲーション」、子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」、メール配信サービス「ふなっ子メール」により提供します。

また、今後の情報通信等の進歩に対応した情報提供に努めます。



施策2 相談体制の整備・充実

【主な事業】

(62) 母子健康相談の充実

妊産婦や母子が抱える妊娠・出産・子育てに関する不安や、心身の発達・健康に関することなどを気軽に相談できるように各保健センターの窓口健康相談、4か月児健康相談、地区の健康相談を実施します。

(63) 育児相談の充実

育児に自信の持てない親や育児に困難を感じている親が子どもの発育・生活習慣などについて個別の相談を行うことにより、前向きな子育てができるように支援します。

子育て支援センターでは、子育て支援コーディネーターが電話や面接、訪問による相談を行うとともに、小児科医による健康相談も行います。

児童ホームでは、保育士等が子育てに関する相談・情報提供を行います。

各市立保育園では、随時、育児相談を受け付けます。

(64) 家庭児童相談の充実

家庭児童相談室では、育児やしつけ、児童虐待など子どもに関する様々な相談に応じます。電話や来室のほか、メールで相談を受け付けます。

また、家庭児童相談室を平成27年10月開設予定の（仮称）保健福祉センター内に移転し、プライバシーに配慮した相談室や子どものプレイスペースを設置するなど相談しやすい環境を整備します。

(65) 家庭教育相談の充実

幼児から高校生までの保護者を対象に、しつけや不登校など家庭教育上の悩みや問題について、家庭教育指導員等が電話相談や公民館等における面接相談に応じます。

(66) 教育相談の充実

主として幼児から中学生及びその保護者等を対象に、学校生活、家庭生活、心身障害に関する問題について、総合教育センターが相談、援助、助言を行います。また、同センターにおいて、教育相談に関する研修の充実を図ります。

(67) 家庭教育セミナーの実施

子どもが健全に成長するうえでの家庭教育の果たす役割の重要性を認識することを目的として、PTA等と連携し、子どもとの関わり方などに関するセミナーを公民館で開催します。



(68) 発達相談の充実（再掲）

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が子どもの発達相談に応じます。

ことばの相談室では、就学前の難聴児及びことばの発達に不安のある幼児に対し、言語聴覚士等がことばの相談や指導を行います。

また、平成27年10月開設予定の（仮称）保健福祉センター内にこども発達相談センターとことばの相談室を統合し、相談体制のさらなる充実を図ります。

ひまわり・たんぽぽ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等各療育機関においても、こども発達相談センターとの連携のもとで、保護者からの相談に応じます。

(69) 就学相談の充実（再掲）

総合教育センターにおいて、特別な配慮を要する子どもの就学及び教育について、こども発達相談センター等療育施設と連携を図り、就学相談会等を開催するなど、適切な教育が受けられるよう支援します。また、就学前の障害児の早期教育・相談体制の充実を図るとともに、幼稚園・保育所等に就学相談の案内を配布し、次年度の就学について、保護者からの相談に応じます。





基本施策5 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【基本施策の方向】

ひとり親家庭等に対しては、相談・情報提供機能、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な事業】

(70) 相談機能・支援体制の強化

母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立のための相談に応じます。育児・就労・経済的問題など広い分野に渡る内容に適切に対応し、多様な支援施策や社会資源などの的確な情報が求められるため、関連部署・機関と連携しながら相談機能や情報提供機能の充実を図ります。

(71) 教育・保育施設等の利用支援

ひとり親が子育てと就業を両立しながら安心して生活できるよう、教育・保育施設等の利用を支援します。

(72) 学習支援事業の推進

ひとり親家庭等の中学生を対象に、大学生等のボランティアによる学習支援をするとともに、進学、進路、その他の相談を通じて、ひとり親家庭等の不安感を解消し、自立の促進を図ります。

(73) 母子生活支援施設の整備

特に困難な課題を抱えた母子の支援のために、新たな母子生活支援施設を民設民営方式により整備します。

(74) 就業支援事業の推進

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、個々の状況に合わせた就業を支援します。また、より良い条件の職への就業につなげるため、就職支援講習会等の開催や資格・技能習得の支援をするとともに、公共職業安定所等の関係機関との連携を深め、就職・転職に関する支援を推進します。

(75) 養育費確保の推進

子どもの養育費は、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことであることから、ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう、養育費に関する相談や啓発活動を推進します。



(76) 児童扶養手当、母子家庭等医療費助成の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進のため、児童扶養手当、医療費助成による経済的支援を推進します。

※本計画と同期間（平成27～31年度）を実施期間とする「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援策を実施していきます。





基本施策6 経済的支援の実施

【基本施策の方向】

経済環境の変化とともに増大しつつある経済的負担感の軽減を図るため、子育て家庭に対し経済的支援を行います。

施策1 経済的支援の実施

【主な事業】

(77) 児童手当の支給

中学校3年生までの児童を養育している人に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援します。

(78) 子ども医療費助成事業の実施

子育て世帯にかかる経済的な負担軽減のため、中学校3年生までの保険診療自己負担金を助成し、安心して子育てができる環境を整えます。

(79) 幼稚園在園児に対する補助（再掲）

市内に在住し、新制度の給付体系に入らない私立幼稚園に通園する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、市独自の就園児補助金及び国の基準に基づいた就園奨励費補助金により支援します。

(80) 認可外保育施設通園児に対する補助（再掲）

認可外保育施設に通園する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設通園児補助金により支援します。

(81) 障害児のいる家庭への各種手当の支給（再掲）

日常生活で常時介護を必要とする在宅で20歳未満の重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給します。また、20歳未満の心身障害児の保護者に心身障害児福祉手当を支給します。

(82) 不妊治療費等助成事業の実施（再掲）

一般不妊治療等及び特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図ることで早期受診・治療につなげ、より安心・安全な妊娠・出産への体制を整えます。

(83) 児童扶養手当、母子家庭等医療費助成の推進（再掲）

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進のため、児童扶養手当、医療費助成による経済的支援を推進します。



基本方針

3

地域や社会を構成する一人ひとりが、
子どもや子育て家庭への理解を深め、
お互いに支え合えるまちをめざします。

基本施策1	子育てを支援する地域社会づくり	82
施策1	子育てを支援する地域社会づくり	82
基本施策2	児童虐待防止対策の充実	84
施策1	児童虐待発生予防の推進	84
施策2	早期発見・早期対応の推進	85
基本施策3	仕事と家庭の両立支援の推進	86
施策1	男女共同参画の推進	86
施策2	就業環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	86



基本施策1 子育てを支援する地域社会づくり

【基本施策の方向】

子どもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭を取り巻くすべての人々が子どもと子育て家庭への理解を深め、支え合う仕組みをつくる必要があります。

本市においては、地域における世代間の交流や見守り活動の推進、地域の子育て支援関係機関のネットワークの構築により、子育てを支援する地域社会づくりを進めます。

施策1 子育てを支援する地域社会づくり

【主な事業】

(84) 子育てサロンの実施（再掲）

地域で孤立しがちな母親を支援するため、船橋市社会福祉協議会の支部である地区社会福祉協議会が24の地区コミュニティすべてにおいて、市の補助事業として「子育てサロン事業」を実施します。子育てサロンでは、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

(85) ふれあい・いきいきサロンの実施

家に閉じこもりがちな高齢者と、子ども、子育て世代に対し、ふれあいと仲間づくりの場、あるいは、生きがいづくりの場を提供するため、船橋市社会福祉協議会の支部である地区社会福祉協議会が市の補助事業として「ふれあい・いきいきサロン」を実施します。ふれあい・いきいきサロンでは、茶話会やレクリエーション等を実施し、世代間の交流を図るとともに、地域における見守り活動を推進します。

(86) 民生委員・児童委員による支援

民生委員・児童委員は、民生委員法と児童福祉法で規定された制度ボランティアです。民生委員・児童委員には、区域担当の民生委員・児童委員と児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がおり、市や児童福祉関係機関、学校と連携し、地域において児童福祉に関する個別援助や児童健全育成、子育て支援活動を行っています。

市は、民生委員・児童委員が担当地域で活動するにあたり、児童福祉関係等の研修会を開催することにより、資質の向上を図ります。



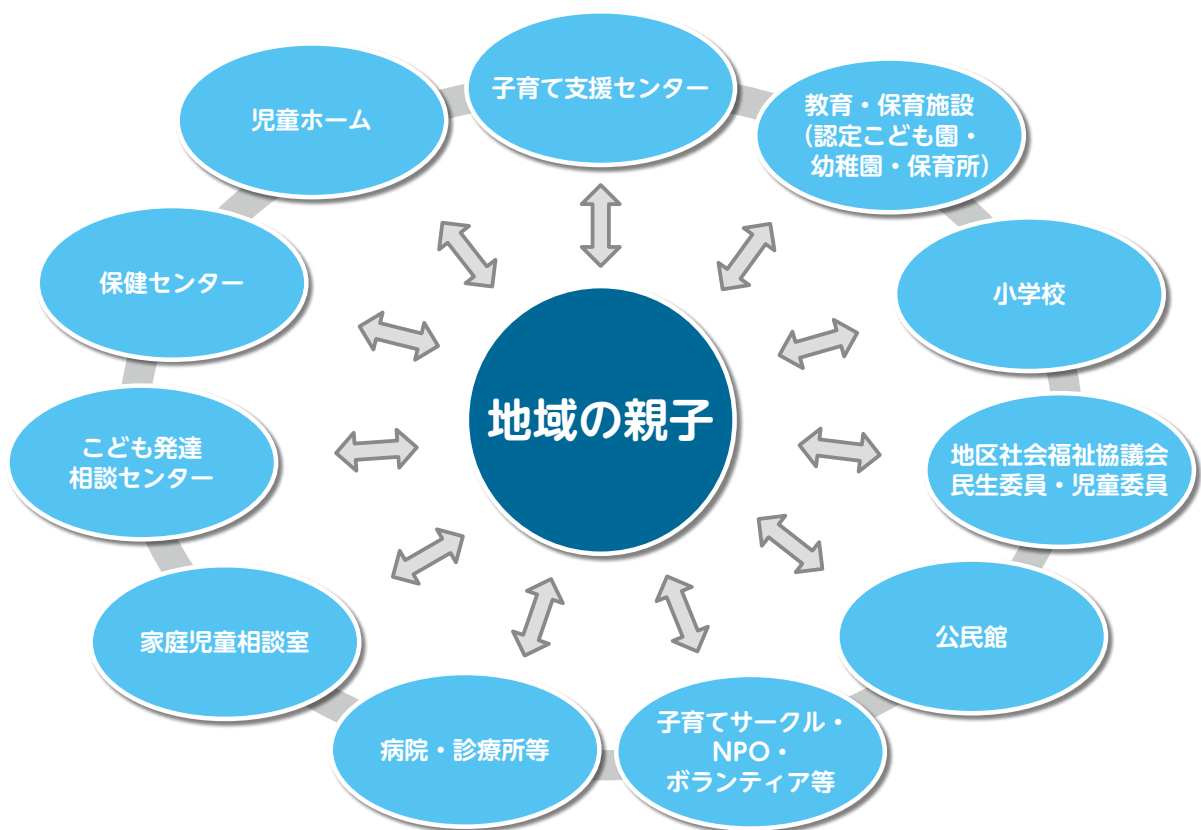
(87) 子育て支援ネットワークの構築

子育てに関する様々な問題に対して、個々の機関のみでは十分に対応できない場合があります。子育て家庭を社会全体で支援していくためには、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。

本市では、要保護児童及びDV対策地域協議会¹²⁾を設置し、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する支援に対し、関係機関が連携して効果的に取り組める体制を構築しています。

また、子育て支援センターと児童ホームにおいて、地区社会福祉協議会が実施する子育てサロンや幼稚園・保育所等が実施する地域子育て支援事業等との連携を強化し、関係機関とのネットワークづくりを推進します。

《子育て支援ネットワークのイメージ》



(88) 地域交流による次世代育成の推進

市立保育園において、地域住民、療育施設、高齢者施設等との交流を図るとともに、小中高生のボランティア・職場体験生を受け入れ、次世代育成を推進します。

(89) 心のバリアフリーの推進（再掲）

障害や障害がある子どもの行動等についての知識の普及と理解の促進を図るため、市民のための講演会を開催し、心のバリアフリーを推進します。

12) 要保護児童及びDV対策地域協議会：要保護児童の早期発見及びその適切な保護、または要支援児童もしくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援、並びにDVへの適切な対応を図るための協議会。市及び警察・児童相談所等の関係機関により構成。平成19年4月より設置。



基本施策2 児童虐待防止対策の充実

【基本施策の方向】

すべての子どもが健やかに成長する社会をめざすため、母子保健事業や地域子育て支援事業、相談体制の充実等により、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めます。

また、児童虐待等に適切に対応するため、要保護児童及びDV対策地域協議会における取組を強化します。

施策1 児童虐待発生予防の推進

【主な事業】

(90) 児童虐待の未然防止策の充実

乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業、子育て支援センター等の地域子育て支援拠点等の充実により、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭に対し、育児不安等の解消を図るための適切なサービスを提供し、児童虐待の発生を未然に防止します。

(91) 家庭児童相談の充実（再掲）

家庭児童相談室では、育児やしつけ、児童虐待など子どもに関する様々な相談に応じます。電話や来室のほか、メールで相談を受け付けます。

また、家庭児童相談室を平成27年10月開設予定の（仮称）保健福祉センター内に移転し、プライバシーに配慮した相談室や子どものプレイスペースを設置するなど相談しやすい環境を整備します。

(92) 児童虐待防止啓発事業の実施

子ども自身からの相談を呼びかけるため、相談窓口を記載した相談啓発カードを作成し、市内の小学校4年生及び中学校1年生に配布するほか、ポスターを各学校に配布しています。また、児童虐待の通報を促すため、相談窓口を記載した虐待防止啓発ポスターを作成し、各自治会、医療機関等に配布し、周知を図ります。

児童虐待防止推進月間である11月には、市民を対象とする虐待防止キャンペーンイベントを実施するとともに市内タクシー及び公用車に啓発マグネットを貼付するなど、啓発活動を行います。



(93) 親支援グループ指導事業の推進

児童虐待防止のための取組として、2つのグループプログラムを実施します。

ペアレンツサポートグループ（PSG）では、「子どもとうまく関われない」という悩みを抱える親同士が話し合い、共感することのできる機会を設けることにより、孤立化を防止し、虐待防止や回復につなげます。

コモンセンスペアレンティングプログラム（CSP）では、言葉でやりとりできる年齢である3歳以上小学校4年生までの子どものいる保護者が、ロールプレイなどを通じて子どもへの言葉かけや行動を変える方法を学ぶ機会を設けることにより、より良い親子関係を築いていけるよう支援します。

(94) 養育支援訪問事業の充実

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

施策2 早期発見・早期対応の推進

【主な事業】

(95) 児童虐待相談体制の充実

家庭児童相談室では、増加する児童虐待相談の窓口として、市民や関係機関からの通告や相談を受け付けます。

地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、複雑な問題に対応するため各種研修へ参加し職員の専門性の強化を図ります。

(96) 要保護児童及びDV対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）の充実

要保護児童及びDV対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化に努めます。

加えて、船橋市子ども虐待対応マニュアルを活用し、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施し、要保護児童等の早期発見及びその適切な保護に努めます。

また、居住実態が把握できない児童について、関係機関との連携により、早期の把握と確認を行います。

(97) 児童相談所の設置検討

児童虐待対応の体制強化を図るため、児童相談所設置に関し、調査・検討していきます。

(98) 教育・保育施設等の利用支援

関係機関と密に連携し、要保護児童等が教育・保育施設等を適切に利用できるよう支援します。



基本施策3 仕事と家庭の両立支援の推進

【基本施策の方向】

仕事をしながら、子どもと向きあう時間を確保するためには、企業における制度の充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と、実現のための制度の周知等を行います。

施策1 男女共同参画の推進

【主な事業】

（99）男女共同参画促進のための講座等の開催

男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、ワーク・ライフ・バランスの推進のために重要であることから、男女共同参画意識浸透のために、情報誌の発行や講座等を実施します。

施策2 就業環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

【主な事業】

（100）一般事業主行動計画策定の推進

次世代育成支援対策推進法では従業員が101人以上の企業に従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。

（101）ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加に関する講座等の開催を通じて、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を行います。



施策の展開にあたって

第4章に記載しました施策の展開にあたっては、以下の点に留意して推進します。

◆千葉県が行う施策との連携

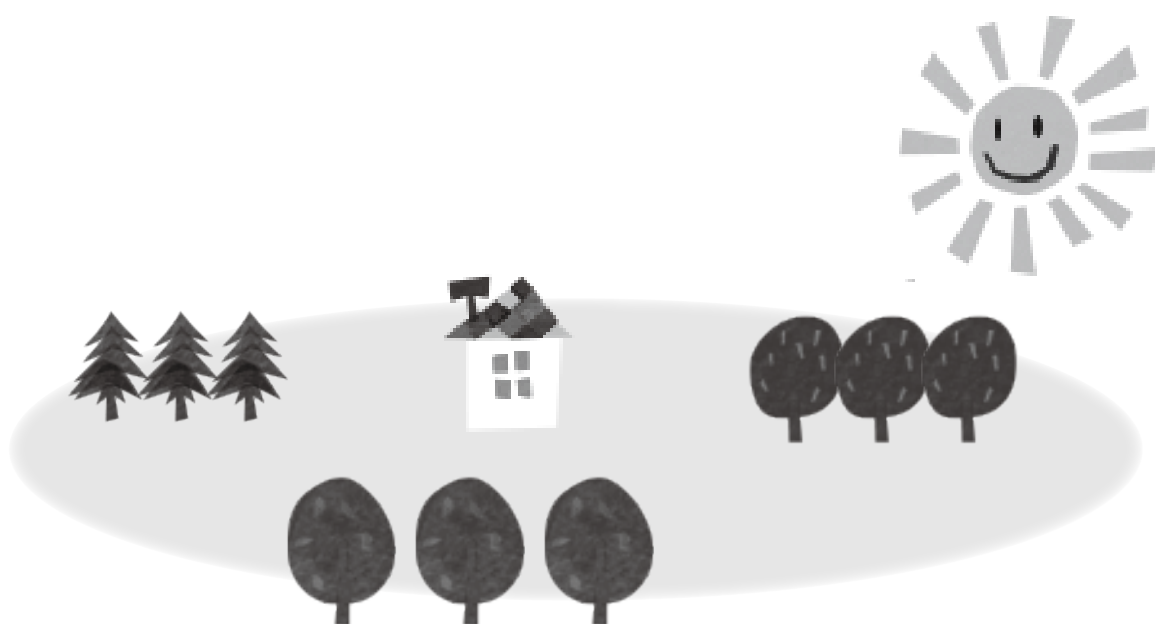
基本方針1基本施策3「障害児支援の充実」、基本方針2基本施策5「ひとり親家庭等の自立支援の推進」、基本方針3基本施策2「児童虐待防止対策の充実」については、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援であり、千葉県が行う施策と連携して推進することが必要です。

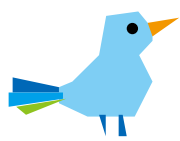
本市においては、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」の内容等も踏まえ、関係機関との連携により、施策を推進します。

◆子どもの貧困対策

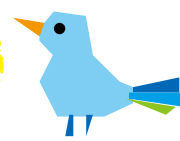
平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月に施行されました。平成26年8月には、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、国はこの大綱に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととなります。

大綱では、子どもへの貧困の連鎖を断ち切るための支援策が打ち出されていることから、本市においても、この内容を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、施策を推進します。

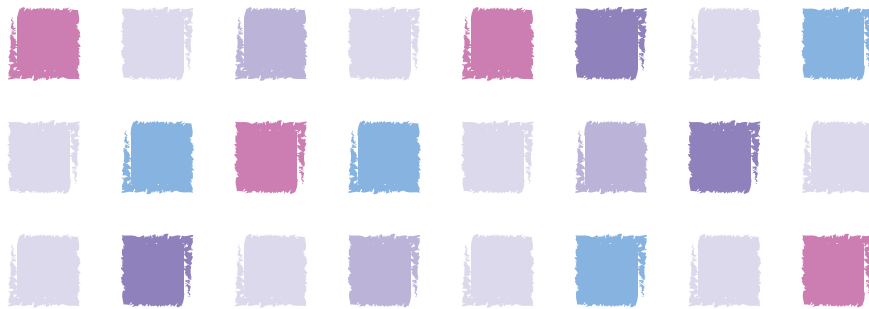




第5章



計画の推進方策





1 計画期間の量の見込みと確保方策

平成27年度から平成31年度までの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

1 教育・保育

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

保育の必要性の認定区分（※参照）ごとに、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」）に基づき、児童数の推計と、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに算定しました。なお、2号及び3号の量の見込みについては、保育需要の近年の増加傾向を考慮し、計画最終年度の平成31年度に向けて潜在的な需要が一定割合で顕在化すると仮定し設定しています。

* 保育の必要性の認定区分

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1号認定（教育標準時間認定子ども） | 保育の必要性がない3～5歳の子ども |
| 2号認定（保育認定子ども） | 保育の必要性がある3～5歳の子ども |
| 3号認定（保育認定子ども） | 保育の必要性がある0～2歳の子ども |

<確保方策の設定に当たっての考え方>

計画期間中に各教育・保育提供区域及び認定区分ごとに確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。算定にあたっては教育・保育施設及び地域型保育事業の確保数、幼稚園から認定こども園への移行見込み数を各年度一定数確保することとして積算を行いました。

<教育・保育施設等の認可に係る需給調整及び市町村計画で定める数¹³⁾の考え方>

各教育・保育提供区域において、新たな教育・保育施設（幼稚園を除く）や地域型保育事業を認可することで供給量が量の見込みを超える場合には、認可を行わないことができます。

ただし、本市においては、幼稚園や保育所が幼保連携型認定こども園に移行を希望する場合は、適格性・認可基準を満たす場合は原則として認可を行うこととします。その際の利用定員については以下の点に留意して設定します。

- ①幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合は、保護者の就労等による預かり保育の定期的な利用の状況や今後の就労希望等を勘案し、各施設及び地域の実情に応じ個別に算出した2・3号定員を、市と協議の上設定します。
- ②保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合は、当該施設の実際の利用者及び利用希望の状況（待機児童がいる場合等については現状の2・3号定員を維持する等）や、保護者の就労の変化に柔軟性をもって対応するために必要な数等を勘案し、各施設及び地域の実情に応じ個別に算出した1号定員を、市と協議の上設定します。

13) 市町村計画で定める数：幼稚園または保育所の幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、指定都市・中核市が市町村子ども・子育て支援事業計画に設定することができる「量の見込み」の上乗せ量。「量の見込み」に「市町村計画で定める数」を加えた数を超えない場合は原則認可するものとされている。



<量の見込みと確保方策>

【1号（教育標準時間認定子ども）】

確保方策 1号（3～5歳） 特定教育・保育施設（確認を受ける幼稚園）
 特定教育・保育施設（認定こども園の1号認定部分）
 確認を受けない幼稚園

■市全体【1号（教育標準時間認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定子ども	人	9,392	9,254	9,032	8,789	8,508
	教育利用希望の強い2号	人	452	633	816	998	1,180
	合計（A）	人	9,844	9,887	9,848	9,787	9,688
確保方策	特定教育・保育施設	人	0	1,870	3,070	3,440	3,440
	確認を受けない幼稚園	人	12,330	10,290	9,090	8,720	8,720
	合計（B）	人	12,330	12,160	12,160	12,160	12,160
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	2,486	2,273	2,312	2,373	2,472

■南部【1号（教育標準時間認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定子ども	人	1,726	1,714	1,698	1,689	1,651
	教育利用希望の強い2号	人	58	83	108	134	159
	合計（A）	人	1,784	1,797	1,806	1,823	1,810
確保方策	特定教育・保育施設	人	0	0	400	400	400
	確認を受けない幼稚園	人	1,420	1,420	1,020	1,020	1,020
	合計（B）	人	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－364	－377	－386	－403	－390

■西部【1号（教育標準時間認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定子ども	人	2,300	2,274	2,214	2,168	2,093
	教育利用希望の強い2号	人	108	153	198	243	288
	合計（A）	人	2,408	2,427	2,412	2,411	2,381
確保方策	特定教育・保育施設	人	0	930	1,330	1,330	1,330
	確認を受けない幼稚園	人	2,680	1,750	1,350	1,350	1,350
	合計（B）	人	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	272	253	268	269	299



■中部【1号（教育標準時間認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定子ども	人	1,048	1,034	1,004	967	910
	教育利用希望の強い2号	人	52	59	67	74	81
	合計（A）	人	1,100	1,093	1,071	1,041	991
確保方策	特定教育・保育施設	人	0	220	220	220	220
	確認を受けない幼稚園	人	2,500	2,200	2,200	2,200	2,200
	合計（B）	人	2,500	2,420	2,420	2,420	2,420
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	1,400	1,327	1,349	1,379	1,429

■東部【1号（教育標準時間認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定子ども	人	2,792	2,714	2,637	2,543	2,491
	教育利用希望の強い2号	人	144	205	267	328	390
	合計（A）	人	2,936	2,919	2,904	2,871	2,881
確保方策	特定教育・保育施設	人	0	600	1,000	1,000	1,000
	確認を受けない幼稚園	人	3,610	3,010	2,610	2,610	2,610
	合計（B）	人	3,610	3,610	3,610	3,610	3,610
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	674	691	706	739	729

■北部【1号（教育標準時間認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定子ども	人	1,526	1,518	1,479	1,422	1,363
	教育利用希望の強い2号	人	90	133	176	219	262
	合計（A）	人	1,616	1,651	1,655	1,641	1,625
確保方策	特定教育・保育施設	人	0	120	120	490	490
	確認を受けない幼稚園	人	2,120	1,910	1,910	1,540	1,540
	合計（B）	人	2,120	2,030	2,030	2,030	2,030
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	504	379	375	389	405

※教育利用希望の強い2号…保育の必要性があり、かつ幼児期の教育利用希望が強い子どものこと。



【2号（3～5歳・保育認定子ども）】

確保方策 2号（3～5歳） 特定教育・保育施設（認可保育所）
 特定教育・保育施設（認定こども園の2号認定部分）
 認証保育所

■市全体【2号（3～5歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	2号認定子ども（A）	人	5,686	5,663	5,641	5,618	5,595
確保 方策	特定教育・保育施設	人	5,424	5,943	6,465	6,879	7,215
	認証保育所	人	44	52	60	68	76
	合計（B）	人	5,468	5,995	6,525	6,947	7,291
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－218	332	884	1,329	1,696

■南部【2号（3～5歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	2号認定子ども（A）	人	1,362	1,367	1,372	1,377	1,382
確保 方策	特定教育・保育施設	人	1,253	1,349	1,475	1,571	1,619
	認証保育所	人	23	23	23	23	23
	合計（B）	人	1,276	1,372	1,498	1,594	1,642
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－86	5	126	217	260

■西部【2号（3～5歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	2号認定子ども（A）	人	1,327	1,370	1,414	1,457	1,501
確保 方策	特定教育・保育施設	人	1,277	1,461	1,635	1,779	1,875
	認証保育所	人	12	20	20	28	28
	合計（B）	人	1,289	1,481	1,655	1,807	1,903
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－38	111	241	350	402



■中部【2号（3～5歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2号認定子ども（A）	人	1,049	955	862	768	674
確保方策	特定教育・保育施設	人	1,069	1,089	1,089	1,089	1,089
	認証保育所	人	0	0	0	0	0
	合計（B）	人	1,069	1,089	1,089	1,089	1,089
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	20	134	227	321	415

■東部【2号（3～5歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2号認定子ども（A）	人	1,143	1,115	1,087	1,059	1,031
確保方策	特定教育・保育施設	人	1,062	1,218	1,392	1,488	1,584
	認証保育所	人	6	6	14	14	22
	合計（B）	人	1,068	1,224	1,406	1,502	1,606
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－75	109	319	443	575

■北部【2号（3～5歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2号認定子ども（A）	人	805	856	906	957	1,007
確保方策	特定教育・保育施設	人	763	826	874	952	1,048
	認証保育所	人	3	3	3	3	3
	合計（B）	人	766	829	877	955	1,051
需給バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－39	－27	－29	－2	44



【3号（1～2歳・保育認定子ども）】

確保方策 3号（1～2歳） 特定教育・保育施設（認可保育所）
 特定教育・保育施設（認定こども園の3号認定部分）
 特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業）
 認証保育所

■市全体【3号（1～2歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（1～2歳）(A)	人	3,806	3,908	4,010	4,112	4,214
確保 方策	特定教育・保育施設	人	2,829	3,155	3,503	3,779	4,003
	特定地域型保育事業	人	89	154	219	258	310
	認証保育所	人	227	235	243	251	259
	合計（B）	人	3,145	3,544	3,965	4,288	4,572
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－661	－364	－45	176	358

■南部【3号（1～2歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（1～2歳）(A)	人	943	963	982	1,002	1,021
確保 方策	特定教育・保育施設	人	658	722	806	870	902
	特定地域型保育事業	人	19	32	45	58	71
	認証保育所	人	74	74	74	74	74
	合計（B）	人	751	828	925	1,002	1,047
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－192	－135	－57	0	26

■西部【3号（1～2歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（1～2歳）(A)	人	1,034	1,079	1,125	1,170	1,216
確保 方策	特定教育・保育施設	人	689	815	931	1,027	1,091
	特定地域型保育事業	人	32	58	84	97	110
	認証保育所	人	23	31	31	39	39
	合計（B）	人	744	904	1,046	1,163	1,240
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－290	－175	－79	－7	24



■中部【3号（1～2歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（1～2歳）(A)	人	626	576	525	475	424
確保 方策	特定教育・保育施設	人	559	559	559	559	559
	特定地域型保育事業	人	3	3	3	3	3
	認証保育所	人	0	0	0	0	0
	合計（B）	人	562	562	562	562	562
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－64	－14	37	87	138

■東部【3号（1～2歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（1～2歳）(A)	人	828	901	974	1,047	1,120
確保 方策	特定教育・保育施設	人	601	705	821	885	949
	特定地域型保育事業	人	26	52	78	91	104
	認証保育所	人	90	90	98	98	106
	合計（B）	人	717	847	997	1,074	1,159
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－111	－54	23	27	39

■北部【3号（1～2歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（1～2歳）(A)	人	375	389	404	418	433
確保 方策	特定教育・保育施設	人	322	354	386	438	502
	特定地域型保育事業	人	9	9	9	9	22
	認証保育所	人	40	40	40	40	40
	合計（B）	人	371	403	435	487	564
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－4	14	31	69	131



【3号（0歳・保育認定子ども）】

確保方策 3号（0歳）

特定教育・保育施設（認可保育所）

特定教育・保育施設（認定こども園の3号認定部分）

特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業）

認証保育所

■市全体【3号（0歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（0歳）(A)	人	749	817	884	952	1,018
確保 方策	特定教育・保育施設	人	725	835	955	1,045	1,115
	特定地域型保育事業	人	18	48	78	96	120
	認証保育所	人	49	53	57	61	65
	合計（B）	人	792	936	1,090	1,202	1,300
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	43	119	206	250	282

■南部【3号（0歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（0歳）(A)	人	194	215	235	256	276
確保 方策	特定教育・保育施設	人	159	179	209	229	239
	特定地域型保育事業	人	6	12	18	24	30
	認証保育所	人	16	16	16	16	16
	合計（B）	人	181	207	243	269	285
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	－13	－8	8	13	9

■西部【3号（0歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（0歳）(A)	人	199	223	248	272	296
確保 方策	特定教育・保育施設	人	194	234	274	304	324
	特定地域型保育事業	人	6	18	30	36	42
	認証保育所	人	5	9	9	13	13
	合計（B）	人	205	261	313	353	379
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	6	38	65	81	83



■中部【3号（0歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（0歳）（A）	人	106	103	100	97	94
確保 方策	特定教育・保育施設	人	121	121	121	121	121
	特定地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	認証保育所	人	0	0	0	0	0
	合計（B）	人	121	121	121	121	121
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	15	18	21	24	27

■東部【3号（0歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（0歳）（A）	人	185	197	208	220	231
確保 方策	特定教育・保育施設	人	171	211	251	271	291
	特定地域型保育事業	人	6	18	30	36	42
	認証保育所	人	18	18	22	22	26
	合計（B）	人	195	247	303	329	359
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	10	50	95	109	128

■北部【3号（0歳・保育認定子ども）】

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	3号（0歳）（A）	人	65	79	93	107	121
確保 方策	特定教育・保育施設	人	80	90	100	120	140
	特定地域型保育事業	人	0	0	0	0	6
	認証保育所	人	10	10	10	10	10
	合計（B）	人	90	100	110	130	156
需給 バランス	確保（供給）B－ 見込み（需要）A	人	25	21	17	23	35



【満3歳未満児の保育利用率（確保方策の数／満3歳未満児童数）】

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全体	保育利用率	24.4%	28.6%	33.2%	37.0%	40.5%
	満3歳未満児の利用定員数	3,937人	4,480人	5,055人	5,490人	5,872人
	満3歳未満児童数	16,152人	15,641人	15,224人	14,853人	14,514人

南部	保育利用率	26.6%	30.2%	34.7%	38.4%	40.9%
	満3歳未満児の利用定員数	932人	1,035人	1,168人	1,271人	1,332人
	満3歳未満児童数	3,505人	3,426人	3,365人	3,310人	3,257人
西部	保育利用率	22.1%	28.1%	33.6%	38.4%	41.9%
	満3歳未満児の利用定員数	949人	1,165人	1,359人	1,516人	1,619人
	満3歳未満児童数	4,292人	4,148人	4,039人	3,948人	3,866人
中部	保育利用率	37.7%	40.1%	41.6%	43.0%	44.4%
	満3歳未満児の利用定員数	683人	683人	683人	683人	683人
	満3歳未満児童数	1,812人	1,703人	1,643人	1,589人	1,539人
東部	保育利用率	22.2%	27.1%	33.0%	36.5%	40.3%
	満3歳未満児の利用定員数	912人	1,094人	1,300人	1,403人	1,518人
	満3歳未満児童数	4,115人	4,035人	3,934人	3,844人	3,766人
北部	保育利用率	19.0%	21.6%	24.3%	28.5%	34.5%
	満3歳未満児の利用定員数	461人	503人	545人	617人	720人
	満3歳未満児童数	2,428人	2,329人	2,243人	2,162人	2,086人



2 地域子ども・子育て支援事業

※（ ）は市の事業名、〔 〕は量の見込み及び確保方策設定上の区分です。

放課後児童健全育成事業

該当事業：(18) 放課後児童健全育成事業の充実

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

低学年は、小学生調査に基づき、国の手引きに沿って算出した推計値をベースに、高学年は、平成26年4月時点で高学年の希望者全員が入所できている放課後ルーム（54校中27校）の利用率を参考として算出した推計値をベースとして量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

利用できない児童がいる学校については、学校ごとに状況が異なることから、個別に施設整備等を図ります。

<量の見込みと確保方策>

■市全体

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（低学年）	人	4,477	4,270	4,027	3,970	3,911
量の見込み（高学年）	人	613	576	540	551	553
①量の見込み（合計）	人	5,090	4,846	4,567	4,521	4,464
②確保方策（合計）	人	4,881	4,981	5,041	5,041	5,041
②－①	人	－209	135	474	520	577

■南部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（低学年）	人	855	878	859	857	850
量の見込み（高学年）	人	139	127	115	117	118
①量の見込み（合計）	人	994	1,005	974	974	968
②確保方策（合計）	人	1,010	1,030	1,030	1,030	1,030
②－①	人	16	25	56	56	62

■西部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（低学年）	人	1,060	1,010	951	921	910
量の見込み（高学年）	人	140	130	121	123	123
①量の見込み（合計）	人	1,200	1,140	1,072	1,044	1,033
②確保方策（合計）	人	1,070	1,110	1,150	1,150	1,150
②－①	人	－130	－30	78	106	117

■中部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（低学年）	人	549	490	431	433	427
量の見込み（高学年）	人	54	51	48	49	49
①量の見込み（合計）	人	603	541	479	482	476
②確保方策（合計）	人	711	711	711	711	711
②－①	人	108	170	232	229	235



■東部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（低学年）	人	1,258	1,195	1,146	1,132	1,100
量の見込み（高学年）	人	146	143	141	144	145
①量の見込み（合計）	人	1,404	1,338	1,287	1,276	1,245
②確保方策（合計）	人	1,238	1,258	1,278	1,278	1,278
②－①	人	－166	－80	－9	2	33

■北部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（低学年）	人	755	697	640	627	624
量の見込み（高学年）	人	134	125	115	118	118
①量の見込み（合計）	人	889	822	755	745	742
②確保方策（合計）	人	852	872	872	872	872
②－①	人	－37	50	117	127	130

妊婦健康診査事業

該当事業：(34) 妊婦健康診査の推進

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

受診票交付者数（妊娠届出者数）は平成23年度から平成25年度における妊娠届出者数に対する0歳児人口の割合から未出産率の平均を算出し、0歳児人口に未出産率分の人数を上乘せして推計しました。健診回数については、国が示す一人当たりの望ましい受診回数は14回程度ですが、本市の平成23年度から平成25年度までの一人当たりの平均受診回数は12.0回であることから、見込みは一人当たり12回として算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

量の見込みに対応するための実施体制を構築します。

<量の見込みと確保方策>

■市全体

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	受診票交付者数 (妊娠届出者数)	5,577人	5,425人	5,299人	5,180人	5,068人
	健診回数 ※	66,924回	65,100回	63,588回	62,160回	60,816回
確保方策		実施場所：千葉県内・外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関及び助産所に委託 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める標準的項目 健診回数：14回				

※健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの



乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

該当事業：（41）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

すべての乳児のいる家庭に訪問を実施するため、0歳児人口を見込みとして設定します。

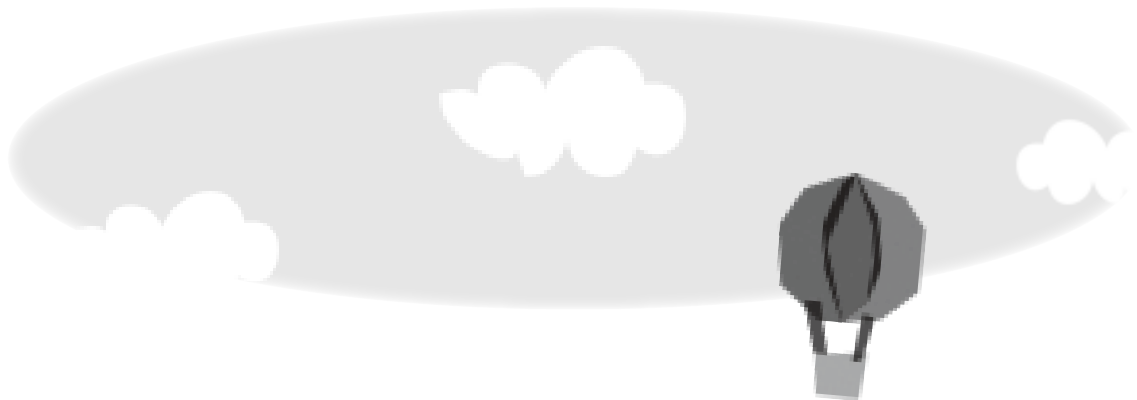
<確保方策の設定に当たっての考え方>

生後60日までに乳児家庭を全戸訪問することが可能となるような実施体制を整備します。

<量の見込みと確保方策>

■市全体

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	5,150人	5,009人	4,893人	4,783人	4,680人
確保方策	実施体制：赤ちゃん訪問員（週3日勤務：5人）、委嘱妊産婦・新生児訪問指導員（12人）、 地区保健師、看護師 実施機関：4保健センター				



**地域子育て支援拠点事業**

該当事業：(46) 子育て支援センターにおける地域子育て支援拠点機能の充実
(47) 児童ホームにおける地域子育て支援拠点機能の充実

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

地域子育て支援拠点事業については現在市内2か所の子育て支援センター及び20か所の児童ホームで実施しており、今後の児童数の推計値は減少傾向にありますが、利用者は増加傾向にあるため、これまでの実績値及び就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査に基づく地域ごとの利用割合を参考としながら量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

子育て支援センター及び児童ホームは、子育て中の親子が気軽に集え、育児の不安や悩みを相談できる拠点として、より多くの親子が利用できるよう事業内容の充実に努めます。

<量の見込みと確保方策>

■市全体

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	延べ利用人数	183,283人	184,370人	185,457人	186,543人	187,630人
②確保方策	か所数	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所

■南部

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	延べ利用人数	38,633人	38,862人	39,091人	39,320人	39,549人
②確保方策	か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

■西部

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	延べ利用人数	40,480人	40,721人	40,961人	41,201人	41,441人
②確保方策	か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

■中部

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	延べ利用人数	24,763人	24,909人	25,056人	25,203人	25,350人
②確保方策	か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

■東部

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	延べ利用人数	52,075人	52,384人	52,693人	53,001人	53,310人
②確保方策	か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

■北部

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	延べ利用人数	27,332人	27,494人	27,656人	27,818人	27,980人
②確保方策	か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所



時間外保育事業（延長保育事業）

該当事業：(53) 時間外保育事業（延長保育事業）の充実

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

認可保育所の入所児童数に対する時間外保育利用者の割合を参考とし、この割合を2号・3号認定子どもの量の見込みに乗じて見込みを算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

量の見込みに見合った事業量を確保します。

<量の見込みと確保方策>

■市全体

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	1,495	1,517	1,538	1,560	1,581
②確保方策	人	1,495	1,517	1,538	1,560	1,581
②－①	人	0	0	0	0	0

■南部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	365	372	378	385	391
②確保方策	人	365	372	378	385	391
②－①	人	0	0	0	0	0

■西部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	373	390	407	423	440
②確保方策	人	373	390	407	423	440
②－①	人	0	0	0	0	0

■中部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	260	239	217	196	174
②確保方策	人	260	239	217	196	174
②－①	人	0	0	0	0	0

■東部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	315	323	331	340	348
②確保方策	人	315	323	331	340	348
②－①	人	0	0	0	0	0

■北部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	182	193	205	216	228
②確保方策	人	182	193	205	216	228
②－①	人	0	0	0	0	0

**一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）**

該当事業：(54) ①幼稚園における一時預かり事業

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

1号認定による利用の量の見込みは国の手引きに沿った算出方法により算定し、2号認定による利用の量の見込みは平成25年8月の幼稚園預かり保育実施状況及び待機児童解消加速化プラン意向調査結果と平成26年6月の新制度への移行に関する意向調査結果を踏まえ、算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

量の見込みに見合った事業量の確保に努めます。

※参考 平成25年6月の預かり保育利用者延べ人数 12,016人
平成25年度年間利用者延べ人数（概算） 144,192人 程度
（平成25年8月幼稚園預かり保育実施状況及び待機児童解消加速化プラン意向調査結果より）

<量の見込みと確保方策>**■市全体**

※単位は延べ利用人数

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定による利用)	人	101,645	100,152	97,754	95,119	92,082
量の見込み② (2号認定による利用)	人	54,240	35,460	30,420	43,260	65,100
③確保方策	人	155,885	135,612	128,174	138,379	157,182
③－(①＋②)	人	0	0	0	0	0

■南部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定による利用)	人	12,617	12,544	12,452	12,402	12,119
量の見込み② (2号認定による利用)	人	6,960	9,960	3,960	7,080	10,080
③確保方策	人	19,577	22,504	16,412	19,482	22,199
③－(①＋②)	人	0	0	0	0	0

■西部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定による利用)	人	26,092	25,850	25,201	24,719	23,857
量の見込み② (2号認定による利用)	人	12,960	6,360	2,760	8,160	13,560
③確保方策	人	39,052	32,210	27,961	32,879	37,417
③－(①＋②)	人	0	0	0	0	0



■中部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定による利用)	人	12,839	12,696	12,332	11,901	11,194
量の見込み② (2号認定による利用)	人	6,240	1,080	2,040	2,880	3,720
③確保方策	人	19,079	13,776	14,372	14,781	14,914
③－(①＋②)	人	0	0	0	0	0

■東部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定による利用)	人	37,758	36,762	35,771	34,546	33,841
量の見込み② (2号認定による利用)	人	17,280	6,600	5,040	12,360	19,800
③確保方策	人	55,038	43,362	40,811	46,906	53,641
③－(①＋②)	人	0	0	0	0	0

■北部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定による利用)	人	12,339	12,300	11,998	11,551	11,071
量の見込み② (2号認定による利用)	人	10,800	11,460	16,620	12,780	17,940
③確保方策	人	23,139	23,760	28,618	24,331	29,011
③－(①＋②)	人	0	0	0	0	0

**一時預かり事業〔幼稚園在園児対象型以外〕**

- 該当事業：(54) ②保育所における一時預かり事業（一時保育）
(55) ファミリー・サポート・センター事業の実施〔就学前児童のみ〕
(56) 子育て短期支援事業の充実〔夜間養護等〕

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

A 保育所における一時預かり事業（一時保育）

今後の児童数の推計値は減少傾向にありますが、これまでの実績を見ると、利用者数は概ね増加傾向にあることから、過去の利用実績の増減率を参考に市全体の量の見込みを算定しました。

また、区域ごとの量の見込みについては市全体の量の見込みを国の手引きに基づき算出したニーズ量の比で按分しました。なお、ニーズ量の比はAからCのすべての事業に対するニーズ量の比となっています。

B ファミリー・サポート・センター事業〔就学前児童のみ〕

今後の児童数の推計値は減少傾向にありますが、これまでの利用実績を見ると、概ね増加傾向にあることから、過去の利用実績の増減率を参考に見込みを算定しました。

C 子育て短期支援事業〔夜間養護等〕

現在は松戸市内の施設を活用して事業を実施していますが、平成28年度より実施場所が市内に新たに整備される母子生活支援施設に移ることから、松戸市の平成23年度から平成25年度までの利用実績を基に、本事業の対象年齢である1～17歳における本市との人口規模の比（1.35）を乗じて量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

A 保育所における一時預かり事業（一時保育）

南部地域において供給量の不足が見込まれることから、平成28年度に開所予定である認可保育所での一時預かり事業の実施を図っていくとともに、新設する認可保育所があれば積極的に一時預かり事業の開設を案内していきます。

B ファミリー・サポート・センター事業〔就学前児童のみ〕

平成23年度から平成25年度までの協力会員数の増減率と同じ期間の協力会員1人当たりの援助件数から、確保できる援助件数を算出しました。

C 子育て短期支援事業〔夜間養護等〕

現在の施設では、原則として1日1人分の利用が可能であることから、年間で延べ365日が利用可能となります。平成27年度は、船橋市の利用実績におけるショートステイと夜間養護等の利用比率に基づき振り分けました。平成28年度以降は実施場所の移設により、1日6人分の利用が可能となることから、年間の延べ利用可能日数を2,190日とし、松戸市が実施している同事業の利用実績におけるショートステイと夜間養護等の利用比率に基づき振り分けました。



<量の見込みと確保方策>

■市全体

※単位は延べ利用人数

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(合計)	人	27,696	29,091	30,560	32,108	33,739
①量の見込みA 保育所における一時預かり事業(一時保育)	人	23,005	24,293	25,653	27,090	28,607
①量の見込みB ファミリー・サポート・センター事業〔就学前〕	人	4,411	4,518	4,628	4,741	4,857
①量の見込みC 子育て短期支援事業〔夜間養護等〕	人	280	280	279	277	275
②確保方策(合計)	人	64,643	68,493	71,730	71,979	72,241
②確保方策 A 保育所における一時預かり事業(一時保育)	人	60,000	63,000	66,000	66,000	66,000
②確保方策 B ファミリー・サポート・センター事業〔就学前〕	人	4,619	4,845	5,082	5,331	5,593
②確保方策 C 子育て短期支援事業〔夜間養護等〕	人	24	648	648	648	648
②合計－①合計	人	36,947	39,402	41,170	39,871	38,502

上記のうち、A 保育所における一時預かり事業(一時保育)のみ

■市全体

※単位は延べ利用人数

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込みA	人	23,005	24,293	25,653	27,090	28,607
②確保方策A	人	60,000	63,000	66,000	66,000	66,000
②－①	人	36,995	38,707	40,347	38,910	37,393

■南部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	4,899	5,219	5,571	5,947	6,326
②確保方策	人	3,000	6,000	9,000	9,000	9,000
②－①	人	－1,899	781	3,429	3,053	2,674

■西部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	7,179	7,571	7,988	8,450	8,930
②確保方策	人	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
②－①	人	19,821	19,429	19,012	18,550	18,070

■中部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	2,376	2,443	2,556	2,672	2,790
②確保方策	人	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
②－①	人	6,624	6,557	6,444	6,328	6,210



■東部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	5,051	5,373	5,676	5,998	6,365
②確保方策	人	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
②－①	人	9,949	9,627	9,324	9,002	8,635

■北部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	3,500	3,687	3,862	4,023	4,196
②確保方策	人	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
②－①	人	2,500	2,313	2,138	1,977	1,804

ファミリー・サポート・センター事業〔就学児のみ〕

該当事業：(55) ファミリー・サポート・センター事業の実施〔就学児のみ〕

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

今後の児童数の推計値は減少傾向にありますが、これまでの利用実績をみると、概ね増加傾向にあることから、過去の利用実績の増減率を参考に見込みを算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

平成23年度から平成25年度までの協力会員数の増減率と同じ期間の協力会員1人当たりの援助件数から、確保できる援助件数を算出しました。

<量の見込みと確保方策>

■市全体

※単位は延べ利用人数

(低学年)

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	1,367	1,401	1,435	1,470	1,506
②確保方策	人	1,432	1,502	1,575	1,653	1,733
②－①	人	65	101	140	183	227

(高学年)

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	659	675	692	709	726
②確保方策	人	690	724	760	797	836
②－①	人	31	49	68	88	110



子育て短期支援事業（ショートステイ）

該当事業：(56) 子育て短期支援事業の充実（ショートステイ）

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

現在は松戸市内の施設を活用して事業を実施していますが、平成28年度より実施場所が市内に新たに整備される母子生活支援施設に移ることから、松戸市の平成23年度から平成25年度までの利用実績を基に、本事業の対象年齢である1～17歳における本市との人口規模の比（1.35）を乗じて量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

現在の施設では、原則として1日1人分の利用が可能であることから、年間で延べ365日が利用可能となります。平成27年度は、船橋市の利用実績におけるショートステイと夜間養護等の利用比率に基づき振り分けました。平成28年度以降は実施場所の移設により、1日6人分の利用が可能となることから、年間の延べ利用可能日数を2,190日とし、松戸市が実施している同事業の利用実績におけるショートステイと夜間養護等の利用比率に基づき振り分けました。

<量の見込みと確保方策>

■市全体

※単位は延べ利用日数

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	日	666	666	663	658	652
②確保方策	日	341	1,542	1,542	1,542	1,542
②－①	日	－325	876	879	884	890

**病児保育事業**

該当事業：(57) 病児保育事業の実施

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

今後の児童数の推計値は減少傾向にありますが、これまでの実績を見ると、利用者は概ね増加傾向にあることから、利用実績の増減率を参考に市全体の量の見込みを算定しました。

なお、区域ごとの量の見込みについては、市全体の量の見込みを国の手引きに基づき算出した二ーズ量の比で按分しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

北部地域には、病児・病後児保育施設がないことから、北部地域の量の見込みに見合った事業量は他の4地域で確保します。

<量の見込みと確保方策>**■市全体**

※単位は延べ利用人数

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	2,015	2,098	2,184	2,274	2,368
②確保方策	人	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
②－①	人	2,985	2,902	2,816	2,726	2,632

■南部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	540	567	597	629	662
②確保方策	人	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②－①	人	460	433	403	371	338

■西部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	560	582	604	629	654
②確保方策	人	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②－①	人	440	418	396	371	346

■中部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	226	232	240	246	252
②確保方策	人	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②－①	人	1,774	1,768	1,760	1,754	1,748

■東部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	459	477	495	515	538
②確保方策	人	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②－①	人	541	523	505	485	462



■北部

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	230	240	248	255	262
②確保方策	人	0	0	0	0	0
②－①	人	－230	－240	－248	－255	－262

利用者支援事業

該当事業：(59) 利用者支援事業の実施

<量の見込み及び確保方策の考え方>

平成27年度には市役所及び子育て支援センター 2 か所において利用者支援事業を実施することを予定し、量の見込みを算定するとともに、確保方策を設定しました。

<量の見込みと確保方策>

■市全体

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	か所	3	3	3	3	3
②確保方策	か所	3	3	3	3	3
②－①	か所	0	0	0	0	0

**養育支援訪問事業**

該当事業：(94) 養育支援訪問事業の充実

<量の見込みの算定に当たっての考え方>

平成23年度から平成25年度までの各年度の相談受付件数（虐待含む養護相談¹⁴⁾）に、各年度4月1日時点の継続支援件数を加えたものを支援対象児童数とし、そのうち本事業を導入した児童の割合を算出、その割合と今後の相談件数等の増加見込みから量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定に当たっての考え方>

本事業導入が必要な家庭が発生した際、市全域で対応ができるよう、訪問員の委嘱及び委託を行います。

<量の見込みと確保方策>**■市全体**

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	15人	15人	15人	16人	16人
②確保方策	委嘱訪問員：7名（千葉県助産師会船橋地区部会所属） 委託団体：公益財団法人船橋市福祉サービス公社（ヘルパー）				

14) 養護相談：児童虐待相談のほか、父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権停止した親の子、後見人を持たない児童等に関する相談。



2

教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策

5区域別に提供する教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の一部について、区域ごとに平成31年度の量の見込みと確保方策をまとめると、以下のとおりとなります。

■市全体（平成31年度）



		3～5歳		0～2歳		
		1号	2号		3号	
			教育利用意向	保育のみ	1～2歳	0歳
		・幼稚園	・長時間預かり保育実施幼稚園 ・認定こども園	・認可保育所 ・認定こども園 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所
量の見込み		8,508人	1,180人	5,595人	4,214人	1,018人
確保方策	教育・保育施設	12,160人		7,215人	4,003人	1,115人
	地域型保育事業	－		－	310人	120人
	認証保育所	－		76人	259人	65人
	合計	12,160人		7,291人	4,572人	1,300人
需給ギャップ		2,472人		1,696人	358人	282人

	3～5歳			0～2歳	
	1号	2号		3号	
		教育利用意向	保育のみ	1～2歳	0歳
推計児童数（平成31年度）	15,550人			9,834人	4,680人
推計児童数に対する割合	54.7%	7.6%	36.0%	42.9%	21.8%

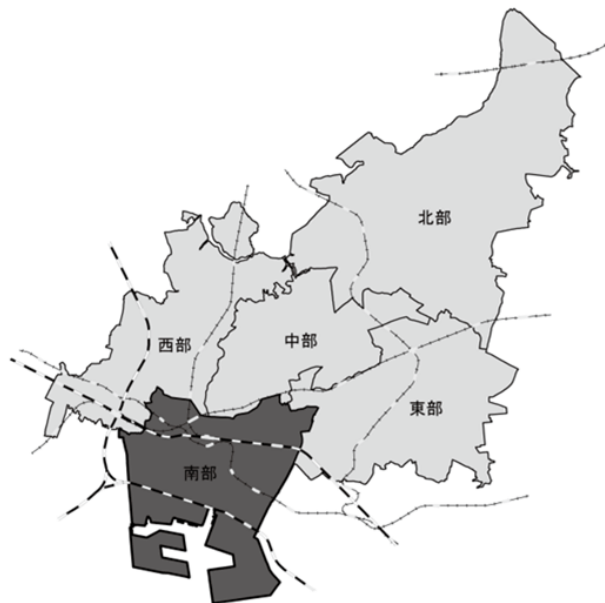
	①量の見込み	②確保方策	②－①
時間外保育事業(延長保育事業)	1,581人	1,581人	0人
放課後児童健全育成事業	4,464人	5,041人	577人
地域子育て支援拠点事業	187,630人	22か所	—
幼稚園における一時預かり事業	157,182人	157,182人	0人
保育所における一時預かり事業(一時保育)	28,607人	66,000人	37,393人
病児保育事業	2,368人	5,000人	2,632人

第5章

計画の推進方策



■南部（平成31年度）



		3～5歳			0～2歳	
		1号	2号		3号	
			教育利用意向	保育のみ	1～2歳	0歳
			・幼稚園	・長時間預かり保育実施幼稚園 ・認定こども園	・認可保育所 ・認定こども園 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所
量の見込み		1,651人	159人	1,382人	1,021人	276人
確保方策	教育・保育施設	1,420人		1,619人	902人	239人
	地域型保育事業	－		－	71人	30人
	認証保育所	－		23人	74人	16人
	合計	1,420人		1,642人	1,047人	285人
需給ギャップ		－390人		260人	26人	9人

	3～5歳			0～2歳	
	1号	2号		3号	
		教育利用意向	保育のみ	1～2歳	0歳
推計児童数（平成31年度）	3,229人			2,178人	1,079人
推計児童数に対する割合	51.1%	4.9%	42.8%	46.9%	25.6%

	①量の見込み	②確保方策	②－①
時間外保育事業(延長保育事業)	391人	391人	0人
放課後児童健全育成事業	968人	1,030人	62人
地域子育て支援拠点事業	39,549人	4か所	—
幼稚園における一時預かり事業	22,199人	22,199人	0人
保育所における一時預かり事業(一時保育)	6,326人	9,000人	2,674人
病児保育事業	662人	1,000人	338人



■西部（平成31年度）



		3～5歳		0～2歳	
		1号	2号		3号
			教育利用意向	保育のみ	
		・幼稚園	・長時間預かり保育実施幼稚園 ・認定こども園	・認可保育所 ・認定こども園 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所
量の見込み		2,093人	288人	1,501人	1,216人
確保方策	教育・保育施設	2,680人		1,875人	1,091人
	地域型保育事業	—		—	110人
	認証保育所	—		28人	39人
	合計	2,680人		1,903人	1,240人
需給ギャップ		299人		402人	24人

		3～5歳		0～2歳	
		1号	2号		3号
			教育利用意向	保育のみ	
推計児童数（平成31年度）		3,935人		2,593人	1,273人
推計児童数に対する割合		53.2%	7.3%	38.1%	46.9%

	①量の見込み	②確保方策	②－①
時間外保育事業(延長保育事業)	440人	440人	0人
放課後児童健全育成事業	1,033人	1,150人	117人
地域子育て支援拠点事業	41,441人	4か所	—
幼稚園における一時預かり事業	37,417人	37,417人	0人
保育所における一時預かり事業(一時保育)	8,930人	27,000人	18,070人
病児保育事業	654人	1,000人	346人



■中部（平成31年度）



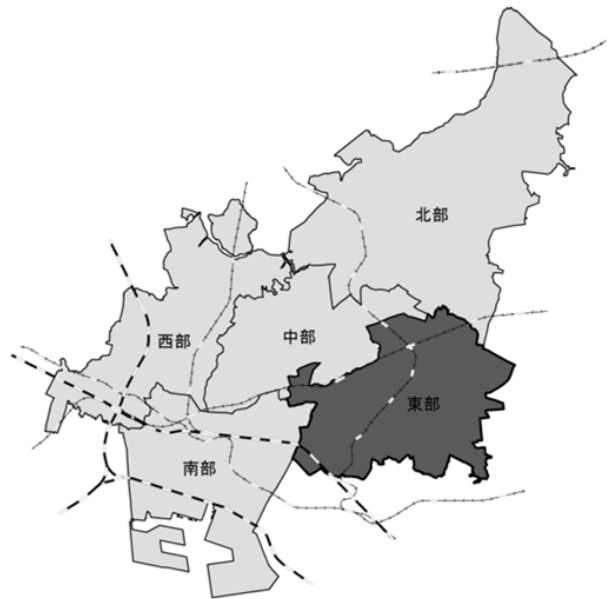
		3～5歳			0～2歳	
		1号	2号		3号	
			教育利用意向	保育のみ	1～2歳	0歳
		・幼稚園	・長時間預かり保育実施幼稚園 ・認定こども園	・認可保育所 ・認定こども園 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所
量の見込み		910人	81人	674人	424人	94人
確保方策	教育・保育施設	2,420人		1,089人	559人	121人
	地域型保育事業	－		－	3人	0人
	認証保育所	－		0人	0人	0人
	合計	2,420人		1,089人	562人	121人
需給ギャップ		1,429人		415人	138人	27人

	3～5歳			0～2歳	
	1号	2号		3号	
		教育利用意向	保育のみ	1～2歳	0歳
推計児童数（平成31年度）	1,717人			1,050人	489人
推計児童数に対する割合	53.0%	4.7%	39.3%	40.4%	19.2%

	①量の見込み	②確保方策	②－①
時間外保育事業(延長保育事業)	174人	174人	0人
放課後児童健全育成事業	476人	711人	235人
地域子育て支援拠点事業	25,350人	5か所	—
幼稚園における一時預かり事業	14,914人	14,914人	0人
保育所における一時預かり事業(一時保育)	2,790人	9,000人	6,210人
病児保育事業	252人	2,000人	1,748人



■東部（平成31年度）



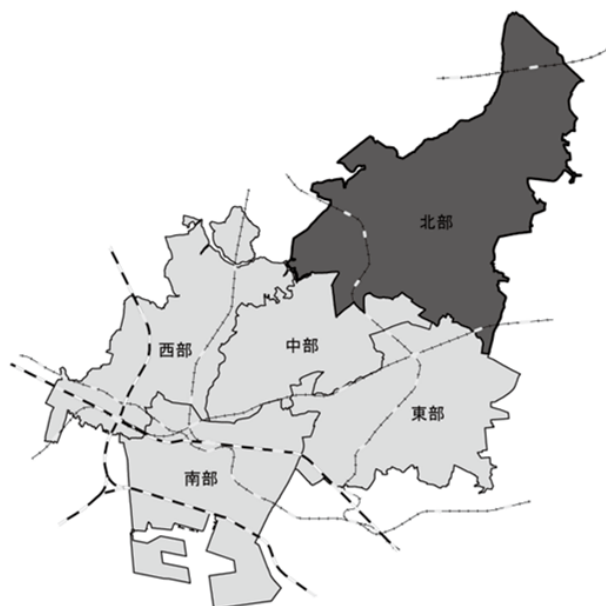
		3～5歳		0～2歳	
		1号	2号		3号
			教育利用意向	保育のみ	
		・幼稚園	・長時間預かり保育実施幼稚園 ・認定こども園	・認可保育所 ・認定こども園 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所
量の見込み		2,491人	390人	1,031人	1,120人
確保方策	教育・保育施設	3,610人		1,584人	949人
	地域型保育事業	—		—	104人
	認証保育所	—		22人	106人
	合計	3,610人		1,606人	1,159人
需給ギャップ		729人		575人	39人

		3～5歳		0～2歳	
		1号	2号		3号
			教育利用意向	保育のみ	
推計児童数（平成31年度）		3,991人		2,549人	1,217人
推計児童数に対する割合		62.4%	9.8%	25.8%	43.9%

	①量の見込み	②確保方策	②－①
時間外保育事業(延長保育事業)	348人	348人	0人
放課後児童健全育成事業	1,245人	1,278人	33人
地域子育て支援拠点事業	53,310人	5か所	—
幼稚園における一時預かり事業	53,641人	53,641人	0人
保育所における一時預かり事業(一時保育)	6,365人	15,000人	8,635人
病児保育事業	538人	1,000人	462人



■北部（平成31年度）



		3～5歳			0～2歳	
		1号	2号		3号	
			教育利用意向	保育のみ	1～2歳	0歳
		・幼稚園	・長時間預かり保育実施幼稚園 ・認定こども園	・認可保育所 ・認定こども園 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所	・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認証保育所
量の見込み		1,363人	262人	1,007人	433人	121人
確保方策	教育・保育施設	2,030人		1,048人	502人	140人
	地域型保育事業	－		－	22人	6人
	認証保育所	－		3人	40人	10人
	合計	2,030人		1,051人	564人	156人
需給ギャップ		405人		44人	131人	35人

	3～5歳			0～2歳	
	1号	2号		3号	
		教育利用意向	保育のみ	1～2歳	0歳
推計児童数（平成31年度）	2,678人			1,464人	622人
推計児童数に対する割合	50.9%	9.8%	37.6%	29.6%	19.5%

	①量の見込み	②確保方策	②－①
時間外保育事業(延長保育事業)	228人	228人	0人
放課後児童健全育成事業	742人	872人	130人
地域子育て支援拠点事業	27,980人	4か所	—
幼稚園における一時預かり事業	29,011人	29,011人	0人
保育所における一時預かり事業(一時保育)	4,196人	6,000人	1,804人
病児保育事業	262人	0人	－262人



3 計画の進捗状況の点検・評価

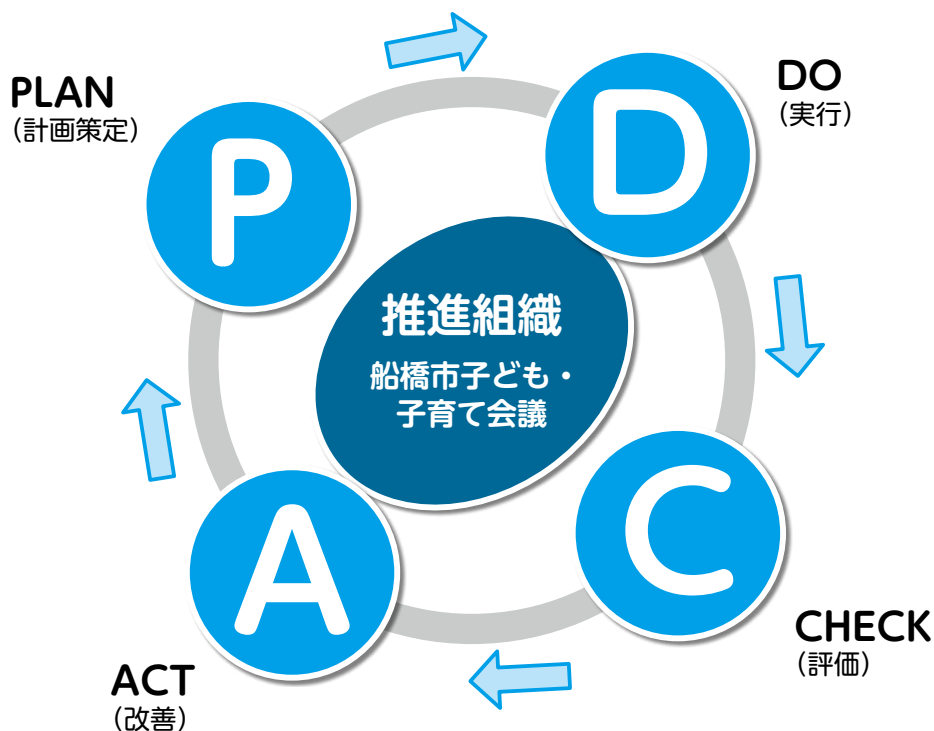
本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行い、その推進を図ることとし、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）の両面から毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。

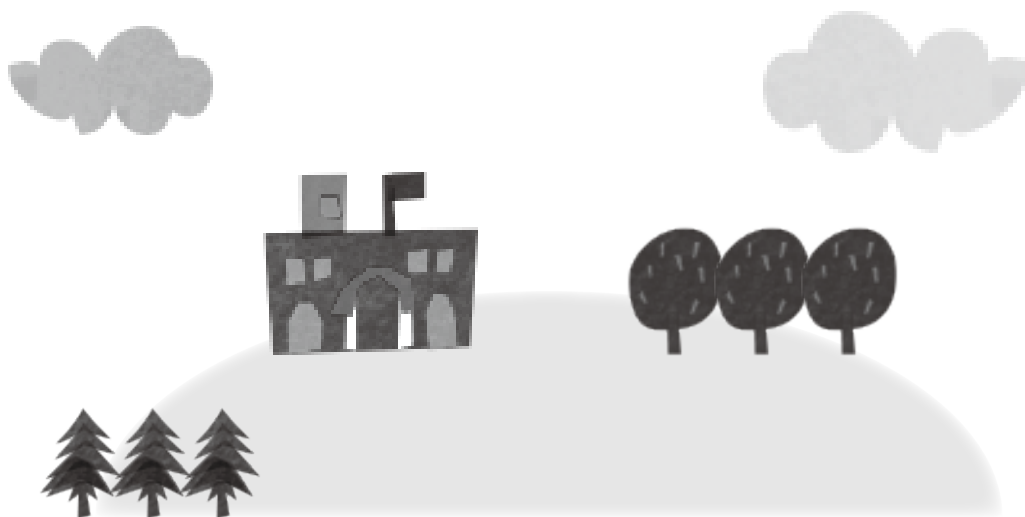
なお、本計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。この場合、見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間である平成31年度までとします。

4 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、船橋市子ども・子育て会議において、事業等の実施状況の報告・進行管理を行います。

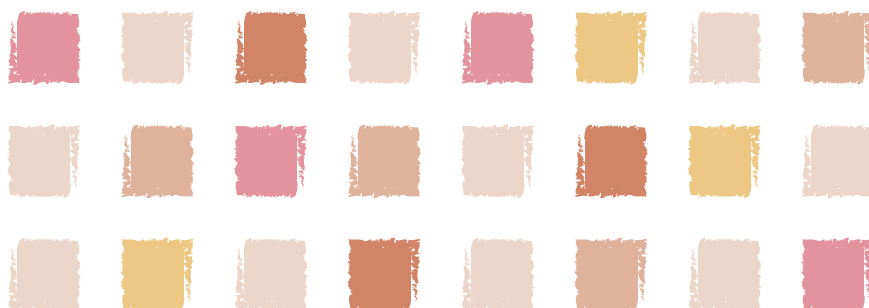
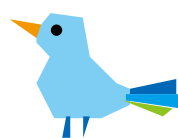
PDCAサイクルのイメージ







参考資料





計画の策定体制

①船橋市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第61条第7項において、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、地方版の子ども・子育て会議等の意見を聴かなければならないこととなっています。

本市では、「船橋市子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画素案に対する意見の聴取を行いました。

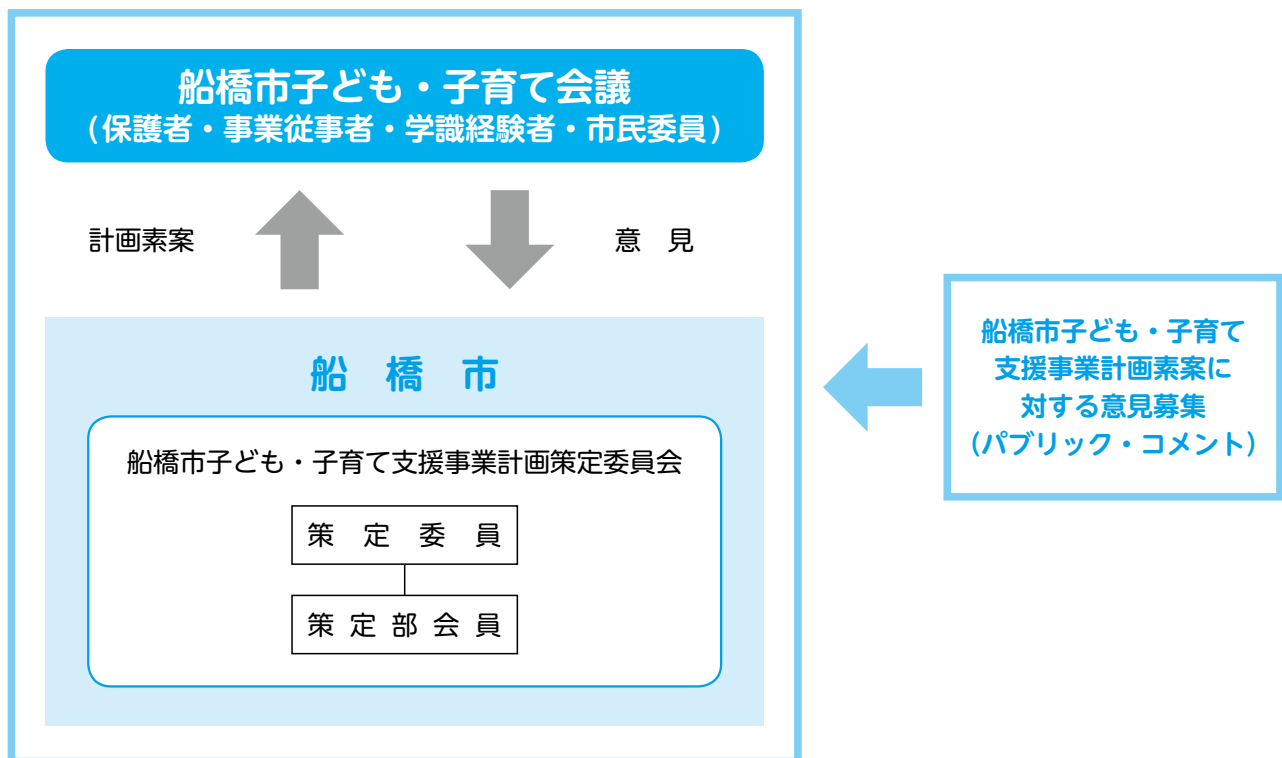
②船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

市の庁内に、船橋市子ども・子育て支援事業計画の原案を作成する組織として、健康福祉局長、子育て支援部長及び関係各課長による「船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置しました。また、策定委員会には、原案作成を円滑に進めるため、策定委員の推薦を受けた職員による策定部会を設置しました。

③本計画素案に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施

平成26年12月15日（月）に本計画素案を公表し、同日から平成27年1月14日（水）までを期間として、素案に対する意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

【計画の策定体制】





船橋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日
船橋市条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員は、法第6条第2項に規定する保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議決とすることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「会長」と、第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(資料提出の要求等)

第9条 子ども・子育て会議又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



船橋市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・50音順)

任期：平成25年9月1日～平成27年8月31日

※役職等は委員委嘱日現在のものです。

氏名	役職等	備考
赤塚 倫子	船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会副会長	
阿部 光弘	市民委員	
生田 邦彦	船橋市私立保育園協議会会長	
伊藤ミチ子	船橋市認可外保育所連絡会顧問	
今仲希伊子	船橋市保育園父母会連絡会会長	
岩浅 景一	船橋市私立幼稚園連合会会長	
太田 光洋	和洋女子大学教授	副会長
大塚 良次	金杉台小学校長	
梶原 理恵	市民委員	
勝倉 教雄	全日本私立幼稚園連合会事務局長代行	
上村 義昭	船橋市社会福祉協議会常務理事	任期～H26.8.25
小杉 典子	船橋市PTA連合会事務局長	
柴崎 正行	大妻女子大学教授	会長
高橋 克文	千葉県民間保育振興会副会長	
田中 善之	日本青年会議所教育部会顧問	
薦木 明彦	千葉県市川児童相談所長	
鶴崎 桜子	ふなばしファミリー・サポート・センター協力会員 (会員リーダー)	
寺崎 昭久	船橋市社会福祉協議会常務理事	任期H26.8.26～
中原 美恵	東洋大学教授	
松崎 総一	全国私立保育園連盟総務組織部員	
若生美知子	船橋市民生児童委員協議会副会長	



船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の原案を作成するため、船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は健康福祉局長を、副委員長は子育て支援部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(策定部会)

第5条 委員会に、原案の作成を円滑に行うため、策定部会を置く。

2 策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 策定部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部子ども政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表

局及び部等	委 員
企画財政部	政策企画課長、財政課長、男女共同参画センター所長
総務部	行政管理課長
健康福祉局	健康福祉局長
健康部	健康政策課長、健康増進課長
福祉サービス部	地域福祉課長、障害福祉課長
子育て支援部	子育て支援部長、子ども政策課長、児童家庭課長、保育課長、保育施設整備課長、児童育成課長、療育支援課長
経済部	商工振興課長
管理部	教育総務課長
学校教育部	学務課長、指導課長、総合教育センター所長
生涯学習部	社会教育課長、青少年課長



策定経過

年度	年月日	内 容
平成25年度	平成25年 8月22日	平成25年度第1回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	9月25日	平成25年度第1回船橋市子ども・子育て会議
	10月17日	第2回船橋市子ども・子育て会議
	10月25日	平成25年度第1回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会策定部会
	11月13日	第3回船橋市子ども・子育て会議
	11月20日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施（12月17日まで）
	平成26年 1月～2月	グループインタビューの実施
	1月23日	第4回船橋市子ども・子育て会議
	2月24日	第5回船橋市子ども・子育て会議
平成26年度	4月10日	平成26年度第1回船橋市子ども・子育て会議
	4月11日 4月17日	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を国に報告
	5月 7日	平成26年度第1回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会策定部会
	5月22日	第2回船橋市子ども・子育て会議
	7月17日	第3回船橋市子ども・子育て会議
	8月22日	第4回船橋市子ども・子育て会議
	9月18日	第2回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会策定部会
	9月30日	第5回船橋市子ども・子育て会議
	10月 1日	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を国に報告（中間的とりまとめ）
	10月20日	第6回船橋市子ども・子育て会議
	11月 4日	平成26年度第1回船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	11月17日	第7回船橋市子ども・子育て会議
	12月15日	船橋市子ども・子育て支援事業計画素案の公表と意見募集（パブリック・コメント）（平成27年1月14日まで）
	12月24日	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を国に報告（全国集計値への反映）
	平成27年 2月 6日	第8回船橋市子ども・子育て会議
	2月25日	子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく計画策定に向けた千葉県との協議
	3月	船橋市子ども・子育て支援事業計画策定



子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

本計画を策定するにあたり、どのような子育て支援施策が必要かを把握するため、アンケート調査を実施しました。

【調査の種類と方法】

調査の種類	対象者	実施方法
就学前児童調査	市内在住の就学前児童（0～6歳）のいる保護者を対象に、住民基本台帳より6,000人を無作為抽出	郵送配布・郵送回収
小学生調査	市内在住の小学校（1～6年生）に通学する年齢の児童のいる保護者を対象に、住民基本台帳より3,000人を無作為抽出	郵送配布・郵送回収
母子健康手帳交付者（初妊婦）調査	平成25年9月2日から平成25年12月17日までの間、初めて妊娠届出書を提出された方、はじめてママになるための教室及びパパ・ママ教室に参加された方で同意をいただいた方612人を対象	郵送及び窓口配布・郵送回収
市民調査	市内在住の市民（18歳以上）を対象に、住民基本台帳より1,500人を無作為抽出	郵送配布・郵送回収
事業所調査	平成24年経済センサス活動調査市内事業所データから、従業員10人以上の500事業所を無作為抽出	郵送配布・郵送回収

■抽出条件 基 準 日：平成25年10月16日

就学前児童：平成25年3月31日現在で6歳未満の者

小 学 生：平成25年4月1日現在で小学校1年生～6年生の年齢である者

市 民：平成25年4月1日現在で18歳以上の者

■調査期間 平成25年11月20日（水）～平成25年12月17日（火）

【配布・回収状況】

調査の種類	有効配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	5,989票	2,877票	48.0%
小学生調査	2,996票	1,395票	46.6%
母子健康手帳交付者（初妊婦）調査	610票	260票	42.6%
市民調査	1,494票	447票	29.9%
事業所調査	480票	126票	26.3%

※有効配布数は、配布数からあて先不明、事業撤退を除いた数



2 グループインタビューの概要

5行政ブロックごとに子育てサークルや子育てサロン等を1グループ抽出し、これからの子育て支援に対する希望や、現在市で展開している子育て支援施策の満足度等について、グループインタビュー（ヒアリング）を実施しました。

【開催場所と参加者数】

	南部	西部	中部	東部	北部
サークル・ サロン主催者	民間子育て サークル	児童ホーム・ 児童育成課	高根・金杉地区 社会福祉協議会	児童ホーム・ 児童育成課・ 薬円台地区 社会福祉協議会	二和地区 社会福祉協議会
開催場所 (施設名)	南本町子育て 支援センター	本中山児童ホーム	高根公民館	薬円台児童ホーム	二和公民館
参加者数	10名	7名	5名	5名	12名

アンケート調査結果は、グループインタビューの結果とともに、「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」としてまとめました。報告書は船橋市ホームページにおいて公表しています。



用語解説 (50 音順)

※平成27年4月以降の事業内容で記載しています。

※本市独自の名称等を使用しているものについては㊦マークがついています。

あ行

○**育児休業制度** いくじきゅうぎょうせいど 労働者が事業主に申し出ることにより、原則として子が1歳に達するまでの間その子を養育するために休業をすることができる制度のこと（一定の範囲の期間雇用者も対象となる）。

○**1号認定子ども(教育標準時間認定子ども)** ごうにんてい こ きょうようひょうじかんにんてい こ 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性がないと認定を受けた子ども。

○**一時預かり事業** いちじあず りぎょう 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のこと。

○**NPO** えぬぴーおー 「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

か行

○**確認(制度)** かくにん せいど 給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること。

○**家庭的保育事業** かていてきほいくじぎょう 地域型保育事業の一つで、家庭的保育者が、自宅の居室などを保育室として使い、保護者に代わって家庭的な雰囲気のもとで保育を行う事業のこと。

○**確保方策** かくほほうさく 量の見込みに対応するため設定する、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期のこと。施設及び事業をいつ、どのくらい供給するかを示す。

○**教育・保育施設** きょういく ほいくしせつ 認定こども園・幼稚園・認可保育所の総称。

○**教育・保育提供区域** きょういく ほいくていきょうくいき 市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するために定める区域のこと。各市町村はこの教育・保育提供区域ごとに、提供する量の見込みと確保方策を設定する。（※詳細はP10～11参照。）

○**行政ブロック(㊦)** ぎょうせい 船橋市総合計画において地区コミュニティを束ねる概念として設定している区域のこと。市域を南部、西部、中部、東部、北部の5つの区域に分けている。（※詳細はP10～11参照。）

○**居宅訪問型保育事業** きょたくほうもんがたほいくじぎょう 地域型保育事業の一つで、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業のこと。

○**合計特殊出生率** ごうけいとくしゅしゅつしやうりつ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。

○**子育て支援コーディネーター(㊦)** こそだ しえん 子どもの成長発達・遊ばせ方、接し方、授乳、食事・人間関係の悩みなどの相談に対応する経験豊かな保育士等の専門職員のこと。

○**子育て短期支援事業** こそだ たんきしえんじぎょう 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設



設等に入所させ、必要な保護を行う事業のこと。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。

○**子ども・子育て関連3法** 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（通称：認定こども園法の一部改正法）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称。

○**子ども・子育て支援新制度** 子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のこと。消費税の増税分を主な財源とし、平成27年4月より開始。

○**子ども・子育て支援法** 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。子ども・子育て関連3法の一つとして平成24年8月に制定された法律。

○**子ども・子育て会議（地方版子ども・子育て会議）** 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例で定める合議制の機関（設置は努力義務）。本市においては、平成25年9月に保護者・事業従事者・学識経験者・市民委員など20名の委員構成により設置。（※条例及び委員名簿はP126～127を参照。）

○**子ども医療費助成（㊦）** 0歳から中学校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する制度のこと。自己負担金は、入院が1日300円、通院が1回300円である。

○**こども発達相談センター（㊦）** 就学前の子どもの発達に関する心配事を心理発達相談員等が相談に応じている施設のこと。

○**子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業** 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業のこと。

さ行

○**3号認定子ども（0～2歳・保育認定子ども）** 満3歳未満の子どもであって、保育の必要性があると認定を受けた子ども。

○**時間外保育事業（延長保育事業）** 保護者の就労形態等の事情により、通常時間を超えて子どもを預かる事業のこと。

○**事業所内保育事業** 地域型保育事業の一つで、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の3号認定を受けた子どもの保育を行う事業のこと。

○**次世代育成支援対策推進法** 家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、制定された法律。地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたもの。当初は平成27年3月31日までの時限立法であったが、平成37年3月31日まで10年間延長となった。

○**施設型給付** 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のこと。

○**市町村子ども・子育て支援事業計画** 子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期として市町村が策定する教育・保育及び地域子ども・



子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する計画のこと。

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業** 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業のこと。

- 児童虐待** 保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うこと。

- 児童発達支援事業所** 障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得または集団生活への適応のための訓練を行う、児童福祉法に基づく事業所のこと。

- 児童発達支援センター** 障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得または集団生活への適応のための訓練を行う、児童福祉法に基づく施設のこと。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

- 児童ホーム（市）** 0歳から18歳未満の児童が、誰でも自由に遊べる施設のこと。児童館。

- 小規模保育事業** 地域型保育事業の一つで、少人数（6人以上19人以下）で保育を行う事業のこと。

- 少子高齢化** 出生数が減少し子どもの割合が低下するとともに、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。

た 行

- 第三者評価制度** 福祉サービス第三者評価制度のことで、利用者がサービスを選択する際の目安や事業所の内容を把握することができるよう、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が評価する制度のこと。

- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業** 新規参入事業者に対する相

談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）及び障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業のこと。

- 地域型保育給付** 地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）を対象とした給付のこと。

- 地域型保育事業** 少人数の単位で、主に満3歳未満の保育を必要とする子どもを預かる市町村認可事業のこと。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型がある。

- 地域子育て支援拠点事業** 地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のこと。

- 地域子ども・子育て支援事業** 子ども・子育て支援新制度において市町村が実施することとなる13事業の総称。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

- 地区コミュニティ（市）** 船橋市総合計画において、地域的な視点に立って行政を行うとともに、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定している区域のこと。市域を24のコミュニティに分けている。（※詳細はP10～11参照。）

- 特定教育・保育施設** 市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まない。

- 特定地域型保育事業** 市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

- 特定不妊治療** 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精のこと。



な行

- 2号認定子ども（3～5歳・保育認定子ども）** 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があると認定を受けた子ども。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業（㊦））** 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のこと。本市においては「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後60日以内に訪問を実施することとしている。
- 認可外保育施設** 保育を行うことを目的とする認可保育所以外の施設のこと。
- 認可保育所** 保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受けて設置・運営される施設のこと。
- 認証保育所（㊦）** 認可外保育施設のうち、一定の基準を満たし、船橋市が認証した施設のこと。
- 認定こども園** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）に基づき、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備えるものとして都道府県知事から認定（幼保連携型認定こども園については都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）から認可）を受ける施設のこと。以下の4つの類型がある。
 - ①幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす。新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる。

- ②幼稚園型 認可幼稚園が、保育の必要性があると認定された子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。
- ③保育所型 認可保育所が、保育の必要性があると認定された子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。
- ④地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない施設が、認定こども園として必要な機能を果たす。

- 妊婦健康診査事業** 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業のこと。

は行

- 発達支援保育（㊦）** 保育所において、配慮の必要性がある子どもがサポートを受けながら、子ども同士の関わりを通し、共に育ち合う保育のこと。
- ひとり親家庭** 母子家庭及び父子家庭のこと。
- 病児保育事業** 病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業のこと。
- ファミリー・サポート・センター事業** 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。
- 船橋市次世代育成支援行動計画（ふなばし・あいプラン）（㊦）** 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として、船橋市が策定したもの。前期計画は平成17年度から平成21年度まで、後期計画は、平成



22年度から平成26年度までを計画期間とする。

- 保育所待機児童** 保育所に入所の申請をしているにも関わらず入所できない児童のこと。
- 保育所における質の向上アクションプログラム** 保育所保育指針に基づき、保育の質の向上を図る行動計画のこと。
- 保育の必要性の認定** 保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性の有無を認定すること。
- 放課後子供教室** 放課後や夏休みなどの子どもの安心・安全な活動場所を確保するため、小学校の施設を活用して自主的な遊びや学習、異年齢の子どもとの交流を行う事業のこと。
- 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム（㊦））** 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のこと。
- 放課後等デイサービス事業所** 就学している障害のある子どもを通所させて、放課後や夏休み等に生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進を図り、放課後等の居場所づくりを行う事業所のこと。

や行

- 養育支援訪問事業** 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業のこと。
- 幼稚園** 学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもを対象とする施設のこと。

- 幼稚園の預かり保育** 幼稚園において通常の教育時間の前後や休業日などに在園児の希望者を対象に行う教育活動のこと。
- 幼保小連携** 幼稚園・保育所・認定こども園に通う就学前から小学校への子どもの成長や学びの円滑な接続等を目的とした幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携体制のこと。

ら行

- 利用者支援事業** 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のこと。
- 量の見込み** 各市町村における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて算定した見込み量（需要量）のこと。
- 労働力率** 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

わ行

- ワーク・ライフ・バランス** 仕事と生活の調和のこと。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

船橋市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

【発行】 船橋市

【編集】 健康福祉局 子育て支援部 子ども政策課

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

電話：047-436-2796

